

みどりのたより

64号 平成27年12月15日

CONTENTS

新年あいさつ	1
I. 行政情報	
1. 農薬による蜜蜂の危害を防止するための我が国の取組	5
2. 水道水中における農薬類の目標値見直しに関する意見の募集について	8
3. 航空法の一部改正に伴う農薬散布等の無人航空機の利用について	10
4. 平成26年度食品からのダイオキシン類一日摂取量調査等の調査結果	16
5. 「農薬を使用することができる作物群」登録について	17
6. ゴルフ場で使用される農薬に係る平成26年度水質調査結果	18
II. 緑の安全管理士会	
1. 平成27年度「緑の安全管理士会」支部大会開催	19
2. 事務局からの連絡とお願い	19
III. 緑の安全推進協会	
1. 更新研修会	20
2. 資格認定研修会	21
3. 特別研修会	21
4. 講師派遣	21
5. 農薬電話相談室	22
6. 「グリーン農薬総覧2015年総合版」のご案内	22
7. 農薬の適正使用等についての「リーフレット」	22
8. 「緑の安全管理士」連絡先等変更届出書	23
9. 「緑の安全管理士」認定証書及び認定証紛失等再発行願い など	24
IV. 平成27年度 植物防疫地区協議会資料 [抜粋 (1~72頁)]	
・ 会議資料&資料編 目次	26

新 年 の ご 挨 拶

(公社) 緑の安全推進協会
会長 齊藤 登

新年を迎え、年頭のご挨拶を申し上げます。

緑の安全推進協会は、昨年社団法人としての発足以来20年の節目を迎え、農薬を正しく理解し安全、適切な使用を推進し確保するというその社会的な使命に対する期待はますます大きくなっているものと感じております。

当協会は、平成7年に社団法人として農林水産省の認定を受け、農薬の適正使用の推進と正しい知識の普及啓発を活動の柱として歩みを進めてまいりました。平成25年度からは、新法人制度の下で公益社団法人として新たなスタートを切り、現在に至っています。

市場に出回る農薬は、農薬取締法に基づく登録制度により厳格な検査の上でその安全性が科学的に担保されております。そこでは、農薬使用に当たって農薬のラベルに記載された使用法や注意事項を守ることが、農産物の消費者や農薬の使用者、さらには周辺環境への安全を確保する前提となっています。

ところが、現場で農薬を使用する場面では農薬について十分な知識を持たない人が適正な使用方法を徹底できない場合が懸念されます。

したがって、この段階でいかにラベルの内容を守って「適正使用」を徹底するかが農薬使用における安全確保にとって、重要な責務となります。当協会は、まさにこの責務をいかに果たすかを中心に活動を展開しています。

特に力を入れているのが、農薬に関する専門的知識を持ち、農薬使用の第一線で、実践的な指導監督を行いうる専門家として「緑の安全管理士」を養成し、資格を認定する事業で、一貫して協会の主要な柱の一つとしてきました。農薬をめぐる技術は日進月歩で、資格を認定された緑の安全管理士といえども、常に新しい知識を吸収し、資質の向上に努め

なければ、専門家としての社会的期待に応えられません。そのため、日常的な技術情報の提供と併せ、5年ごとの資格の更新と、その間の地方支部大会を兼ねた更新研修に参加することを義務付け、レベルの維持向上を図っています。

現在全国で2,880名あまりの管理士が活躍しておられますが、管理士個人の自覚と責任感に基づく活動に多々依存している現状にあり、管理士としての組織的活動への支援の在り方が重要と考えています。

欧米先進諸国においては農薬使用者の研修・資格制度が一層充実されつつあるところであり、我が国においてもその充実が求められているところです。

当協会としては、緑の安全管理士制度の真の定着を実現するため、昨年の20周年を機に、社会の期待に応えるべく、緑の安全管理士各位の積極的な参画を得つつ、さらに一層地域活動の強化と活動の組織化・活性化を図るため、役職員一同、気持ちを一つにして鋭意努力してまいり所存です。

会員各位のご支援を心からお願い申し上げる次第です。

I. 行政情報

ハイライト

1. 農薬による蜜蜂の危害を防止するための我が国の取組 (2015.9月改訂、9月9日)

農林水産省は、2015年6月に公表した「平成26年度蜜蜂被害事例調査の結果と今後の対策について」(平成25～27年度事業)の内容を追加し、Q&Aの改訂を行った。

- (1) Q&Aは全9問で、追加はない。
- (2) Q1, 4, 5, 6, 7は変更なし。Q8は本文変更なし、表形式の記載農薬(5農薬)を追加。Q9は「2013及び2014年度」、「水稻の開花期及びその前後(開花直前から開花期後2週間程度)」(アンダーライン：追加文言)の変更程度。Q2, 3は修正された。
- (3) Q2は、「2013及び2014年度」、「水稻の開花期及びその前後(開花直前から開花期後2週間程度)」の変更。第1項目、ラベル注意事項に係る2015年7月よりの農薬製造者・販売者への要請事項を追加。第2項目末尾、水稻カメムシ防除に多く使われる無人ヘリの実施計画に関する情報提供を追加。新項目「蜜蜂の被害を減らすため、各地域がさまざまな対策をとっています」を追加された。
- (4) Q3は、第2項目、2013年度被害報告に2014年度(平成26年度)被害報告を追加し、本文修正。2014年度の知見(水稻開花期以外の事例、周辺に水稻が栽培されていない地域の事例)および関係者への対応について記載された。

(本文 5頁へ)

2. 水道水中における農薬類の目標値見直しに関する意見の募集について

厚生労働省は、水道水質管理に係る農薬類の「目標値」(6農薬)見直し等について、9月11日から10月13日の間、意見の募集(パブリックコメント)を行った。これは、生活環境水道部会(平成27年2月5日開催)の審議結果を踏まえ、厚生労働省健康局長通知(健発第1010004号、平成15年10月10日)の別添2「目標値」を改正するもの。

施行は平成28年4月1日を予定。

【改正案】農薬類(水質管理目標設定項目)

- ・「アシュラム」 目標値「0.2mg/L」(現)⇒「0.9mg/L」(案)
- ・「ジクロベニル」 目標値「0.01mg/L」(現)⇒「0.03mg/L」(案)
- ・「ダイアジノン」 目標値「0.005mg/L」(現)⇒「0.003mg/L」(案)
- ・「トリシクラゾール」 目標値「0.08mg/L」(現)⇒「0.1mg/L」(案)
- ・「フェニトロチオン」 目標値「0.003mg/L」(現)⇒「0.01mg/L」(案)
- ・「マラチオン」 目標値「0.05mg/L」(現)⇒「0.7mg/L」(案)

(本文 8頁へ)

3. 病害虫防除・農薬登録推進中央協議会の設置(平成27年9月28日、消費・安全局長通知)

農林水産省は、以下の重要な政策課題の着実な推進を図るため、病害虫防除体系の確立や農薬登録の推進が重要とし、円滑かつ迅速に対応することを目的として同中央協議会を設置した。同協議会は、都道府県等から要望や情報を収集し、関係者で共有するとともに、課題の解決に向けた技術的な対応の検討や都道府県等への情報提供等を行う。

- (1) 薬用作物等の地域特産作物の生産拡大
- (2) 無人航空機を活用した安全・適正な農薬散布の推進
- (3) 短期暴露評価への対応
- (4) 薬剤耐性病害虫への対応
- (5) その他(中央協議会の構成員が必要と認める課題)

4. 航空法の一部改正に伴う農薬散布等の無人航空機の利用について

航空法の一部を改正する法律が成立・公布(9/11)され無人航空機についても規制の対象とすることとされた。このことにより、法律の施行(12/10)後は産業用無人ヘリコプターやドローン等の無人航空機を利用して農薬・肥料の散布や播種等を行う場合、事前に申請し、国土交通大臣の許可・承認を受けることが必要になった。

農林水産省と国土交通省は、空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認が円滑かつ迅速に実施できるよう「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱い」(平成27年12月3日)を定め関係者に周知した。

併せて、農林水産省は、「農薬の空中散布等による蜜蜂被害の軽減を図るための情報の活用について」(平成27年12月3日)を発出し、新たに定めた「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」(平成27年12月3日)に基づき、都道府県の植物防疫担当、農薬指導担当、畜産担当及び個々の養蜂家の間で、空中散布等事業計画の情報が共有されるよう通知した。

※ 航空法施行規則の一部を改正する省令

国土交通省は、改正航空法において無人航空機の具体的な禁止空域等の詳細を定める航空法施行規則を改正するパブリックコメント(9/16~10/15)を実施し、11月17日公布、12月10日施行した。

(本文10頁へ)

5. 平成26年度食品からのダイオキシン類一日摂取量調査等の調査結果(平成27年10月5日公表)

厚生労働省は、我が国の平均的な食生活における食品からのダイオキシン類の摂取量の推定と摂取の寄与が大きい個別食品等の調査を行い公表した。

【概要】

(1)食品からのダイオキシン類の国民平均一日摂取量は、0.69pg TEQ/kg bw/日と推定される。摂取量推定値の最大値(2.02pg)の場合でも日本における耐容一日摂取量(TDI)4pg TEQ/kg bw/日より低く、その半分程度。

(2)一部の魚介類等からは依然として比較的高い濃度が検出されている。

(本文16頁へ)

6. 「農薬を使用することができる作物群」登録について(平成27年10月23日)

農林水産省は、同省HP「農薬コーナー」に、今後検討を深める「作物群」登録の拡大に向け、「作物群」、登録する場合の基本的考え方(代表作物の選定等)、必要な科学的データ(作残データ等)の3案を公表した。併せて、近日中にパブリックコメントを実施する意向を公表している。

(本文17頁へ)

7. ゴルフ場で使用される農薬に係る平成26年度水質調査結果(平成27年10月23日公表)

環境省は、ゴルフ場で使用される農薬について、平成26年度に地方自治体及び環境省地方環境事務所が実施したゴルフ場排水等の水質調査の結果を取りまとめ公表した。

【調査概要】

ゴルフ場数：511ゴルフ場

総検体数：延べ17,328検体(サンプル数×調査成分数)

検出状況：指針値の超過なし

(本文18頁へ)

1. 農薬による蜜蜂の危害を防止するための我が国の取組（2015.9月改訂、9月9日）

農水省 HP：http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/index.html

Q2 は、「2013 及び 2014 年度」、「水稻の開花期及びその前後（開花直前から開花期後 2 週間程度）」の変更。第 1 項目、ラベル注意事項に係る 2015 年 7 月よりの農薬製造者・販売者への要請事項を追加。第 2 項目末尾、水稻カメムシ防除に多く使われる無人ヘリの実施計画に関する情報提供を追加。新項目「蜜蜂の被害を減らすため、各地域がさまざまな対策をとっています」を追加された。

Q 2. 農薬による蜜蜂の被害を防ぐため、日本ではどのような対策がとられているのでしょうか。

蜜蜂に対する影響試験の結果に基づき、農薬を使用する際に注意すべき事項をラベルに記載することが定められています。

農林水産省は、農薬登録の前に、農薬の成分を蜜蜂の体に塗布したり、砂糖水に混ぜて蜜蜂に与えたりして、蜜蜂に対する影響を試験して、その結果を登録申請の際に提出するよう、農薬の開発者に求めています。

試験の結果、その農薬成分の蜜蜂に対する毒性が比較的強い（例えばその成分を20%含む薬剤を1000 倍に薄めた散布液が1 匹あたり1 滴分（約0.05 ml）付着しただけでも試験に供した蜜蜂の半数が死んでしまう程度）ことが判明すれば、

- 1) 散布の際に巣箱及びその周辺にかからないようにする
- 2) 養蜂が行われている地区では周辺への飛散に注意する等、ミツバチの危害防止に 努めるなどの注意事項を、その農薬のラベルに表示しなければなりません。

2015 年 7 月より、農薬を使用する農家と養蜂家の間での情報交換をより頻繁に実施するため、農林水産省は、蜜蜂に対する注意事項のうち、上記 2) の注意事項の記載を以下の内容に見直すよう、農薬製造者・販売者に要請しています。

「関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬の散布時期などの情報を提供し、ミツバチの危害防止に努める。」

現在、我が国で農作物に広く使用されている有機リン系、ピレスロイド系、ネオニコチノイド系などの殺虫剤の場合、散布液が0.001～0.0001 ml（1 滴の数十分の1～数百分の1）付着しただけでも蜜蜂が死ぬ可能性があるため、上記の注意事項を守って使用するよう、都道府県を通じて農家を指導しています。

蜜蜂に農薬がかかるのを防ぐため、農家と養蜂家との間の連絡を密にするように指導しています。

養蜂家の方が季節によって花のある地域へと巣箱を移動させることがあるので、農家が農薬を使用するときに、蜜蜂の巣箱が近くにある場合もない場合があります。そこで、農林水産省は、都道府県を通じて、農薬を使用する農家と養蜂家との間で、巣箱の位置及び設置時期や、農薬の散布時期などの情報を交換し、巣箱を退避するなどの対策を講じるよう指導しています。

この指導に基づき、養蜂の盛んな地域を中心に、各地で以下のような取組が行われています。

- ・ 養蜂組合等が、巣箱マップや養蜂家の連絡先などを、周辺農家や、市町村、農協、無人ヘリコプターによる防除を実施する者などに提供する。農薬の散布前には農家が周辺の養蜂家に連絡する。
- ・ 普及指導センターや農協が、当該地域の農薬の使用時期や無人ヘリコプターによる防除の計画を、養蜂組合等を通じて、あらかじめ養蜂家へ提供する。
- ・ 普及指導センターや農協が農薬危被害防止の目的で定期的に開催する協議会等に養蜂組合等が参加

し、養蜂家からの情報を積極的に伝達する。

2013 及び 2014 年度に養蜂の被害があったと農林水産省に報告された事例の中には、現場レベルでの指導が徹底しておらず、農家と養蜂家との間で巣箱の設置場所や農薬の使用時期などの情報共有がなされていないものも少なからずありました。

このため、都道府県の養蜂担当部局が養蜂組合の協力を得て、巣箱の設置される可能性のある場所の情報を農薬使用指導部局・農業団体に伝えていただき、養蜂家と水稻農家の情報の共有が徹底されるよう、あらためて都道府県に指導しました。

また、2013 及び 2014 年度に農林水産省に報告があった被害事例のうち、大半が水稻のカメムシ防除の時期に水田の周辺で発生していました。このため、以下についても併せて都道府県に指導しました。

- ・ 水稻の開花期及びその前後（開花期直前及び開花期後 2 週間程度）のカメムシ防除の時期に水田周辺に置かれた巣箱の蜜蜂が水田に飛来すること、その際にカメムシ防除のために水田に散布する殺虫剤を浴びると蜜蜂の被害が生じることを、水稻農家、養蜂家、都道府県の養蜂担当部局や農薬使用指導部局に広く知っていただくこと。
- ・ 水田に囲まれた場所や周辺に水稻以外の花粉源が少ない場所では、蜜蜂が水田に飛来しやすくカメムシ防除の際に散布される殺虫剤を浴びる確率が高くなるため、養蜂家に、被害発生の低減のためにはこのような場所にはできるだけ巣箱を置かないようにするか、水稻の開花期に巣箱を退避してもらうこと。
- ・ 水稻農家に、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（8 ～ 12時）の農薬散布を避け、できるだけ早朝、または夕刻に散布したり、蜜蜂が浴びにくい形の殺虫剤（粒剤の田面散布）を使用するなどの対策を実施してもらうこと。

水稻のカメムシ防除の多くは無人ヘリコプターを用いて行われています。農林水産省は、2015年度より、さらなる情報共有を図るため、無人ヘリコプターで農薬を散布する者が提出した実施計画に基づき、その情報を都道府県の農薬使用指導部局から養蜂担当部局を通じ養蜂組合等に提供するよう、都道府県を指導しています。

蜜蜂の被害を減らすため、各地域がさまざまな対策をとっています。

2013 年度に比べて 2014 年度に蜜蜂の被害件数が減少した都道府県の取組を調査したところ、以下のような事例がありました。

- ・ 農薬使用者が、水稻のカメムシ防除に使用する農薬を、粉剤から蜜蜂が浴びにくい形の粒剤に変更した。
- ・ 農薬使用者が、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（8 ～12時）を避けて農薬を散布する配慮を行った。
- ・ 養蜂家が、2013年度に被害のあった場所から、被害が少ないと考えられる別の場所に巣箱を移動し、被害を回避した。
- ・ 農薬使用者と養蜂家が、農薬散布時間の情報共有を行い、農薬使用者は蜜蜂の活動が盛んでない早朝又は夕方に農薬散布を実施、養蜂家は農薬の散布される時間に蜜蜂が外に出ないように巣門（巣箱の入り口）の一時閉鎖を実施した。
- ・ 養蜂家同士が、共同で避難場所を確保し避難した。

農林水産省は 2014年度に被害件数の多かった都道府県と意見交換を行い、これらの優良な取組事例を参考に、地域の実態に合わせた取組を今後推進するよう、助言・指導を行いました。

蜜蜂の被害を減らすための対策を、今後も引き続き検討していきます。

蜜蜂の被害があったときには、養蜂家から都道府県に届け出てもらい、まず都道府県の養蜂を担当する部局が被害の状況、ダニ、ウイルスへの感染の有無などを調査しています。その結果、農薬が原因である可能性がある場合は、都道府県の農薬使用の指導を担当する部局が周辺農地の農薬の使用状況を調査し、調査結果を農林水産省に報告します。また、農地の周辺で蜜蜂が農薬を浴びたり取り込んだりしているのかを明らかにする試験研究を農林水産省が実施しています。

2013 及び 2014年度に農林水産省に報告された被害事例を解析した結果、蜜蜂の被害は水稻の開花期とその前後（開花期直前から開花期後 2 週間程度）に多く、水田に飛来した蜜蜂がカメムシ防除に使用したいろいろな殺虫剤を浴びたことが原因である可能性が高いことがわかりました。また、試験研究機関が行った現地調査では、水田周辺に設置した蜜蜂の巣箱からイネの花粉が収集され、蜜蜂が水稻の開花期に水

田に飛来することが裏付けられています。

被害調査は 2015年度も引き続き実施し、収集された事例を詳細に解析していく予定です。試験研究では、蜜蜂が水田で殺虫剤の散布液を直接浴びる以外に、殺虫剤にどの程度触れたり摂取したりする可能性があるかを知るため、イネ花粉や水田の田面水中の殺虫剤の濃度などを調べます。

これらの調査や試験研究から、農薬の使用によって蜜蜂に被害が発生すること及びその仕組みについて新しい知見が得られれば、直ちに被害を減らすためのより効果的な対策を検討し、実施します。

なお、ダニや病気も群内の蜜蜂の数が減少する原因となることが知られています。これらによる悪影響を防ぐため、2011年3月に養蜂家向けに刊行された「養蜂マニュアル」(※) (<http://www.maff.go.jp/test/chikusan/sinko/pdf/youhouka.pdf>) は、蜜蜂の衛生管理対策をとるよう勧めています。

※ 平成22年度の農林水産省の補助事業として、(独) 農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所の蜜蜂の研究者、大学の研究者や各地の養蜂家が共同で取りまとめたものです。

Q3 は、第 2 項目、2013 年度被害報告に 2014 年度(平成 26 年度)被害報告を追加し、本文修正。2014 年度の知見(水稻開花期以外の事例、周辺に水稻が栽培されていない地域の事例) および関係者への対応について記載された。

Q 3. 日本では、農薬による蜜蜂の被害はどの程度発生しているのですか

2013 年度から、蜜蜂の被害事例について、それ以前よりも詳細な調査を行い農林水産省に報告してもらうことにしました。

蜜蜂の被害を減らす対策を考えるためには、被害の発生状況をより正しく知り、被害の発生要因を明らかにする必要があります。具体的には、蜜蜂の被害の程度や発生時期、病気の有無、周辺での作物の栽培状況、農薬の使用状況などの情報が必須です。

農林水産省は、養蜂家の方から被害の報告があった場合の調査手順や調査項目をまとめました。2013 年度から、都道府県に対し、この手順に基づいて、養蜂を担当する部局と農薬使用の指導を担当する部局が連携して調査を実施し、農林水産省に報告してもらうよう、協力をお願いしています。具体的には、まず、養蜂を担当する部局や家畜保健衛生所などが、被害の状況、ダニ、ウイルスへの感染の有無などを調査します。その結果、農薬が原因である可能性がある場合は、農薬の使用の指導を担当する部局が、周辺農地の農薬の使用状況を調査します。

この調査結果は毎年取りまとめます。また、ある程度以上の事例が集まれば、農薬による蜜蜂の被害の発生要因について詳細な解析を行い、被害を低減する対策の検討に活用します。

2013 年度には 69 件、2014 年度には 79 件の被害の報告がありました。

2013 年度(2013 年 5 月 30 日～2014 年 3 月 31 日)及び2014 年度(2014 年 4 月 1 日～2015 年 3 月 31 日)に、蜜蜂の被害について都道府県から、それぞれ 69 件及び 79 件の報告がありました。都道府県に被害を報告した蜂場(養蜂家が巣箱を置いた場所)に被害発生当時置かれていた巣箱数の合計は約 3,000 箱で、前年の 8～9 月の全国の巣箱数(おおよそ 40 万箱)の 1%未満にあたります。

2012 年度までの 10 年間では毎年数件、多い年でも 10 件程度の報告でした。(※)

農林水産省は 2013 年 5 月に、蜜蜂の被害をより正確に知るために、行政に連絡してもらう蜜蜂の異常の状況を明確にするとともに、養蜂家に対して異常を報告してもらうよう呼びかけを強化しました。その結果、養蜂家の協力が得られたため、これまでより多くの事例が報告されたものと考えています。

専門家によれば、農薬による蜜蜂の被害の特徴は、巣門(巣箱の入り口)の前に死虫が観察されることであり、2014 年度の報告では、約 5 割の事例において、最も多い死虫数は 1,000～2,000 匹でした(一般に巣箱 1 箱当たり数万匹の蜜蜂がいるとされています)。

また、被害は水稻の開花期に多く、カメムシ防除に散布されたいろいろな殺虫剤を水田に飛来していた蜜蜂が直接浴びたことが原因であると考えます。

2013 年度からは、被害の報告とともに、瀕死または腐敗の有無等から判断して死後間もないと考えられる蜜蜂が入手できる場合には、農薬を浴びたかどうかを知るための分析試料として採取し、分析機関に送

付してもらうよう依頼しています。2013及び2014年度は、提供された蜜蜂の死虫のサンプル数が十分でなく、カメムシ防除に用いられる殺虫剤のうち、どの殺虫剤が蜜蜂の被害を生じやすいかどうかを推定することはできませんでした。

また、2014年度は、周辺に水稻が栽培されていない地域及び水稻のカメムシ防除の時期以外でも被害事例の報告があり、巣箱の前で採取された蜜蜂の死虫サンプルから殺虫剤の成分が検出されましたが、周辺で使用された殺虫剤が特定できなかったため、検出された殺虫剤と周辺での農薬使用との因果関係は分かりませんでした。

被害事例調査は 2015 年度も引き続き実施してまいります、関係者に対して以下をあらためてお願いしました。

- ・ 巣箱の前で採取された死虫のサンプル数を集められるよう、養蜂家の方々に試料提供の重要性を理解していただくとともに、死虫の採取が可能なよう被害に気がつき次第速やかに都道府県に連絡していただくこと、都道府県は被害発生の連絡を受けた後できるだけ早く現地調査を実施し死虫を採取すること。
- ・ 都道府県は水稻に加え、一定の面積でまとまって栽培されている、あるいは共同防除を実施している作物についても、被害時期に散布された農薬の使用時期、作物などのより詳細な情報を把握すること。

※ 農林水産省が、農薬の使用に伴う事故及び被害の実態を把握するため、農薬によるヒトの中毒事故、農作物、家畜、水産動物の被害などを対象に都道府県から毎年報告を受けているものから、蜜蜂の事故事例を集計したものであり、蜜蜂の被害の把握を目的として行った調査ではありません。（「農薬の被害に伴う事故及び被害の実態調査」）

<詳細は以下をごらんください>

「蜜蜂被害事例調査の中間取りまとめ及び今後の対策について」

(<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/140620.html>)

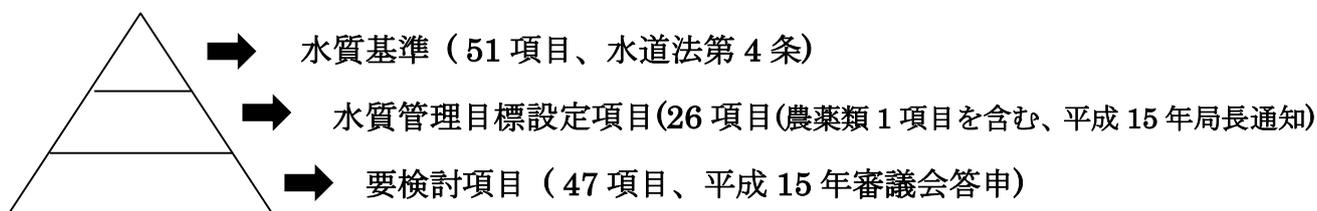
「平成26年度蜜蜂被害事例調査の結果と今後の対策について」

(<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/150623.html>)

2. 水道水中における農薬類の目標値見直しに関する意見の募集について

e-Gov : <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495150153&Mode=1>

●水道水質管理の体系は次のとおり。（平成27年4月1日施行）



※水質基準（51項目）：水道水は、水質基準（記載省略）に適合することが必要。

1	一般細菌	2	総トリハロメタン	3	大腸菌
4	トリクロ酢酸	5	カドミウム及びその化合物	6	ジブプロクロメタン
7	ブプロジクロメタン	8	水銀及びその化合物	9	ブプロホルム
10	セレン及びその化合物	11	ホルムアルデヒド	12	鉛及びその化合物
13	亜鉛及びその化合物	14	ヒ素及びその化合物	15	アルミニウム及びその化合物
16	六価クロム化合物	17	鉄及びその化合物	18	亜硝酸態窒素
19	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	20	シアン化合物イオン及び塩化シアン	21	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン
22	銅及びその化合物	23	マンガン及びその化合物	24	フッ素及びその化合物
25	塩化物イオン	26	砒素及びその化合物	27	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
28	四塩化炭素	29	蒸発残留物	30	1,4-ジオキサン
31	陰イオン界面活性剤	32	ナトリウム及びその化合物	33	ジエオスミン

34	ジクロロメタン	35	2-メチルイソボルネオール	36	テトラクロロエチレン
37	非イオン界面活性剤	38	トリクロロエチレン	39	フェノール類
40	ベンゼン	41	有機物(全有機炭素の量)	42	塩素酸
43	pH 値	44	クロロ酢酸	45	味
46	クロホルム	47	臭気	48	ジクロロ酢酸
49	色度	50	濁度	51	臭素酸

※水質管理目標設定項目（別添 1、26 項目）：水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目。（目標値は省略）

1	アンチモン及びその化合物	2	マンガン及びその化合物	3	ウラン及びその化合物
4	遊離炭酸	5	ニッケル及びその化合物	6	1,1,1-トリクロロエタン
7	1,2-ジクロロエタン	8	メチル-tert-ブチルエーテル	9	トルエン
10	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	11	農薬類 * (目標値は、 Σ 検出値/目標値、1 以下)	12	臭気強度(TON)
13	亜塩素酸	14	蒸発残留物	15	二酸化塩素
16	濁度	17	ジクロロアセトニトリル	18	pH 値
19	抱水コロイド	20	腐食性(ランゲリア指数)	21	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)
22	従属栄養細菌	23	残留塩素	24	1,1-ジクロロエチレン
25	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	26	アルミニウム及びその化合物		

※農薬類（水質管理目標設定項目、別添 2、120 物質）の対象農薬リスト：各水道事業者等がその地域の状況を踏まえて、測定する農薬を選定。（目標値は省略）

D-D	2,2-DPA	2,4-D	EPN	MCPA	アジュラム	アセフェート
アトラジン	アニコホス	アミラズ	・・・			
・・・		メミノストロビン	メトキサジン	メフェナセット	メプロニル	モリネート

※要検討項目（47 項目）：毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目、水質管理目標設定項目に分類できない項目。（目標値は省略）

1	銀及びその化合物	2	フタル酸ブチルベンジル	3	バリウム及びその化合物
4	シクシスチン-LR	5	ビスマス及びその化合物	6	有機すず化合物
7	トリブテン及びその化合物	8	ブロモクロロ酢酸	9	アクリアミド
10	ブロモジクロロ酢酸	11	アクリル酸	12	ジブロモクロロ酢酸
13	17-B-エストラジオール	14	ブロモ酢酸	15	エチル-エストラジオール
16	ジブロモ酢酸	17	エチレンジアミン四酢酸	18	トリブロモ酢酸
19	エビクロヒドリル	20	トリクロロアセトニトリル	21	塩化ビニル
22	ブロモクロロアセトニトリル	23	酢酸ビニル	24	ジブロモアセトニトリル
25	2,4-ジアミノトルエン	26	アセトアルデヒド	27	2,6-ジアミノトルエン
28	MX	29	N,N-ジメチルアニリン	30	キシレン
31	スチレン	32	過塩素酸	33	ダイキシン類
34	パーフルオロオクタンスルホン酸	35	トリエチレントラミン	36	パーフルオロオクタン酸
37	ノルフェノール	38	N-ニトロジメチルアミン	39	ビスフェノール A
40	アニリン	41	ヒドラジン	42	キノリン
43	1,2-ブタジエン	44	1,2,3-トリクロロベンゼン	45	1,3-ブタジエン
46	ニトリロ三酢酸	47	フタル酸ジ(n-ブチル)		

3. 航空法の一部改正に伴う農薬散布等の無人航空機の利用について

●航空法の一部改正（平成 27 年 12 月 10 日施行）

(1) 航空法上の無人航空機の定義

重量が 200g 以上

(2) 無人航空機の飛行ルール

1) 無人航空機の飛行にあたり許可を必要とする空域

- ・ 航空機の侵入表面等の上空の空域
- ・ 地表又は水面から 150m 以上の高さの空域
- ・ 人又は家屋の密集している地域の上空（国土交通省航空局 HP で確認できる）

2) 無人航空機の飛行の方法

無人航空機を飛行させる際は、承認を受けた場合を除き、以下の方法で飛行させる。

- ・ 日中において飛行させる。
- ・ 無人航空機及びその周囲を目視により常時監視する。
- ・ 人又は物件との間に 30m の距離を保って飛行させる。
- ・ 多数のものが集合する催しが行われている場所の上空で飛行させない。
- ・ 火薬類、高压ガス、引火性液体、凶器などの危険物を輸送しない。
- ・ 機体から物件を投下しない。（物件には、農薬、肥料、種子、融雪剤等が該当する）

3) その他

上記 1)、2) に違反した場合は、50 万円以下の罰金を科す。

●国土交通大臣による許可・承認の円滑かつ迅速化

「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」（平成 27 年 12 月 3 日）に基づき、機体・散布装置の認定・登録、オペレーターの認定・管理、安全な空中散布等の指導・徹底等の安全対策が講じられているとして、両局長通知において、簡素化が図られている。

(1) 申請手続きの簡素化

農林水産航空協会や都道府県協議会（無人ヘリコプター協議会）が代行して申請することができる、など。

(2) 許可・承認の基準の弾力化

農林水産航空協会による性能等の確認を受け、かつ、同協会の登録を受けた機体については、許可・承認の基準に適合していると判断し、個別の審査は不要とする。

同協会の技能認定を受け、認定証を交付されている者についても同様の取扱いとする。

< 補足資料として添付 >

平成 27 年度第 2 回農林水産航空事業検討会 (H27. 12. 8) 資料より抜粋

- (1) 空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱いについて(概要)（平成 27 年 12 月 航空局）
- (2) 無人航空機に係る改正航空法等の概要
- (3) 農薬の空中散布等による蜜蜂被害の軽減を図るための情報の活用について
(27 消安第 4649 号平成 27 年 12 月 3 日
農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課長、植物防疫課長)

空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する
許可・承認の取扱いについて（概要）**1. 背景**

無人航空機の飛行の禁止空域や飛行の方法等について定めることを内容とする航空法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 67 号）が公布された（平成 27 年 9 月 11 日）。これに伴い、飛行禁止空域における飛行の許可や飛行の方法によらない飛行の承認に関する事務を行うための審査要領が定められたことから、空中散布等を行う無人航空機の飛行の許可等に関する事務について、同審査要領を適用するにあたっての取扱い方法を定める。

2. 概要**○申請方法**

- ・空中散布等を目的に無人航空機を飛行させる者の許可等の申請は、（一社）農林水産航空協会（以下「農水協」という。）や都道府県協議会等を代表者として、代行申請を可能とする。
- ・事務を円滑に行うために、毎月、農水協から、①農水協の登録を受けた機体の一覧表、②農水協の技能認証を受けた無人航空機を飛行させる者の一覧表に関する情報の提供を受けるものとする。

○許可・承認の基準の確認

- ・許可・承認に係る審査においては、①無人航空機の機能及び性能、②無人航空機を飛行させる者の飛行経歴・知識・能力、③安全を確保するために必要な体制の 3 つの観点から、『基本的な基準』と『飛行形態に応じた追加基準』を定め、それらへの適合性について判断する。
- ・機体については、農水協による性能等の確認を受け、かつ、農水協に登録されている機体如果使用されていれば、基準に適合しているものと判断する。
- ・無人航空機を飛行させる者については、農水協による技能確認を受け、技能認定証が交付されている者が無人航空機を飛行させていれば、基準に適合しているものと判断する。
- ・安全を確保するための体制については、農水省通知「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」に基づき、安全性を確保した適正な飛行のために必要な体制が構築されていれば、基準に適合しているものと判断する。

3. スケジュール

発出日 : 平成 27 年 12 月上旬

施行日 : 平成 27 年 12 月 10 日（改正法の施行日）

無人航空機に係る改正航空法等の概要

無人航空機の定義

飛行機、回転翼航空機等であって人が乗ることができないもの(ドローン、ラジコン機等)のうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの(200g未満のものを除く)

無人航空機の飛行ルール

(1) 無人航空機の飛行にあたり許可を必要とする空域

以下の空域においては、国土交通大臣の許可*を受けなければ、無人航空機を飛行させてはならない。

※安全確保措置をとる場合、飛行を許可

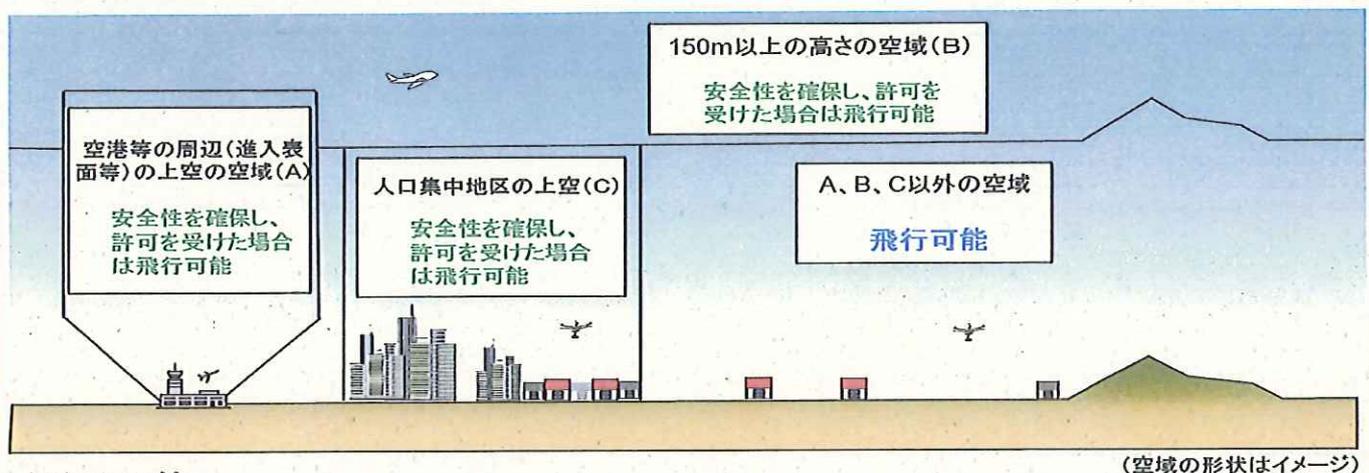
- ① 航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域
 - 空港等周辺に設定された進入表面等の上空の空域【下図A】
 - 地表又は水面から150m以上の高さの空域【下図B】
- ② 人又は家屋の密集している地域の上空
 - 国勢調査の結果を受け設定されている人口集中地区(国土交通大臣が告示で定める区域を除く。)の上空【下図C】

(2) 無人航空機の飛行の方法

無人航空機を飛行させる際は、国土交通大臣の承認を受けた場合*を除いて、以下の方法により飛行させなければならない。

※安全確保措置をとる場合、より柔軟な飛行を承認

- 日中において飛行させること
- 無人航空機及びその周囲を目視により常時監視すること
- 人又は物件との間に30mの距離を保って飛行させること
- 多数の者の集合する催しが行われている場所の上空で飛行させないこと
- 火薬類、高圧ガス、引火性液体、凶器などの危険物を輸送しないこと
- 機体から物件を投下しないこと



(3) その他

- 事故や災害時の国・地方公共団体等による捜索・救助のための飛行の場合は、(1) (2)を適用除外とする。
- (1) (2)に違反した場合には、50万円以下の罰金を科す。

今後のスケジュール

- 施行日 : 平成27年12月10日

27消安第4649号
平成27年12月3日

北海道農政事務所消費・安全部長
各地方農政局消費・安全部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
植物防疫課長

農薬の空中散布等による蜜蜂被害の軽減を図るための情報の活用について

蜜蜂被害の軽減対策については、「平成27年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」（平成27年6月23日付け27消安第1990号・27生畜第463号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長通知。以下「対策通知」という。）により実施しているところであるが、当該通知においては、関係者間の情報交換の更なる徹底を図るため、都道府県の農薬指導担当は、農業団体等の協力を得て、農薬の散布計画等の情報を当該都道府県の畜産担当及び養蜂組合等に提供することとしているところである。

また、無人ヘリコプターによる農薬の散布についても、「蜜蜂被害軽減対策の推進に向けた情報の活用について」（平成27年7月31日付け27消安第2673号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）において、関係者間の情報交換の更なる徹底を図るため、都道府県の農薬指導担当は、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農林水産省農蚕園芸局長通知。以下「旧指導指針」という。）に基づく空中散布等事業計画を当該都道府県の畜産担当及び養蜂組合等に情報提供するよう依頼したところである。

一方、航空法の一部を改正する法律（平成27年法律第67号）が平成27年9月11日に公布され、同法は、平成27年12月10日に施行されることとされている。同法の施行後、無人ヘリコプター等の小型無人機は、「無人航空機」として、航空法（昭和27年法律第231号）の規制の対象となる。このため、今般、旧指導指針で定められていた事項については、新たに「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」（平成27年12月3日付け27消安第4545号農林水産省消費・安全局長通知。以下「新指導指針」という。）により定められることとなったところである。

これらのことを踏まえ、貴職におかれては、農薬の空中散布等による蜜蜂被害の軽減を図るため、下記の事項を貴管下の各都道府県に対し、周知・指導願いたい。

記

1 農薬による蜜蜂被害の軽減に向けた情報交換の更なる徹底

農薬による蜜蜂被害を軽減するためには、都道府県の保有する農薬の散布計画等の情報を有効に活用することが重要であり、その情報について関係機関等で共有することにより、対策通知の記の(2)における情報交換の更なる徹底を図る必要があること。

2 農薬の空中散布等に関する情報の活用

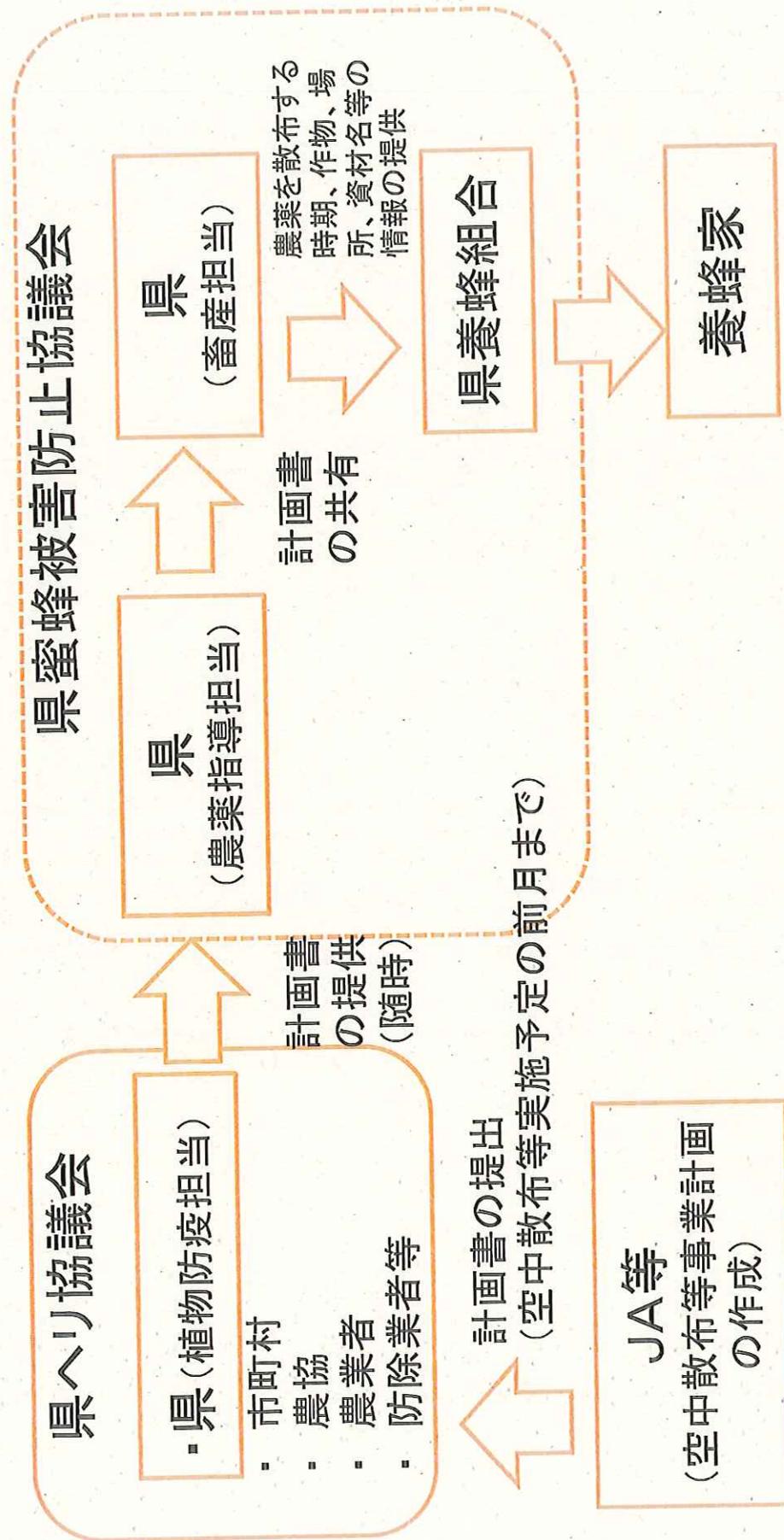
農薬の空中散布等の実施に当たっては、「農林水産航空事業の実施について」（平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知）及び新指導指針に基づき、農薬の空中散布等の実施主体から都道府県の植物防疫担当に対して、空中散布等事業計画が提出されることとなっている。都道府県の植物防疫担当、農薬指導担当及び畜産担当は、以下の取組を通じて、対策通知における情報交換の更なる徹底を図り、蜜蜂被害の発生防止に努めること。

- (1) 都道府県の植物防疫担当は、農薬の空中散布等の実施主体から提出のあった空中散布等事業計画を農薬指導担当へ提供すること。
- (2) 都道府県の農薬指導担当は、農業団体等の協力を得て、(1)で提供された空中散布等事業計画を畜産担当と共有すること。
- (3) 都道府県の畜産担当は、養蜂組合等の協力を得て、個々の養蜂家に対し、(2)で共有された情報のうち、当該養蜂家に関する内容（農薬を散布する時期、作物、場所、資材名等）を整理し伝えること。
- (4) なお、情報提供に当たっては、新指導指針の「第9 情報管理」に留意すること。

3 農薬の使用方法的遵守

都道府県の農薬指導担当は、農薬の空中散布等の実施主体に対して、引き続き、農薬のラベルに記載されている使用方法（適用作物、使用回数、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用するよう指導すること。

無人航空機等による農薬の空中散布等事業計画の情報共有 (フロー図)



4. 平成 26 年度食品からのダイオキシン類一日摂取量調査等の調査結果（平成 27 年 10 月 5 日公表）

厚生労働省 HP : <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099619.html>

●平成 26 年度厚生労働科学研究補助金 食品の安全確保推進研究事業

分担研究報告書 「食品からの塩素化ダイオキシン類の摂取量調査に関する研究塩素化ダイオキシン類のトータルダイエツト調査」

【研究要旨】

マーケットバスケット方式によるトータルダイエツト (TD) 試料を用いて、ダイオキシン類 (PCDD/PCDFs 及び Co-PCBs) の国民平均一日摂取量を求めた。国民健康・栄養調査による地域別の国民平均食品摂取量に基づいて食品を購入し、飲料水を含め 14 群から成る TD 試料を全国 7 地区 8 機関で調製した。ダイオキシン類濃度が高い食品を含む第 10 群 (魚介類) 及び 11 群 (肉・卵類) については、各機関がそれぞれ各 3 セットの試料を調製し、その他の食品群は各 1 セットの試料を調製した。10 及び 11 群については試料毎にダイオキシン類を分析し、その他の群は全地区の試料を混合して分析し、ダイオキシン類の一日摂取量を求めた。その結果、ダイオキシン類の国民平均一日摂取量は 0.69 (範囲:0.26~2.02) pg TEQ/kg bw/day と推定された。10 群 (魚介類) からのダイオキシン類摂取が全体の約 9 割を占めていた。摂取量推定値の平均は、日本の耐容一日摂取量 (4 pg TEQ/kg bw/day) の約 17% であった。摂取量推定値の最大は 2.02 pg TEQ/kg bw/day であり、平均値の約 2.9 倍となり耐容一日摂取量の半分程度に相当した。同一機関であっても推定される摂取量に 1.2~7.6 倍の開きがあり、10 群に含まれている魚介類のダイオキシン類濃度が大きな影響を与えた。

- | | |
|---------------|----------------------|
| 第 1 群：米、米加工品 | 第 2 群：米以外の穀類、種実類、いも類 |
| 第 3 群：砂糖類、菓子類 | 第 4 群：油脂類 |
| 第 5 群：豆類、豆加工品 | 第 6 群：果実、果汁 |
| 第 7 群：緑黄色野菜 | 第 8 群：他の野菜類、キノコ類、海草類 |
| 第 9 群：酒類、嗜好飲料 | 第 10 群：魚介類 |
| 第 11 群：肉類、卵類 | 第 12 群：乳、乳製品 |
| 第 13 群：調味料 | 第 14 群：飲料水 (水道水) |

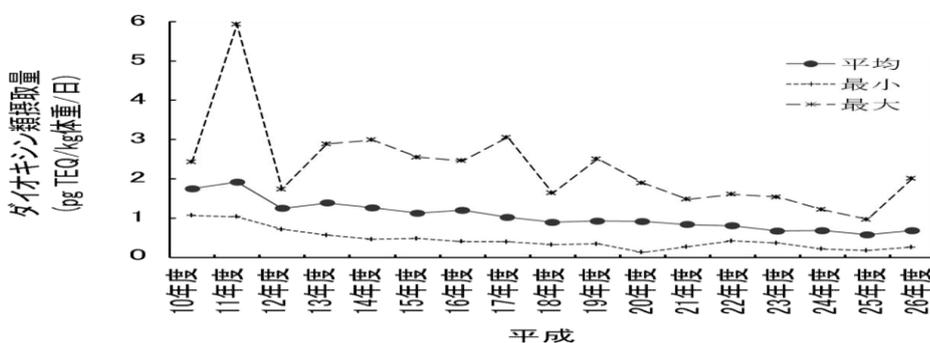


図 ダイオキシン類摂取量の経年変化

5. 「農薬を使用することができる作物群」登録について（平成 27 年 10 月 23 日）

農薬コーナー：http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_sassin/group/top.html

●平成 26 年度植物防疫事業検討会配布資料

作物群を適用作物とする農薬登録について

作物群を適用作物として農薬登録（グループ登録）する取り組みについて、10 月 23 日に農林水産省ホームページで次の案を公表した。

- ① 「果実類」の作物分類案
- ② 代表作物の選定と作物群に対する農薬登録を行う際の原則
- ③ 「果実類」の代表作物案（作物残留試験を行う作物）

1 グループ登録の概要とメリット

- (1) グループ登録は、農薬の残留濃度に影響するような特徴（作物を収穫する部位、収穫物の形、実際に食べる部位など）が似ている作物をまとめて作物群とし、同じ農薬を作物群に含まれる作物に同じ方法で使う場合に、作物群を適用作物として登録するもの。グループ登録が可能となった後でも、従来どおり、個別作物での登録も可能。また、作物群によっては小作物群を設定する等としており、小作物群を適用作物として登録することも可能（別紙参照）。
- (2) 今後作成する作物群は、従来と異なり、国内で栽培され、農薬が使用される全ての作物をいずれかの作物群に分類する。今回お示しした「果実類」の案でも作物群の定義を記載しているが、当該定義に該当する作物は表に個別に記載されていなくてもその作物群に含まれる。そのため、従来のグループのように、通知に作物名を羅列して「通知に載っていないと使えない」となってしまうようなことにならない仕組み。
- (3) グループ登録をすると、その作物群に含まれる全ての作物に使用できる。従って、マイナー作物に対して使用できる農薬が増加する見込み。例えば、都道府県で新たに開発した奨励品種についても、その作物が含まれる作物群での登録されている農薬であれば使用することが出来る。
- (4) 更に、グループ登録申請の際に必要な作物残留試験の合計例数を減らし、原則、マイナー作物での作物残留試験は不要になるようにする。この結果、従来、都道府県で行っていたマイナー作物の作物残留試験数を減らせる見込み。
- (5) 都道府県をはじめとした現場の皆様が、マイナー作物などで利用したい農薬がある場合、従来は個別の作物ごとに農薬メーカーに要望していたが、今後は、現場の皆様からグループでの登録要望を出していただき、グループ登録が進めば、マイナー作物に使用できる農薬が増加し、マイナー作物の効果的な防除が可能になる。

2 今後の流れ

- (1) 「果実類」に関する今後のスケジュールは以下のとおり。
 - ① 近くパブリックコメントを実施し、年度内に通知改正
 - ② 平成 28 年度から「作物群（果実類）」での登録申請受付を開始。
- (2) その他の作物についても検討を進め、作物群等の案ができたものから順次公表していく予定。

6. ゴルフ場で使用される農薬に係る平成26年度水質調査結果（平成27年10月23日公表）

（別紙1）都道府県別の水質調査結果 環境省 HP：<http://www.env.go.jp/press/101562.html>

都道府県	調査ゴルフ場数 ^{注3}		調査対象農薬数 ^注		総検体数 ^{注1、注2、注3}		調査検体数		指針値超過検体数	
北海道	44	(2)	57	(14)	466	(14)	109	(6)	0	(0)
青森県	1	(1)	4	(4)	4	(4)	0	(0)	0	(0)
岩手県	1	(1)	2	(2)	2	(2)	0	(0)	0	(0)
宮城県	5	(1)	71	(2)	165	(2)	5	(0)	0	(0)
秋田県	2		6		6		0		0	
山形県	1	(1)	8	(8)	5	(5)	0	(0)	0	(0)
福島県	13		43		438		134		0	
茨城県	6	(1)	20	(5)	31	(5)	18	(0)	0	(0)
栃木県	58		100		2,101		556		0	
群馬県	2	(2)	22	(22)	17	(17)	0	(0)	0	(0)
埼玉県	25		60		813		677		0	
千葉県	14		74		541		184		0	
東京都	3	(1)	23	(9)	42	(6)	24	(6)	0	(0)
神奈川県	13		43		161		131		0	
山梨県	0		0		0		0		0	
長野県	9		71		314		122		0	
新潟県	6		26		145		52		0	
富山県	8		60		433		433		0	
石川県	2	(2)	10	(10)	11	(11)	0	(0)	0	(0)
福井県	5		29		49		6		0	
岐阜県	5	(2)	26	(22)	37	(22)	0	(0)	0	(0)
静岡県	23		64		816		196		0	
愛知県	25		79		330		111		0	
三重県	3		8		8		0		0	
滋賀県	3	(1)	27	(9)	37	(8)	12	(8)	0	(0)
京都府	12		79		208		157		0	
大阪府	25		63		546		113		0	
兵庫県	79		99		3,918		442		0	
奈良県	24		42		840		385		0	
和歌山県	3		42		380		0		0	
鳥取県	1		43		82		0		0	
島根県	5		31		55		0		0	
岡山県	15		55		741		0		0	
広島県	8		58		432		432		0	
山口県	2	(1)	3	(1)	5	(1)	0	(0)	0	(0)
徳島県	1	(1)	5	(5)	4	(4)	0	(0)	0	(0)
香川県	8		44		320		0		0	
愛媛県	2	(2)	10	(10)	10	(10)	0	(0)	0	(0)
高知県	1	(1)	4	(4)	4	(4)	0	(0)	0	(0)
福岡県	11		81		981		383		0	
佐賀県	8		46		346		0	(0)	0	(0)
長崎県	5		58		540		0		0	
熊本県	8		33		496		31		0	
大分県	2		30		89		0		0	
宮崎県	2	(2)	11	(11)	11	(11)	8	(8)	0	(0)
鹿児島県	10		69		338		41		0	
沖縄県	2	(2)	14	(14)	10	(10)	0	(0)	0	(0)
全国計	511	(24)	-		17,328	(136)	4,762	(28)	0	(0)

注1 総検体数は、(サンプル数×調査成分数)であり、調整池や場外の水域等で採取されたものを含む。

注2 総検体数は、都道府県から報告のあった市町村実施分を含む。

注3 カッコ内の数字は、地方環境事務所が調査(内訳)したものである。

II. 緑の安全管理士会 (12 月末現在)

1 平成 27 年度「緑の安全管理士会」支部大会(兼更新研修会)

11 月 19 日(木)の関東支部大会①からの開催で、平成 28 年 1 月 22 日(金)の近畿支部大会をもって終了の予定です。

本年度の研修テーマは、(1)農薬をめぐる最近の動向、(2)農薬に係る環境リスクの評価とリスク管理、(3)農薬の登録状況を巡る話題(北海道除く)、(4)短期暴露・ミツバチ等を巡る最近の話題、としています。

なお、参加された管理士の方々の意見や要望をアンケート形式で把握して、次年度の研修会への反映に努めていますので、ご協力をお願いします。

2 事務局からのお知らせとお願い

(1)「みどりのたより」に平成 27 年度植物防疫地区協議会資料(抜粋)を掲載・配布

平成 27 年 11 月 12 日から 12 月 4 日の間、農林水産省は農政局単位に都道府県の植物防疫関係者を参集して、「平成 27 年度植物防疫地区協議会」を開催して、最近の情勢についての情報提供、各都道府県からは当該年度の病虫害発生状況、農薬の指導状況などについて情報交換が行われました。

植物防疫地区協議会で配布された資料は『更新研修会資料』に収録して、更新研修会(兼支部大会)の参加者へ配布しています。

なお、同地区協議会資料(抜粋)を本郷に収録することで、更新研修会の不参加者や後半(近畿、中四国、九州)での参加となる管理士の方々への迅速な伝達へ改めました。[平成 27 年度 管理士管理士会役員会確認事項]

(2)「みどりのたより」へのご意見、ご投稿をお待ちしています

「みどりのたより」には、緑の安全管理士の皆さんの活動状況を掲載して、相互の情報交換あるいは意識の向上に役立てたいと考えています。皆様のご意見、記事、写真などの投稿をお待ちしております。

(3)メールアドレス登録者へのメールマガジンの提供

メールアドレスを登録の管理士の方(12 月：626 人)には、メールマガジンにて発生予察情報や農薬登録情報などを平成 27 年は 41 回発信しました。

今後とも提供できる情報を増やすとともに速やかにお届けする予定です。

将来的には支部(地域)活動の展開を図る上からも会員相互の連絡ネットワークの構築は重要と考えています。管理士の皆様には、趣旨をご理解のうえ「連絡先等変更届」を用いてメールアドレスの登録をお願いします。なお、既に登録済みの方は不要です。

なお、メールマガジンの配信が不要(停止)の方は、同変更届出にその旨を明記して送付(FAX、電子メール等)して下さい。

[送付先：FAX:03-5209-2513 Mail:midori-kanrishi@midori-kyokai.com]

(4)「所属、住所等の変更届」をお届け下さい【同変更届出書の様式： 頁】

みどりのたより・資格更新案内などは、届出の住所に送付していますが、宛て先不明で戻る件数が少なくありません。宛先不明が連続(2回を目処)した時点で、送付は停止しています。勤務先や住所など届出事項に変更があった場合は、FAX・電子メール等で速やかに事務局まで連絡下さい。

なお、「変更届出書」は当協会のホームページに掲載しています。

[変更届出書：<http://midori-kyokai.com/pdf/henkoutodoke1304.pdf>]

(5) 「緑の安全管理士」認定証の再発行をお受けしています

「認定証(カード)」を紛失されて再発行を希望される方は、当会のホームページ掲載の「紛失等再発行願い」にご記入の上、写真2枚、再発行料金(3,000円)を添えて事務局まで提出してください。不明な点は事務局にお問い合わせください。

[紛失等再発行願い：<http://midori-kyokai.com/pdf/saihakko1404.pdf>]

(6) 「緑の安全管理士」の資格復活が可能です

「緑の安全管理士」の資格更新ができなかった方で、資格復活(5年以内)を希望される方は事務局にご相談下さい。

資格は一時失効扱いとなっていますが事由によっては、次年度の更新研修会への参加などによる資格復活の救済措置を講じています。

(7) 平成28年度「緑の安全管理士会」役員会の開催予定

平成28年度の緑の安全推進協会総会は、平成28年6月18日(金)を予定しています。なお、緑の安全管理士会役員会は同6月22日(水)午後の予定とさせていただきます。

III. 緑の安全推進協会

1. 平成27年度「緑の安全管理士」更新研修会(兼支部大会)

支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日
北海道	11/24	関東①	11/19	東海・北陸	11/26	中国・四国	1/21
東北	12/11	関東②	11/30	近畿	1/22	九州・沖縄	1/20

(1) 認定証等の発送まで

① 更新研修会での出席確認、② 27年度で期限切れとなる「認定証(カード)」の返納、③「資格更新研修会受講申込書」、④「写真(2点)」、⑤「更新料支払いの確認」を終えた順に、⑥新規「認定証書」、「認定証(カード)」及び「緑の安全管理士の手引き」を同封して、⑦届出の住所あてに送付します。

(2) 旧「認定証(カード)」の返納と紛失している場合【届出様式： 頁】

新「認定証(カード)」の発送は、平成27年度(同28年3月31日)で期限切れとなる旧「認定証(カード)」の返納を確認してからとなります。

更新研修会場で「認定証(カード)」を返納されていない方は、事務局あてに送付して下さい。なお、「認定証(カード)」を紛失している場合は、『紛失届(再発行を抹消)』を提出(写真・手数料は不要、FAX可)することで返納に代えています。

[紛失等再発行願い：<http://midori-kyokai.com/pdf/saihakko1404.pdf>]

2. 94名が認定研修会を受講

平成27年度「緑の安全管理士(緑地・ゴルフ場分野)」の認定研修会は12月2日～4日の間、東京・新橋の共栄火災海上保険(株)研修室で(受講生94名(再受講2名含))開催されました。

農耕地分野では(一社)日本植物防疫協会主催の「植物防疫研修会」が9月28日～10月2日の間、同協会会議室で開催されました。

「認定研修」の修了者及び「植物防疫研修」修了者で「緑の安全管理士」資格申請者については、12月18日に開催予定の「緑の安全管理士認定審査」の審査を経て、「緑の安全管理士」として認定されます。

最近、不合格者が若干名でています。



3 「特別研修会」を関東、中部(名古屋市)で開催

本研修会は、緑の安全管理士や防除に携わられる方々の技能及び信頼度の一層の向上を目的として「現場で役立つ病害虫の診断・防除対策」、「農薬の適正使用に関する情報」の提供を、共催する農薬工業会の支部を単位に年2カ所を目処に開催しています。平成27年度は、関東地区と中部地区で開催を予定しています。

(1) 関東地区の開催内容 ……<開催済み>

日時：平成27年10月22日(木)、東京都北区「北とぴあ」

テーマ：①農薬飛散によるリスク軽減に向けて

②農薬の製品に関する安全情報の提供について

③現場で役立つ雑草の診断と防除対策

④現場で役立つ雑草イネの発生状況とその対策

(2) 中部地区の開催内容

日時：平成28年2月18日(木)、名古屋市「愛鉄連厚生年金基金会館」

テーマ(予定)：

①農薬飛散によるリスク軽減に向けて

②農薬の空容器、残農薬の処分と関係法令

③輸出用茶における作物残留基準について

④農耕地・非農耕地を問わず帰化雑草等の問題雑草の現状

4 講師派遣事業について

農薬の適正使用や安全性に関する知識の向上を目的として、都道府県等の地方自治体・学校・関係団体等が主催する「農薬適正使用の研修会」などへ、テーマに応じた専門家を講師として無償(旅費や謝礼不要)で派遣しています。

平成27年度は、事業紹介文書(農薬の適正使用推進のために!)を作成し、都道府県の農政や市町村の公園緑化関係者などに送付して、派遣事業を含めた事業全般の拡大を図っています。

事業紹介文書を見た方などからの問い合わせも増えておりますが、平成27年

度は 150 件以上 (26 年度実績 142 件) の派遣を目標に活動中ですので、管理士の皆さんの関係先にもご紹介をお願いします。

派遣の時期・内容等によっては、準備に 2 ヶ月程度が必要です。また、派遣できる研修会の規模(参集人数)は 20 名以上を目安としていますが、少人数の場合でも対応できる可能性は有りますので、ご相談ください。

本事業の詳細は当協会のホームページでご覧戴けます。

お問い合わせ、お申し込み等の相談は担当者(石島)まで。

電話番号：03-5209-2512 FAX：03-5209-2513

[Email : ishijima@midori-kyokai.com URL : <http://midori-kyokai.com//haken/>]



5 農薬電話相談室について

農薬の使用者、現場で適正使用の指導をする方や一般市民の方々からの農薬に関しての電話相談に無料で応じています。農薬に関する疑問や質問など、どのような内容でも結構ですのでご遠慮なくお問い合わせください。

直接の疑問・質問など以外にも「この問題については、何処に問合せたら良いか？」などについても気軽にお尋ね下さい。可能な限りお調べしてお答えします。管理士の皆さんの関係先にも、電話相談室についてのご紹介をお願いします。

相談電話：03-5209-2512



6 「グリーン農薬総覧 2015 年総合版」のご案内

総合版は、隔年の刊行で本版は 2014 年 1 月～2014 年 12 月における新規登録、適用拡大、失効等の変更など最新の登録情報を基に、登録農薬の全てに登録番号と適用作物名を記載するとともに、樹木類の病害虫及び雑草に登録のある農薬を対象分野別に整理し、加えて、家庭園芸用の品目についても充実を図っています。

協会のホームページ出版物案内では、概要のサンプルを PDF で紹介しており、注文書はダウンロードして FAX (03-5209-2513) できます。お問い合わせ・お申込みは当協会 (03-5209-2511) まで

[注文用紙：<http://midori-kyokai.com/syuppan/>]



7 農薬の安全使用等についての「リーフレット」

[URL：http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html]

農薬工業会と連携して、農薬の法令遵守、役割、安全性の確保、適正使用、危被害防止方法等を易しく解説したリーフレットを作成し、講習会・研修会・会議や各種イベントに出席の方々、農薬を使用するの方々等へ配布し、活用していただけるように支援しています。リーフレットは無償で送料のご負担もありません。

現在配布中のリーフレット 12 種類は以下のようなものであり、その内容については、当協会のホームページで紹介していますので、ご覧ください。

平成 27 年に発行した 2 種(農薬使用のハテナにお答え、よくわかる農薬適正使用のポイント)も好評で、既にそれぞれ 2 万部以上を配布しております。

ご希望の方は、リーフレットの種類、必要数、使用目的、配布対象、送付先(電話番号を含む)を、当協会(FAX 03-5209-2513) までお送りください。また、管理士の皆さんの関係先へもご紹介をお願いします。

お問い合わせは、農薬相談室(03-5209-2512)まで。

[URL:http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html]



【訂正とお詫び】

「みどりのたより 63 号(H27.7.7)」、21 頁の「ゴールド認定証発行対象者:248名」の名簿につきまして、1993 年取得者(H22 年)氏名の訂正をお願いします。

正:地域名(埼玉) 氏名:八和田 徳文 氏

誤:地域名(埼玉) 氏名: 文

正:地域名(静岡) 氏名:吉田 美知雄 氏

誤:地域名(静岡) 氏名: 雄

『緑の安全管理士』認定証書および認定証 紛失等再発行願い

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; flex-direction: column; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">写真貼付</div> <div style="margin-bottom: 5px;">免許証サイズ</div> </div>	申請年月日	平成 年 月 日
	認定番号	No.
	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	(昭和・平成) 年 月 日生
勤 務 先 名		
所 属 部 課		
勤 務 先 住 所	(〒 —)	
勤務先 TEL/FAX	TEL :	FAX :
勤務先 E-mail		
自 宅 住 所	(〒 —)	
自 宅 TEL/FAX		
自 宅 E-mail		
再発行(紛失)類名	1. 認定証 (名刺サイズ写真付)	2. 認定証書 (B 5 サイズ証書)
再発行(紛失) 由	1. 紛失	2. その他 ()
分 野 別	1. 農耕地	2. 緑地・ゴルフ場分野
認 定 年 月 日	平成 年 月 日	
有 効 年 月 日	平成 年 月 日	

- ★ 認定証書 (B5 サイズ証書) 再発行料金 ¥3,000 (送料込み)
- 認定証 (名刺サイズ写真付き) 再発行料金 ¥3,000 (送料込み)
- ※ 同封の郵便振替用紙でお振込み下さい。(振込手数料はご負担ください。)
- ★ 写真 2 枚送付のこと。
- ※ 1 枚は本願い書に貼付。もう 1 枚は裏に氏名を書いて裏返し、クリップ止めて同封。

送付先: 公益社団法人 緑の安全推進協会 FAX: 03-5209-2513

E-mail : midori@midori-kyokai.com

平成 27 年度 植物防疫地区協議会資料

目 次

I 平成 27 年度の主要病害虫の発生概要	[略]
II 平成 27 年度植物防疫事業のこれまでの実施状況と今後の取組	
1 発生予察関係等	[略]
2 病害虫防除関係	
(1) キウイフルーツかいよう病の Psa3 系統の発生について	[略]
(2) 総合的病害虫・雑草管理 (IPM) の普及、定着について	1
(3) 地域特産作物 (マイナー作物) の病害虫防除に使用できる農薬の適用拡大の促進について	2
(4) 臭化メチル全廃に伴う土壌病害虫及び収穫物 (くり) の防除対策について	3
(5) 第 21 回農作物病害虫防除フォーラムの開催について	[略]
(6) 薬剤抵抗性病害虫対策について	4
(7) 農林水産航空事業について	6
(8) 農産物輸出促進のための新たな防除対策の確立等について	9
3 国内検疫対策	
(1) 重要病害虫発生時対応基本指針に基づく対応について	11
(2) ウメ輪紋ウイルスの防除について	11
(3) ジャガイモシロシストセンチュウの発生と対応について	12
(4) ジャガイモやせいもウイロイド (PSTVd) によるダリア苗の病気の発生と対応について	13
(5) 平成 26 年 12 月に確認されたスイカ果実汚斑細菌病菌の対応について	14
III 平成 27 年度農薬関係事業の実施状況と今後の取組	
1 農薬の適正使用について	14
2 疑義資材の対応について	32
3 販売禁止農薬の回収について	39
5 登録状況	40
6 生産・流通	40
7 残留農薬基準について	41
8 短期暴露評価の導入に伴う生産現場の混乱を防ぐための取組について	42
資料編・目次	54
植物防疫課・資料編[抜粋]	55
農産安全管理課・資料編[抜粋]	68

I 平成 27 年の主要病害虫の発生概要 [略]

2 病害虫防除関係

(1) キウイフルーツかいよう病 Psa 3 系統の防除対策について [略]

(2) 総合的病害虫・雑草管理 (IPM) の普及、定着について

1) 取組の現状

農林水産省では、IPMを推進するため、平成 17 年 9 月に推進の基本的考え方を取りまとめた「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」を公表するとともに、平成 17 年から 20 年までの間、作物別の具体的な取り組み内容を取りまとめた国の「IPM実践指標モデル」を順次公表した。

また、都道府県等の取り組みを支援するため、平成 17 年度から「消費・安全対策交付金(病害虫の防除の推進)」を開始し、交付金事業により現在まで 38 都府県で 264 件の実践指標の策定等を進めてきた(平成 27 年度実施計画を含む)。

これにより、各種作物で病害虫被害の軽減のみならず生産資材のコスト低減事例等が報告されている。また、環境保全型農業直接支払交付金における地域特認取組に IPMが取り入れられる等、各都道府県での取り組みが進んでいる状況にある。

2) 今後の取組方針

IPMの取り組みにおいて、病害虫被害やコストの低減について事例報告が行われてきているが、我が国でその環境保全効果については、定量的な評価の報告はない。

このような中、国際的には、OECDにおいて IPMの取組指標開発の議論が開始され、我が国にも IPM推進に関する情報提供が求められるとともに、国内では農林水産省委託研究プロジェクトにおいて IPMの環境保全効果の定量的評価手法の確立が進められてきた。

このため、平成 27 年度から、当省委託研究プロジェクトの研究成果である IPMの環境保全効果の定量的評価手法を活用し、「消費・安全対策交付金(病害虫の防除の推進)」の取組において試行をお願いしているところであり、17 府県で 19 件実施されている。

また、我が国で IPMの経済的な効果を測る指標が無い状況であることから、我が国の IPMの経済的効果を測る指標及び評価手法を確立するために、レギュラトリーサイエンス新技術開発事業「IPMを推進するために必要な経済的効果の指標及び評価手法確立」委託事業に今年度から平成 29 年度までの 3 年間の予定で取り組んでいる。これらにより、IPMの環境保全効果や経済的効果の評価を進め、国内や地域での IPM推進に資するとともに、OECD等へ IPMの取組成果として逐次報告することとしている。

3) 今後の予定

①平成 27 年度消費・安全対策交付金事業全国検討会を開催(平成 28 年 2 月頃) (議題案)

- ・環境保全効果の定量的評価試行の結果と今後の課題等の共有
- ・IPMの環境保全効果の定量的評価手法開発に関する委託プロジェクト研究の進捗状況について
- ・指標生物種の確認に関する講習会
- ・全国での IPM取組状況について(事例紹介)
- ・今後の IPM推進に向けて(意見交換)

② 全国での IPM 取組状況(優良事例等)の収集、農水省 HP での公表(平成 28 年 3 月)

4) その他

引き続き、各都道府県においては I PM の取組事例の収集に努め、各地方農政局等で取りまとめると共に各農政局管内での情報の発信・共有等に努める。

(3) 地域特産作物(マイナー作物)の病害虫防除に使用できる農薬の適用拡大の促進について

生産量の少ない地域特産作物、いわゆるマイナー作物については使用可能な農薬が少ないことから生産上支障が出るのが懸念されるため、必要な農薬の登録を促進する必要がある。

植物防疫課では消費・安全対策交付金、補助事業及び病害虫防除・農薬登録推進中央協議会(旧「マイナー作物農薬登録推進中央協議会」)によりマイナー作物の病害虫防除に使用できる農薬の適用拡大、防除体系の確立を推進している。

1) マイナー作物の主な農薬適用拡大の実績 (単位：上段＝作物数、下段＝件数)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計
農薬適用 拡大数	86 262	62 122	178 741	86 160	61 131	77 147	89 173	49 97	50 101	77 162	77 191	67 158	959 2,445

(注1) 農薬年度(例：26農薬年度：25年10月～26年9月) (注2) 作物数は延べ数
(注3) 件数は「作物－病害虫－農薬」の組合せ (注4) FAMIC 農薬検査部提供資料より集計

登録拡大実績の詳細については、農林水産省ホームページ (<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/index.html>) 及び日本植物防疫協会ホームページの関係者専用サイト (<http://www.jppe.or.jp/kankeisha/mainor.html>) にて公開している。

2) 27年度の取組状況

① 地域特産作物への農薬適用拡大加速化事業

農薬適用拡大の取組に当たり、作物由来の成分により試験が困難となる等の技術的な課題が生じているマイナー作物について、必要な農薬適用拡大試験の実施を支援。27年度は、公募の結果、ホップ(ハダニ類、べと病)、しそ科葉菜類(ハダニ類)、食用ぎく(白さび病)、しそ(花穂)(灰色かび病)、おけら(1年生イネ科雑草(スズメノカタビラを除く))及びかぼちゃ(種子)(ヨトウムシ)の提案が採択され試験を実施中。なお、本事業は平成25年度より実施しており、これまでの事業実施及び登録拡大状況は、~~資料11~~のとおり。

現在、本事業を拡充するため「薬用作物等地域特産作物向け防除体系の確立推進事業」(平成28年度～30年度、補助率：定額)を28年度予算要求中であり、①農薬の適用拡大(試験設計、試験実施)及び②多様な防除技術を組み合わせた病害虫防除体系の確立に対する支援を事業内容としている(資料12)。課題公募は28年2月以降に行う予定。

② 消費・安全対策交付金事業(病害虫の防除の推進)

基幹的マイナー作物について、病害虫発生・被害状況の調査、病害虫の効果的な防除技術の確立等を行い、多様な防除技術を組み合わせた総合的病害虫防除体系の確立を支援している。26年度は19県で45件の取り組みがあり、27年度は17府県において約40件の取り組みが進められている。

3) 病害虫防除・農薬登録推進中央協議会の設置

① これまでの経緯

生産量の少ないマイナー作物(地域特産作物)については、その病害虫や雑草の防除に使用可能な農薬が少なく、生産上の支障が出るのが懸念されている。植物防疫課では、これらの課題を検討するためのひとつとして、平成15年3月から関係機関・団体による「マイナー作物農薬登録推進中央協議会」を設置し、各都道府県

からマイナー作物の農薬登録を希望する地域の要望を取りまとめるとともに、各都道府県や農薬メーカー、関係団体に情報共有することにより、農薬登録に必要なデータ作成の円滑な実施、マッチングなどに取り組んでいる。

② 課題・対応

近年、病虫害防除や農薬登録を取り巻く情勢については、薬用作物等の地域特産作物の生産拡大、無人航空機（産業用無人ヘリコプターを含む。）を活用した安全・適正な農薬散布の推進、短期暴露評価への対応、薬剤耐性病害虫等への対応等が必要となっているものの、現状の「マイナー作物農薬登録推進中央協議会」の中で対応が困難な課題が多く存在している。

これらの課題を解決するため、従来の「マイナー作物農薬登録推進中央協議会」に代わり、病虫害防除体系の確立や農薬登録の推進を目的として、新たに「病虫害防除・農薬登録推進中央協議会」を設置し、都道府県等から要望や情報を幅広く収集し、関係者で共有するとともに、課題の解決に向けた技術的な対応の検討や都道府県等への情報提供等を行うこととした。

③ 今後の予定

日時	事項
平成 27 年 9 月 28 日	病虫害防除・農薬登録推進中央協議会の設置
10 月	各都道府県へ平成 28 年度農薬登録推進要望リスト（暫定リスト）の聞き取り
11 月中	暫定リストの共有（資料 15）
11 月 30 日	第 1 回協議会の開催（本省）
平成 28 年 2～3 月	各都道府県へ暫定リストの更新依頼

(4) 臭化メチル全廃に伴う土壌病害虫及び収穫物(くり)の防除対策について

1) 臭化メチル全廃までの経緯

臭化メチル剤は、1992(H4)年の第4回オゾン層破壊物質に係るモントリオール議定書締約国会合において、オゾン層破壊物質として指定された。我が国は、土壌消毒用途は平成24年末、収穫物(くり)用途は平成25年末で全廃した。農林水産省では、全廃までの間に代替技術の確立、普及を図ってきた。

2) 代替技術について

① 土壌消毒用途

臭化メチル剤が使用されていた作物及び土壌病害虫には、農林水産省の委託事業*の成果を踏まえ、何れかの有効な防除対策を講じることが可能となっている。26年度は、各産地の栽培環境条件に応じた代替技術の導入が進むよう、(国研)農研機構 中央農業総合研究センターにおいて、技術講習会の開催を通じ、代替技術の普及活動に取り組んでいるところ。

*…「臭化メチルから完全に脱却した産地適合型栽培マニュアルの開発」

② 収穫物(くり)用途

収穫物(くり)用途として農薬登録されているヨウ化メチル(くり専用ヨウ化ヒューム)によるくん蒸が、平成26年から実施されている。ヨウ化メチルの導入にあたっては、安全な使用を図るため、ヨウ化メチル剤推進協議会が作成している「ヨウ化ヒューム安全使用マニュアル」に沿って対応する必要がある。具体的には、①安全使用講習会の受講、②協議会の基準に合致するくん蒸施設整備が求められており、当該農薬の購入にあたっては①及び②が終了後に協議会より発行される受講証明書^{の提示が必要とされる。}

現在のヨウ化メチルの導入状況は、平成 25 年まで臭化メチルによるくん蒸を行っていた約 60 産地のうち、ヨウ化メチルくん蒸施設整備が約 80 施設で進められ、当該施設での作業者を対象とした安全使用講習会が開催され、27 年 10 月時点でほぼすべての施設整備が終了しており、ヨウ化メチルによるくん蒸が行われている。

一方、ヨウ化メチル以外の代替技術（温湯消毒、立木防除等）の導入を検討、実施している産地もある。代替技術の開発及び現場普及は、平成 25 年度より農林水産省委託事業*で実施しており、本年 9 月 30 日（水）に兵庫県篠山市内で温湯消毒及び乾燥に関する技術講習会を開催した。これまでに得られた知見は技術マニュアルとして公表しており、本年度の事業成果等をふまえて、年度末に更新される予定（http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/laboratory/fruit/material/046257.html）。

*…「クリのくん蒸処理から脱却するクリシギゾウムシ防除技術の開発」

3) 今後の取組について

27 年度末に、土壌及び収穫物（くり）防除対策検討会を開催し、本年度の取組成果の情報共有、技術課題の改善等を専門家も交えて検討を行う。

(5) 第 21 回農作物病害虫防除フォーラムの開催について [略]

(6) 薬剤抵抗性病害虫対策について

1) 背景

現在、農林水産省植物防疫課では「農作物有害動植物防除実施要綱」（昭和 47 年 3 月 31 日 47 農政第 1233 号）第 5 の（2）に基づき、都道府県が実施した薬剤感受性検定実施結果について報告を受けており、平成 22 年度及び 23 年度の検定実施状況を、一般社団法人日本植物防疫協会のホームページ内に設けられている関係者専用サイト（以下、「関係者サイト」という。）で公開している。また、当課が平成 23～25 年度に実施した都道府県の薬剤抵抗性病害虫の発生状況等調査結果も、同関係者専用サイトで公開している。

農薬を使用した病害虫防除を的確に行うためには薬剤抵抗性に関する情報が重要であることから、薬剤感受性検定に係る継続した取組は必要であり、都道府県のみならず、普及員や生産者等がより活用できるような情報の整理及び提供を行う必要がある。

2) 現状と課題

情報の活用状況や具体的な情報提供方法に関し、各都道府県における情報の活用実態の把握、意見（①薬剤感受性検定結果の共有方法、②関係者サイトに対する意見照会）を聴取し、本年 9 月 10 日（木）に開催した防除所長会議において取りまとめ結果等を説明した。

① 薬剤感受性検定結果の共有について

ア 引き続き情報共有をする必要性について

必要性あり・・・ 47 都道府県

必要性なし・・・ —

→いずれの都道府県も、薬剤感受性検定結果について共有体制は重要との認識。

イ 各都道府県で情報をどのように活用しているか。

（都道府県回答を基に、植物防疫課で集計。複数回答あり。）

- ・ 病害虫診断や防除指導、防除指針の作成参考 …… 31 件
- ・ 各地の状況把握 …… 15 件
- ・ 薬剤感受性検定の対象病害虫選定時の参考 …… 9 件
- ・ 関係機関への情報提供 …… 9 件
- ・ 試験研究課題検討時の参考 …… 2 件

ウ 他にどのような情報を掲載した方が良いですか？

- ・ 具体的な検定手法、判定基準等 . . . 15 件
- ・ 薬剤抵抗性病害虫に対する代替防除対策の事例 . . . 2 件
- ・ 各県の薬剤感受性検定試験データ . . . 2 件
- ・ 薬剤抵抗性病害虫に対して効果の確認された防除薬剤 . . . 1 件
- ・ 主要病害のレース分布、希少害虫及び主要害虫の発生分布等 . . . 1 件
- ・ 直近の薬剤抵抗性情報 . . . 1 件
- ・ 薬剤抵抗性病害虫の発生状況について、色分けした日本地図 . . . 1 件
- ・ 防除体系のデータ . . . 1 件
- ・ 病害虫発生事例 . . . 1 件
- ・ 文献情報 . . . 1 件
- ・ 発生時の対応ガイドライン . . . 1 件

エ その他（要望等）

- ・ 関係者サイトの場所が分かりにくい
- ・ 諸外国での薬剤抵抗性個体の発生状況についても知りたい
- ・ 掲載しているファイルを使った作業性の向上

② 日本植物防疫協会の関係者サイトについて

ア 引き続き関係者のみ共有で良いか（※重複回答あり）

- ・ 関係者のみで問題ない . . . 37 都道府県
- ・ 広く公開する方がよい . . . 7 府県
- ・ 無回答 . . . 3 県

【主な意見】

- ・ オーソライズされた情報でないため、誤解を招く可能性があるため、引き続き関係者間の情報共有でよい。
- ・ 現地の状況に即した体系的な防除指導が必要であり、国、都道府県等植物防疫担当者に限った情報共有でよい。
- ・ 農薬メーカー側の事情もあると思われるため関係者のみの共有で良い。
- ・ JPP-NET 等関係サイトへリンクを貼って欲しい。
 - ・ WEB 上では、情報開示の相手を制限すべきものではないと考える。

イ 技術的な情報を追加掲載していきたいが、どのような情報が必要か

- ・ 薬剤ごとの検定方法、検定結果に対する評価方法 . . . 12 件
- ・ 薬剤感受性検定マニュアル . . . 2 件
- ・ 農薬情報 . . . 1 件
- ・ 農薬の作用機構分類 . . . 1 件
- ・ 薬害事例 . . . 1 件
- ・ 天敵導入事例 . . . 1 件
- ・ 病害虫画像ライブラリ等の資料追加 . . . 1 件
- ・ IPM 防除体系の試験事例 . . . 1 件
- ・ 都道府県の研究内容 . . . 1 件
- ・ 新農薬実用化試験成績書 . . . 1 件
- ・ 海外飛来性ウンカ類等の飛来状況データ . . . 1 件
- ・ 日植防委託試験実施状況一覧 . . . 1 件
- ・ 学報、研究成果報告に至らないものの現場にとって有用な技術情報 . . . 1 件

3) 今後の対応

薬剤感受性検定結果は引き続き植物防疫課で取りまとめ、都道府県間で情報共有することとする。

なお、現在、関係者サイトに掲載している平成 22 年度及び 23 年度の検定実施状況については、抵抗性の発達の有無や検定手法の情報を追加する作業が終了次第、更新する予定である。また、平成 24 年度以降の検定実施状況についても順次公開する予定としている。

今後掲載すべき情報については、関係者と相談の上、検討を進めることとしたい。

※ 「薬剤感受性検定マニュアル」の関係者専用サイト上での公開要望について、日本植物防疫協会へ情報提供を行った。

※ 日本植物防疫協会研究農場における薬剤耐性実態調査報告書 (H27.9 日植防) を関係者専用サイトに公開済み。

※ 「農薬の作用機構分類」は、J P P - N E T の農薬登録情報等でも検索可能であることから、関係者専用サイトでの公開の必要性はないと考える。

※ 農薬情報は、FAMIC の HP や JPP-NET で公開されていることから、当該関係者専用サイトに掲載する必要性はないと考える。

関係者サイトの存在については、定期的に植物防疫課から農政局を通じて周知を図るとともに、サイトの場所が分かりにくい点については日本植物防疫協会へも情報提供する。

また、各都道府県で作業しやすい様式（フィルター抽出機能等）でのファイル掲載について検討したい。

(7) 農林水産航空事業について [抜粋]

1) 航空法の一部改正に伴う許可・承認申請手続き等について

① 航空法の一部改正について

ア これまでの経緯について

本年 4 月 22 日に首相官邸屋上においてドローンが発見された事案を踏まえ、「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、重要施設の警備態勢の強化策及び運用ルール・法規制の在り方等について検討を進めている。

6 月 2 日、小型無人機に関する関係府省庁連絡会議において、「小型無人機に関する安全・安心な運航の確保等に向けたルールの骨子」が決定された。

本骨子においては、「農薬散布や森林管理における小型無人機の活用といった、利活用の形態と機器の特性を踏まえたガイドラインの策定等の取組を民間団体に促す。」とされた。

イ 一部改正の概要について

今般の小型無人機をめぐる状況を踏まえ、本年の通常国会において、航空法の一部改正法案が提出され、9 月 4 日に成立し、12 月 10 日に施行されることとなった。

航空法の一部改正により、産業用無人ヘリコプターを含む全ての「無人航空機」が航空法の規制対象となる（玩具のような超軽量のものは除外）。

農薬・肥料の散布や播種等のために無人航空機を飛行させようとする場合は、国土交通大臣の事前許可・承認を受けることが必要となる。

ウ 関係省令及び通知に関するパブリックコメント

航空法の一部改正に伴い、航空法施行規則の一部を改正する省令や無人航空機の飛行に関する許可・承認の申請に係る通知等が発出される予定である。現在、以下の 2 件について、パブリックコメントが行われた。（パブコメの期間：9 月 16 日（水）～10 月 15 日（木））

- (ア) 航空法施行規則の一部を改正する省令案
- (イ) 無人航空機の飛行に関する許可・承認の申請・審査要領(航空局長通知)

② 農薬散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱いについて

ア 無人航空機を利用した農薬散布等の実施

今回の航空法の改正により、飛行の禁止空域における飛行及び定められた方法によらない飛行については、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないと国土交通大臣が認めた場合のみ可能とされている。

このため、無人航空機から物件の投下（農薬散布等）、夜明け前の飛行や物件の近傍での飛行等を行おうとする場合については、国土交通省に申請し、国土交通大臣から事前に許可・承認を得た上で飛行させる必要がある。

イ 産業用無人ヘリコプターの利用

(ア) 利用状況

農林水産分野においては、水稻の農薬散布や播種作業などに産業用無人ヘリコプター（積載重量：10kg以上）が活用されている。

その利用状況については、平成26年度において、登録機体数が約2,700台、登録オペレーター数が約12,000人となっており、のべ約105万ヘクタールの農地において、農薬散布等が行われている。

(イ) 安全対策

現在、農薬散布等に利用されている産業用無人ヘリコプターについては、「無人ヘリコプター利用技術指導指針（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園局長通知。以下「指導指針」という。）」や「産業用無人ヘリコプター運用要領（（一社）農林水産航空協会通知）」等に基づき、

- ・ 機体・散布装置の認定・登録、
- ・ オペレーターの認定・管理、
- ・ 安全な空中散布の指導・徹底 等

の安全対策を講じた上で、指針に定める運行基準等に定めるところにより、農薬の空中散布等を実施している。

ウ 許可・承認の申請手続きについて

農林水産省及び国土交通省では、「無人ヘリコプター利用技術指導指針(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知)」(以下「指導指針」という。)等に基づき産業用無人ヘリコプターによる農薬の空中散布等を行っている場合は、生産者や事業実施者が行う許可・承認の手続きが過重にならないよう申請手続きを簡素化することとして通知を発出する予定。

(ア) 飛行計画の記載事項

許可・承認に必要な記載事項を、オペレーター番号、機体の番号、飛行させる日時（期間）、場所（市町村単位）とするなど簡素化。

(イ) 申請手続きの簡素化

（一社）農林水産航空協会（以下「農水協」という。）や無人ヘリコプター協議会等が各防除実施者が行う申請手続きをまとめて代行申請を行うことにより、防除実施者が行う申請手続きの負担を軽減。

エ 指導指針の改正

航空法の改正により、現行の指導指針についても、引き続き、農薬の空中散布が適切に実施できるように必要な改正を行うこととしている。

2) ドローン等小型無人機の安全対策等について

① 利用状況

- ア ドローン等の小型無人機については、農林水産分野において、中山間地域における農薬散布や生育調査等での利活用が期待されている。
- イ 本年7月、都道府県や農水協を通じ、小型無人機の使用事例の報告を求めたところ、15道県から41台の事例の報告があった。

② 現行の取扱い

現在、産業用無人ヘリコプターを除くドローン等の小型無人機（積載重量：10kg未満）については、指導指針等の対象となっていない。

このことから、産業用無人ヘリコプターと同様、小型無人機の安全対策や運行基準等を策定する必要がある。

③ 検討状況（資料25—26）農林水産省では、農水協と協力し、小型無人機の運行基準等を検討するため、次のとおり、予算事業や検討会を実施中。

- ア ドローン等小型無人機による農薬散布調査委託事業（農水省）
- イ 新たな農林水産業用回転翼無人航空機の農林水産分野での利用に関する検討会（農水協）

④ 今後の対応

農林水産省では、小型無人機についても、産業用無人ヘリコプターと同様、本年度中を目途に、安全対策や運行基準等を定め、指導指針等の対象とすることとして検討を進める。

3) 事故情報の報告状況

① 無人ヘリコプターの事故報告

平成27年10月16日までに報告のあった本年度の無人ヘリ事故情報は以下の合計47件であった。物損事故は昨年度と同様、架線への接触による事故が大部分を占めている。

ア 人身事故 0件（前年 1件） イ 物損事故 47件（前年 46件）

② 有人ヘリコプターの事故報告

有人ヘリについては事故は発生していない（8年間無事故）。

③ 今後の対応

今後、航空法の一部改正に伴い、人身事故（死傷につながる甚大なもの）や第三者の物件に対して大きな損壊をもたらす事故については、速やかに国土交通省に報告する必要性が生じた。

なお、農林水産省植物防疫課への事故報告は、これまでどおり実施することとし、改正する指導指針において、これまで報告事項としていなかった「無人航空機の飛行に係る許可・承認書発行日及び番号」や「無人航空機を操縦していた者」などを新たに追加した様式に変更することを検討している。

4) 無人ヘリコプターの規制緩和

平成26年4月15日、航空機製造事業法施行令が改正され、無人ヘリの総重量（機体及び搭載物）が100kgから150kg以上に引き上げられた。今後、開発される無人ヘリについては農薬等の搭載量が増加や肥料散布などの多目的な利用が期待される。

このため、今年度より「無人ヘリコプター重量規制緩和の効果を活かした新たな防除技術等の確立事業」により、これまでに適用がなかった

- ・ 野菜類の低濃度多量散布方法による防除
 - ・ 水稻の鉄コーティング種子及び農薬の同時散布
 - ・ パン・中華麺用小麦の肥料及び農薬の同時散布
- の運行基準等を新たに策定することとしている。

5) 今後の予定

① 航空法の一部改正に伴う許可・承認申請手続きに係る通知及び指導指針の改正の発出

航空法の一部改正が施行される前に、無人航空機を利用した農薬散布等に係る許可・承認手続きを簡素化することについての通知を発出するとともに、改正した指導指針を発出する予定。

② 平成 27 年度農林水産航空事業検討会（第 2 回）の開催

平成 28 年 2 月を目途に農林水産省本省会議室において、航空法一部改正に係る許可・承認の手続きの周知、航空事業の実績、平成 28 年度以降の事故防止のポイント及び都道府県の無人ヘリによる散布の優良事例の共有等を行う予定。

③ 事故情報の整理・公表

平成 27 年度の事故の発生状況と事故防止のポイントを整理し、航空事業検討会で検討後、平成 28 年 3 月に公表する。

6) その他

平成 26 年度 農林水産航空事業の実施状況

(8) 農産物輸出促進のための新たな防除対策の確立等について

1) 近の情勢

農林水産省では、2020 年に農林水産物・食品の輸出額を一兆円規模に拡大するという目標の具体化に向け、現場の意見等も踏まえつつ、重点品目ごとに目標額や重点国・地域を定めた「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を平成 25 年 8 月に策定・公表し、PDCA サイクルに基づきながら、オールジャパンで輸出拡大に取り組むこととしている。

平成 26 年より、農林水産省では、輸出戦略に基づく取組の検証や、オールジャパンでの実効性のある輸出拡大に向けた取組体制等について議論を行うため、農林水産物等輸出促進全国協議会の下、各重点品目の団体等で構成する輸出戦略実行委員会（以下、「実行委員会」という。）を設置した。

実行委員会の下に、重点品目ごと、主要テーマごとに部会を設置し、品目ごとの輸出戦略に基づく取組の検証等を行うとともに、「地方ブロック意見交換会」を全国 9 ブロックを開催し、現場の意見を把握し、実行委員会の議論に活用するなど、輸出拡大に向けた取り組みを着実に実施している。

平成 28 年度の対策として約 259 億円の予算を要求しており、輸出促進対策は、主に 10 の事業で構成されている。

(参考) 1 日本再興戦略

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf

2 農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略

http://www.maff.go.jp/e/export/kikaku/kunibetsu_hinmokubetsu_senryaku.html

3 輸出戦略実行委員会

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kikaku/26zikkou.html

4 平成 28 年度予算概算要求の概要（輸出促進関連）

http://www.maff.go.jp/j/budget/2016/pdf/41_28_youkyu.pdf

2) 農産物輸出促進のための新たな防除対策の確立について

我が国の通常の防除体系で使用される農薬の中には、輸出相手国の残留農薬基準が我が国の基準に比べて極めて低いものや基準値が決定されていないものが多く存在し、結果として輸出の阻害要因となっている。

こうした状況の下、農林水産省では、農産物の輸出促進を図るため、平成 26 年度より、輸出重点品目について、輸出相手国での残留農薬基準が設定されていない農薬等の使用を低減する新たな防除体系を確立し、産地へ導入することを目的とした事業を実施している。

本事業の実施期間は、平成 26～28 年度とし、以下の重点品目を対象としている。

- ・平成 26 年度：いちご、煎茶（一番茶）、玉露
- ・平成 27 年度：りんご（有袋栽培）、かぶせ茶、抹茶
- ・平成 28 年度（予定）：りんご（無袋栽培）、なし、柑橘類

平成 26 年度の成果については、輸出に取り組む産地への支援として、以下のとおり、①産地説明会の開催、②病虫害防除マニュアルの作成を行った。

① 輸出促進事業成果の説明会の開催実績

26 年 10 月から 27 年 3 月の間に、主要産地の関係者（県の行政担当、普及担当、及び試験研究担当並びに J A 担当）を対象に開催。

- ・いちご … 10 回、約 350 名参加
- ・茶 … 16 回、約 1,800 名参加

② 病虫害防除マニュアルの作成

「いちご」及び「煎茶（一番茶）・玉露」を対象として、

- ・日本と輸出相手国の残留農薬基準値の比較、
- ・国内で使用される農薬の残留実態、
- ・化学合成農薬代替防除技術等を整理した病虫害防除マニュアルを作成・公表（8 月 18 日プレス）。

本年度も、早期に産地への普及を図る観点から、生果実（りんご（有袋栽培）、茶（かぶせ茶、抹茶）を対象として、品目別に希望のある産地に対して説明会を開催することとしている。

(参考) 1 輸出相手国の残留農薬基準に対応した病虫害防除マニュアル

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/zannou_manual.html

(参考) 2 諸外国における残留農薬基準値に関する情報

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/zannou_kisei.html

3 国内検疫対策

(1) 重要病害虫発生時対応基本指針に基づく対応について

1) 平成 26 年度及び 27 年度(10 月 21 日現在)の対応状況

昨年度は、指針に基づき、31 件の重要病害虫の発生が報告され、都道府県の協力の下、植物防疫所が発生状況調査等を実施した。当該病害虫は、発生状況から、いずれもまん延して農作物に経済的被害を及ぼすおそれが高いと判断されたことから、緊急防除等の特別な対応を行った事例はなかった。

① 報告件数

- ・平成 26 年度：31 件（うち、施行規則 11 件、告示 13 件、対象外等 7 件）
- ・平成 27 年度：20 件（うち、施行規則 2 件、告示 11 件、対象外等 7 件）

※ 施行規則：まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動植物(植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号)別表 1 第 1 の 1、第 2 の 1)。
告示：まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害動植物(農林水産省告示第 542 号(平成 23 年 3 月 7 日))のうち、我が国未発生のものである。

② 報告機関

- ・平成 26 年度：都道府県 9 件、研究機関（独法、大学）9 件、一般等 13 件
- ・平成 27 年度：都道府県 11 件、研究機関（独法、大学）4 件、一般等 5 件

2) 早期報告の徹底

① 未同定段階での報告

重要病害虫の対応は、早期発見・早期防除が重要であることから、未同定段階であっても、必ず、植物防疫所に相談するよう早期報告の徹底を願う。

また、今年度は、指針の趣旨に基づき、学会等で報告する前に植物防疫所に対して相談された事例が 3 件あった。一方で、学会等の報告で初めて発生が確認される事例も 1 件あったことから、引き続き、都道府県の試験場及び都道府県立大学等の関係機関に対して、指針の趣旨に基づき、新規病害虫の発生（疑われる場合も含む。）に係る情報提供を促していただきたい。

(2) ウメ輪紋ウイルスの防除について

1) 本年度の対応について

① 調査の種類

【防除区域等調査】

緊急防除の防除区域及びその周辺の果樹園、公園、民家などを対象とした調査

【広域調査】

i 全国調査

防除区域等調査の対象地域を除く全国の果樹母樹生産園地や苗生産地域、果樹生産地域や公園などを対象とした調査

ii 発生監視調査

防除区域外において、平成 26 年度までの調査で感染した植物を確認した園地及びその周辺の果樹園、公園、民家などを対象とした調査

iii 住民通報

住民からの通報に基づき、広域調査の対象とならない民家などを対象とした調査

② 調査結果

ア 防除区域等調査の概要

東京都では、9,809 園地、36,317 本の調査を実施し、342 園地、454 本の感染植物を確認した。また、昭島市（1 字）、八王子市（5 字）、福生市（1 字）、奥多摩町（1 字）では、3 年間の調査が終了し、根絶を確認した。

愛知県では、1,429 園地、4,495 本の調査を実施し、109 園地、237 本の感染植物を確認した。

大阪府では、1,282 園地、2,543 本の調査を実施し、37 園地、137 本の感染植物を確認した。

兵庫県では、5,874 園地、16,630 本の調査を実施し、108 園地、154 本の感染植物を確認した。

イ 広域調査の概要

本年度、対象とした 47 都道府県 8,967 地点 125,735 本の調査を実施した結果、7 都府県 13 市区町 48 園地で 175 本の感染植物を確認した。なお、岐阜県池田町及び神戸町並びに愛知県一宮市の 2 県 3 市町で新たに感染植物を確認した。

④ 緊急防除の防除区域の指定・除外

【指定】

ア 愛知県

一宮市（隣接する江南市を含む）、犬山市、大口町及び扶桑町は、アブラムシによる自然感染が広範囲であると判断されたこと等から、感染植物から半径 500m の範囲に含まれる大字を新たに防除区域に指定する方針。

イ 大阪府

河内長野市及び富田林市は、アブラムシによる自然感染が広範囲であると判断されたこと等から、感染植物から半径 500m の範囲に含まれる大字を新たに防除区域に指定する方針。

【除外】

ア 東京都

昭島市（1 字）、八王子市（5 字）、福生市（1 字）及び奥多摩町（1 字）は、根絶確認調査の結果、3 年間の調査が終了し、根絶が確認されたため、防除区域から除外する方針。

イ 兵庫県

伊丹市（2 字）及び宝塚市（1 字）は、宿主植物が存在しない地域又は近隣の感染植物から 500m 以上離れており、かつ、3 年間感染植物が確認されていないため、防除区域から除外する方針。

2) 来年度の全国調査の方針について

平成 26 年度から 3 年計画で実施している全国調査について、最終年となる来年度の調査状況を踏まえ、来年度の検討会において調査の終了を協議する予定である。

全国調査終了後の対応として、侵入警戒については、植物防疫所及び都道府県が実施する侵入警戒調査において実施すること検討している。また、健全苗の供給については、果樹母樹検疫制度の導入の是非を検討しているところであり、今後、制度の検討に資するための基礎調査を行う予定であることから、調査実施の際には、協力をお願いする。

(3) ジャガイモシロシストセンチュウの発生と対応について

1) 経緯

平成 27 年 8 月、北海道から網走市内のばれいしょからジャガイモシロシストセンチュウと疑われる線虫が確認されたとの報告があり、植物防疫所による同定の結果、我が国未発生 of ジャガイモシロシストセンチュウであることが確認された。

2) 発生範囲調査

当該線虫の発生範囲を特定するため、道と連携し、網走市内及び近隣 5 市町において、植物検診による発生範囲調査を実施した結果、当初本線虫が確認された地区及びその隣接する地区（2 大字 6 筆）で本線虫を確認した。

3) 当面のまん延防止対策

本線虫のまん延防止のため、本線虫の発生が確認されたほ場を含む大字を対象地区として、我が国既発生ジャガイモシストセンチュウのまん延防止対策の徹底を指導するとともに、ばれいしょ等の区域外への移動に際しては植物防疫官による移動前検査を実施している。

4) 今後の対応

今回実施した発生範囲調査は、植物検診の調査適期を過ぎていたこと、また、抽出調査であったことを考慮し、引き続き発生範囲の特定作業を進める必要がある。

このため、一般的にばれいしょを含めた輪作が行われている北海道の栽培体系を踏まえ、対象地区及びその周辺において、今秋に実施している土壌調査と本線虫のばれいしょの根への付着時期に実施する植物検診を組み合わせた調査を、来年以降も継続することとしている。

また、当該線虫の発生が確認されていない地域においては、引き続き、都道府県が実施する発生予察事業の調査等により、ばれいしょに当該線虫やジャガイモシストセンチュウの発生が疑われるものを確認した場合は、速やかに最寄りの植物防疫所に報告願う。

(4) ジャガイモやせいもウイルス(PSTVd)によるダリア苗の病気の発生と対応について

1) 経緯

平成22年2月、山梨県の花き栽培施設で栽培中のダリア苗(※)にジャガイモやせいもウイルス(Potatospindletuberviroid (PSTVd))の感染を確認した。

このため、現在、当該病原菌の根絶を図るため、感染苗の追跡調査を行うとともに、感染が確認された場合は、苗の廃棄を含む防除を実施している。

(※) PSTVdに感染したダリア苗では、明瞭な病徴は確認されていない。

2) これまでの対応

国内におけるPSTVdのまん延を防止し、早期根絶を図るため、関係都道府県の協力を得て、調査及び防除を実施した結果、次のことが判明した。

① 平成22年度～平成26年度

[調査]・感染のおそれがある延べ176施設の調査を実施、延べ52施設でPSTVdに感染したダリア株を確認。

- ・侵入源と推定される外国産ダリア球根を輸入した栽培施設を特定するとともに、当該施設から球根が移動した施設を追跡調査により特定。

[防除]・感染が確認された全ての施設において、感染株及び感染のおそれがある株の処分を実施。

② 平成27年度(10月27日現在)

[調査]・以下の感染のおそれがある20施設のうち、10月21日までに19施設の調査を実施した。この結果、4施設でPSTVdに感染したダリア株を確認し、3施設は現在検定中。

- 平成26年度の調査でPSTVdの感染が確認された施設(3施設)
- これまでにPSTVdの感染が確認された施設のうち、PSTVdの潜伏のおそれがある施設(2施設)
- 平成26年度の調査でPSTVdの感染が確認された施設から、過去にダリア株が譲渡された施設等(15施設)

[防除]・感染が確認された施設では、順次感染植物の処分を行うとともに器具類の消毒等適切な防除を講ずるよう指導。

3) 今後の対応

調査及び防除の徹底により、昨年度は2施設で清浄性の確認が終了し、徐々に終息に向かっているが、追跡先で新たな感染も確認されている。引き続き、関係都道府県の協力を得て追跡調査を実施し、感染株を特定するとともに適切な防除を通じて、国内における PSTVd の根絶を図る方針である。なお、調査結果は、取りまとめ次第、例年どおり、調査を行った都道府県別のデータを農林水産省のホームページで公表することとなるので御了承願う。

(5) 平成 26 年 12 月に確認されたスイカ果実汚斑細菌病菌の対応について

1) 経緯

平成 26 年 12 月に、キュウリ苗の中国産台木かぼちゃから確認されたスイカ果実汚斑細菌病菌について、カボチャ種子を介した我が国への侵入を防止するため、同月 16 日以降、輸入時に遺伝子診断による検定を実施している。

一方、輸入検疫を強化する以前に、本菌の発生地域から輸入されたかぼちゃ種子については、本菌が付着している可能性が否定できない状況であった。このことから、「スイカ果実汚斑細菌病菌に関する調査結果について」（平成 27 年 3 月 18 日付け 26 消安第 6292 号農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知）により、少なくとも平成 27 年度中のカボチャ及びカボチャを台木としたウリ科作物については、栽培期間中に本病の疑似症状の発生がないかどうか注意するよう要請したところである。

2) 発生状況等

平成 27 年 10 月現在、これまで本病の発生にかかる疑義情報は報告されていない。

3) 今後の対応

昨年の初報告の他に発生が確認されなかったこと、輸入検疫は引き続き対応を強化していることを踏まえ、上記通知でお願いした本年度中の本病の疑似症状の発生に注意する体制については、今後、通常の侵入警戒調査において監視する体制へと移行して問題ないと考えている。

ただし、万が一、本病の疑似症状を確認した場合は、速やかに病害虫防除所又は植物防疫所に連絡するよう、引き続き、生産者等に対して指導願う。

Ⅲ. 平成 27 年度農薬関係事業の実施状況と今後の取組

1 農薬の適正使用について

(1) 農薬の残留基準値超過事案への対応と適正使用の指導の強化について

1) 現状

平成 18 年のポジティブリスト制度導入以来、農薬の適正な使用の指導のさらなる徹底を図ってきたが、依然として農薬残留基準値を超過する事例が散見される（過去 5 年間の平均で 22 件／年程度）。基準値超過の原因としては、ラベルの未確認による適用のない作物への農薬の使用、農薬の使用履歴を記載していなかったことによる使用時期の誤り、散布器具の洗浄が不十分であったことによる別の作物に使用した農薬の混入、農薬のドリフト等が報告されている（別紙 1-1）。また、近年は生産・流通ルート別では、農産物直売所など農協を経由しないルートで販売される農産物における基準値超過も多くみられている。

2) 発生時の対応

このような状況に鑑み、農林水産省は基準値超過事案への対応は、基準値超過の発生した真の原因に則した再発防止策が講じられることがも重要と考え、まずは徹底的な原因究明を行っていただくようお願いしているところである。このような事案が発生した場合には、購入者に対する健康影響や全国的な対応の必要性などの観点から、別紙 1

ー 2 に示すとおり、状況の確認や必要に応じて出荷の自粛等の対応を講じていただくとともに、できるだけ速やかに農林水産省に第 1 報の提供をお願いしたい。なお、報告時の様式の例を別紙 1－3 に示しているのので、これを参考としていただきたい。

3) 要因解析と今後の指導

農薬の使用履歴がない場合は農薬の種類や使用方法については農家の記憶に頼るほかになく、農家の勘違いによる誤使用の場合は記録と実際の使用方法が一致しないこともある。原因究明が困難なケースもあると考えられるが、最終的に結論が推定を含むものとなったり、原因を一つに絞りきれなかったとしても、類似の事例が蓄積することで一定の傾向が見えてくる可能性がある。

そのため、検出された残留量、使用履歴その他周辺情報を総合的に勘案して、当該残留基準値超過事案の発生原因として説得力のあるものであるかどうかを検討した上で、調査結果をご報告願いたい。

原因究明の目的は、違反を摘発して農業者を罰することではなく、同じ原因による基準値超過が再発しないように対策を講じることである。その発生原因や再発防止対策等の情報を全国の関係者間で共有し、同じ過ちを繰り返さないようにすることが重要である。そのため、農薬対策室は、都道府県の担当者からの報告に基づき、基準値超過事案の発生した状況やそれを防止するためにとられた対策について、全ての都道府県の担当者に電子メールで情報提供している。なお、基準値超過は使用基準違反やドリフトや防除器具の洗浄不足など農薬の不適正な使用によってのみ生じるとは限らず、農薬登録の際に想定していなかった品種、栽培体系、使用方法などが原因となることや、作物残留試験で捉えきれなかった残留量のばらつきが原因となることも否定できない。このような可能性が示唆された場合は、国において使用基準又は農薬残留基準値の変更も検討することとなる。

4) 健康影響に関する的確な判断に基づく回収、出荷自粛等

基準値超過の判明した農産物の回収や出荷自粛等の措置は、通常は都道府県の保健衛生部局による対応となるが、農協等による出荷前検査で基準値超過事案が判明した場合には、当該農産物の食品としての安全性や自主回収・出荷自粛等の措置について農薬担当部局の見解を求められることも考えられる。その際には、特に ADI(一日許容摂取量)や ARfD(急性参照用量)が小さい農薬の場合や残留濃度が基準値を大幅に超過する場合には、以下に留意が必要である。

- ・慢性影響の有無の判断に当たっては、当該農産物からの農薬の摂取量と ADI の単純比較でなく、基準値超過のあった品目以外の食品からの当該農薬の平均的な摂取量も考慮する必要。
- ・短期影響の有無の判断に当たっては、ARfD が設定されている農薬については、作物残留量のばらつきや当該農産物を一度に大量に摂取した場合も考慮して短期経口暴露量を試算し、ARfD との比較が必要。
- ・なお、基準値への適合の確認や暴露量の試算に当たっては、農薬の有効成分のほか、その代謝物についても分析が必要な場合もあるので、出荷前の自主検査を行う JA の分析機関等における適切な対応が必要。

(農薬対策室は、都道府県からの要請があれば、上記の試算等に協力する用意。)

(2) 農薬の危害防止について

1) 農薬危害防止運動（農薬による危害防止対策）

戦後、有機リン剤（パラチオン等）や有機水銀剤等の急性毒性の強い農薬の急速な普及に伴い、農薬散布者の中毒事故が相次いで発生したため、昭和 28 年から、農薬の使

用機会が多くなる 6 月～ 8 月に、主に農薬散布者への危害を防止することを目的として、国（農林水産省、厚生労働省及び環境省）、都道府県、特別区等が連携し農薬危害防止運動を実施してきた。

本運動では、農薬取締法や毒物及び劇物取締法等の関係法令の規定に基づいた遵守事項や農薬の性質等に関する正しい知識を普及させることにより、農薬の適正な販売、使用及び保管管理並びに農薬の使用時における周辺環境への配慮についての周知・徹底に取り組んでいただいている。

しかしながら、依然として、土壌くん蒸剤の取扱い不注意による使用者や周辺住民への被害、農薬の不適切な管理に起因する中毒事故等が発生している。特に土壌くん蒸剤の取扱い不注意や保管管理不良による被害は各地で発生しており、危害防止運動以外にも通知の発出や研修会の開催等により使用者へ注意喚起を実施している都道府県もあることから、各都道府県においては他都道府県における取組も参考にしつつ、引き続き事故防止に努めていただきたい。

2) 住宅地等における農薬使用

① 住宅地通知の概要

学校、公園、街路樹並びに住宅地に近接する農地等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民等の健康被害が生じないようにすることが必要。このため、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）第 6 条において、住宅地周辺における農薬使用に当たって飛散防止のために必要な措置を講じるよう努めるべき旨を規定。

取組みを徹底するため平成 25 年 4 月 26 日に以下の内容を加え、新たに「住宅地等における農薬使用について」（25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）を制定。

ア 住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項の指導

- ・なるべく農薬を「散布」しない病害虫管理の実施
- ・予防散布及び現地混用の回避
- ・飛散低減対策の実施
- ・農薬使用前の周辺住民等への周知の実施 等

イ 地方公共団体が行う病害虫防除における取組の推進

- ・植栽管理の委託業務仕様書に住宅地通知の遵守を規定
- ・農薬を使用する業務を委託する際の入札要件に農薬管理指導士等を規定

ウ 相談窓口の設置等の体制整備

- ・周辺住民等からの相談に、関係部局が相互に連携して対応できるよう相談窓口の設置等の体制を整備

② 都道府県が管理する施設における取組

都道府県が管理する施設における取組の実施状況について調査を実施した。

その結果、全ての都道府県において、都道府県が管理する施設における病害虫防除が住宅地通知を遵守して実施されるよう取り組まれていた。しかしながら、必ずしも管理する全ての施設を対象とした取組とはなっていなかった。

調査結果を全都道府県に共有するので、他都道府県の取組を参考に取組の対象とする施設の範囲拡充等、住宅地通知の遵守の更なる徹底を図るようお願いする。

③ 他部局との連携

全ての都道府県において相談窓口が設置され、関係部局が連携して対応する体制が整備されていた。今後、相談窓口へ寄せられた相談の内容等について調査を行い、情報共有するので、当事者間の仲介や対応について助言する際等の参考にさせていただきたい。

④ 研修等

農林水産省農薬対策室としても環境省農薬環境管理室と連携し、関係省庁での住宅地通知の周知状況の聞きとり・必要に応じた更なる周知をお願いしているところである。また、これまでも農政局及び都道府県等が主催する講習会、研修会において住宅地通知に係る説明に講師として職員の派遣を行っている。今後もしも相談があれば講師の派遣を検討するので、農政局、都道府県においては講習会、研修会の積極的な開催をお願いしたい。

(3) 蜜蜂への危害防止対策

平成 25 年 5 月、EU は、蜜蜂への危害を防止するため、ネオニコチノイド系農薬の使用の一部を暫定的に制限することを決定した。これを受け、これらの農薬に対する関心が高まったことに応え、蜜蜂への危害を防止することを目的として我が国で行っている取組の内容を、同年 8 月 26 日に Q&A の形式で、農林水産省のホームページに掲載した。

本 Q&A は、農林水産省が平成 27 年 6 月に公表した「平成 26 年度蜜蜂被害事例調査の結果と今後の対策について」の内容を反映し、同年 9 月に改訂した。

1) 基本的考え方

欧米では、女王蜂や幼虫だけを残して働き蜂がいなくなる、いわゆる「蜂群崩壊症候群」(CCD) が報告されており、ネオニコチノイド系農薬との関係が疑われているが、我が国ではこのような現象は見られていない。また、ネオニコチノイド系農薬は、害虫のみならず蜜蜂に対しても影響を与えるものであることは事実であるが、我が国の稲作において、米の商品価値を著しく低下させるカメムシの防除が重要である中、

- ・ 防除効果に優れており、また、カメムシ防除に使われる他の系統の農薬に比べ、人や水生生物に対する安全性等の観点から利点があること
- ・ カメムシ防除に使われる農薬の中で、蜜蜂への悪影響が少ない代替剤がないことから、現時点では、蜜蜂の被害ができるだけ生じないようにしながら使用していくことが適当である。

このため、蜜蜂の被害が水稻のカメムシ防除の時期に多く報告されていることを踏まえ、ネオニコチノイド系農薬も含め、農薬を使用する場合は、農家と養蜂家との間で巣箱の設置場所や農薬の使用時期などの情報を共有し、巣箱の退避などの対策を講じるよう指導していくことが重要である。

さらに、各種農薬の蜜蜂への悪影響の程度、人や水生生物への影響などのデータを収集しているところであり、その結果も考慮した上で、農薬による蜜蜂の死亡を減少させる効果のある対策が明らかとなれば、改めてお知らせする。

2) 被害事例に関する調査・報告について

農薬の使用が蜜蜂に及ぼしている影響を正しく理解するためには、試験研究の結果だけでなく、実際に発生する蜜蜂の被害事例について、農薬による被害の可能性を検討するための十分、かつ、詳細な情報を収集していくことが重要である。

このため、農薬による蜜蜂被害の全国的な状況を正確に把握し、被害の発生要因を踏まえた被害防止対策の検討に資するため、平成 25 年 5 月に「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」を通知し、平成 25 年から平成 27 年度までの 3 年間、蜜蜂の被害事例のうち農薬の関与が疑われるものについて、蜜蜂被害と周辺作物の作付け状況、農薬の使用状況との関連性等の情報を収集することとしたところ。

- 本調査については、平成 27 年度まで継続して実施し、できるだけ多くの知見を収集。
- 送付された死亡虫については、FAMIC にて順次農薬分析を行う予定。

- ある程度の情報が集まった時点で、蜜蜂の被害の発生要因について、地域や農薬の使用実態、事前周知などの対策の有無等を踏まえ、解析に取り組む。

3) 平成 26 年度蜜蜂被害事例調査の結果と今後の対策について

本調査において、平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）に報告のあった被害事例の取りまとめを行い、同年 6 月 23 日に公表した。

- ・養蜂家に対する呼びかけを強化した結果、平成 26 年度には 79 件の被害事例が報告（平成 25 年度は 69 件）。
- ・平成 25 年度と同様、被害事例は水稻の開花期に多く、水稻のカメムシ防除に使用した農薬（殺虫剤）を蜜蜂が直接浴びたことが原因の可能性。ただし、どの殺虫剤が蜜蜂被害を生じさせやすいかは推定できず。
- ・周辺に水稻が栽培されていない地域及び水稻のカメムシ防除の時期以外でも被害事例が報告、殺虫剤成分が検出。周辺で使用された殺虫剤が特定できなかった。
- ・平成 25 年度に比べ、平成 26 年度に被害件数が減少した都道府県の取組を調査したところ、被害を受けた養蜂家が巣箱の設置場所を変えた、農家が使用農薬を飛散しにくい剤型（粒剤）に変更した、等の事例あり。

本取りまとめ結果を踏まえ、

① 都道府県に対し、以下の内容の通知を発出。

- ・蜜蜂が殺虫剤を浴びないように、カメムシ防除の行われる水稻開花期とその前後（開花期直前から開花期後 2 週間程度）に向け、引き続き、養蜂家と農家が都道府県等を経由して情報を共有するとともに、周辺を水田に囲まれた場所には、できるだけ巣箱の設置を避けること等の対策の徹底。
- ・周辺で水稻が栽培されていない地域等においても殺虫剤が検出された事例があったことから、水稻以外の一定の面積でまとめて栽培されている、あるいは共同防除を実施している作物についても情報交換を推進。
- ・さらなる情報共有を図るため、水稻のカメムシ防除で多く使用されている無人ヘリコプターで農薬を散布する者が提出した実施計画に基づき、その情報を都道府県を通じて養蜂組合等に提供。

② 26 年度に被害が多かった都道府県と意見交換を行い、優良な取組事例を参考に、地域の実態に合わせた取組を推進するよう助言・指導。

③ 農薬メーカーに対して通知を発出し、農薬ラベルを見た農業者が、養蜂家との情報交換を徹底できるよう、農薬の使用上の注意事項についての見直しを要請。

④ 平成 27 年度も引き続き調査を継続し、水稻に加え、まとめて栽培されている、あるいは共同防除を実施している作物についても、被害時期に使用された農薬のより詳細な情報の把握や死亡虫試料の採取への協力を要請。

⑤ 試験研究機関において、蜜蜂の水田への飛来を低減する技術の開発、花粉や水田水を経由した農薬暴露の可能性などの調査研究を引き続き実施。

通知で示した方法による情報交換の徹底や、地域の実態に合わせた対策に努めていただくとともに、引き続き調査への協力をお願いする。

残留基準値超過及び使用基準違反事例(平成27年4月～平成27年9月末現在)

品目	農薬名	区分	検出値 (ppm)	基準値 (ppm)	原因
きゅうり	フルチアニル	殺菌剤	未測定	0.2	使用基準を超える濃度の希釈液を散布した。 残留農薬濃度を測定していないため基準値を超過していたかどうかは不明。
ミニトマト	フルチアニル	殺菌剤	0.04	0.01	ラベルを確認せずに適用のないミニトマトに使用した。
にがうり	フェンバレレート	殺虫剤	0.02(作残 基準値超 過はなし)	0.50	散布器具の洗浄不足が原因と考えられる。
こまつな	EPN	殺虫剤	0.31 及び 0.88	0.01	特定できず。 防除器具を洗浄せずに使用した事実は認められた が、原因を特定することはできなかった。
えだまめ	チアクロプリド	殺虫剤	0.04	0.01	特定できず。

別紙1-1参考1

残留農薬基準超過及び使用基準違反事例(平成26年4月～平成27年3月末現在)

品目	農薬名	区分	検出値 (ppm)	基準値 (ppm)	原因
レタス	ホスチアゼート	殺虫剤	0.4	0.1	ラベルを確認せずに適用の無いレタスに使用した。
ピーマン	アセタミプリド	殺虫剤	0.09 (作残基準 値超過は なし)	1	ラベルを確認せずに、使用基準を超える濃度の希釈液を散布した。 使用基準違反はあったが作残基準値超過はなし。
ピーマン	グルホシネート	除草剤	-	0.2	別の容器に移し替えていた除草剤を茎葉散布できる薬剤だと思い込み使用した。
トマト	MEP (フェニトロチオン)	殺虫剤	0.33	0.2	なすに散布した後、トマトにも同じ使用基準で使用できると思い込み、ラベルを確認せずにトマトに使用した。
しそ	MEP (フェニトロチオン)	殺虫剤	0.7	0.5	特定できず。 隣接する圃場で使用した農薬が飛散したことが原因の一つとして疑わしいが、詳細な情報がなく、原因を特定することはできなかった。
しそ	ミクロブタニル	殺菌剤	2	1	特定できず。 隣接する圃場で使用した農薬が飛散したことが原因の一つとして疑わしいが、詳細な情報がなく、原因を特定することはできなかった。
しそ	ピリダベン	殺虫剤	0.9	0.7	農薬の使用履歴を記載しておらず、農薬使用后、使用基準より短い期間で収穫した。
えだまめ	EPN	殺虫剤	0.55	0.01	特定できず。 器具の洗浄不足、隣接する圃場からの飛散等が原因の一つとして疑わしいが、詳細な情報がなく、原因を特定することはできなかった。
ばれいしょ	シフルメトフェン	殺虫剤	0.05	0.01	隣接する圃場で使用した農薬が飛散した疑い。

ほうれんそう	インドキサカルブ	殺虫剤	0.16	0.01	隣接する圃場で使用した農薬が飛散した疑い。
ほうれんそう	インドキサカルブ	殺虫剤	0.02	0.01	特定できず。 防除器具を洗浄せずに使用した事実は認められたが、原因を特定することはできなかった。
ほうれんそう	シメコナゾール	殺菌剤	0.39	0.1	特定できず。 防除器具を洗浄せずに使用した事実は認められたが、原因を特定することはできなかった。
チンゲンサ	クロロタロニル(TPN)	殺菌剤	5.08	2	散布器具の洗浄不足が原因の一つと考えられる。
にら	ペンディメタリン	除草剤	0.08	0.05	作物への飛散防止対策を講じずに散布した後、使用基準より短い期間で収穫した。
ほうれんそう	クレソキシムメチル	殺菌剤	1.1	0.01	特定できず。 防除器具を洗浄せずに使用した事実は認められたが、原因を特定することはできなかった。
みずな	クレソキシムメチル	殺菌剤	3.3	0.01	特定できず。 防除器具を洗浄せずに使用した事実は認められたが、原因を特定することはできなかった。
いちご	ホスチアゼート	殺虫剤	0.07	0.05	使用時期「定植前」に使用方法「全面土壌混和」で使用すべきところ、「畝面のみへ処理して混和」により使用した。
きんかん	EPN	殺虫剤	0.1	0.01	特定できず。 防除器具を洗浄せずに使用した事実は認められたが、原因を特定することはできなかった。
トマト	シフルメトフェン	殺虫剤	0.1	0.01	ラベルを確認せずに適用の無いトマトに使用した。

別紙1-1参考2

残留農薬基準超過及び使用基準違反事例(平成25年4月～平成26年3月末現在)

品目	農薬名	区分	検出値 (ppm)	基準値 (ppm)	原因
こまつな	イソキサチオン	殺虫剤	12.35	0.1	特定できず。
こまつな	テブフェンピラド	殺虫剤	0.045	0.01	特定できず。
しゅんぎく	アトラジン	除草剤	0.07	0.02	散布器具の洗浄不足。 除草剤と殺虫剤・殺菌剤で同じ散布器具を用いていた。
リーフレタス	クロロタロニル (TPN)	殺菌剤	1.7	1	隣接する圃場で使用した農薬が飛散した疑い。
リーフレタス	プロチオホス	殺虫剤	0.25	0.01	隣接する圃場で使用した農薬が飛散した疑い。
プラム	マラソン	殺虫剤	-	-	台木に用いたものにも登録があるためプラムにも使用できると思ひこみ、 適用表を確認せずに使用した。
なす	グリホサート	除草剤	-	-	別の容器に移し替えていた除草剤を展着剤だと思ひ込み使用した。
はくさい	オキサミル	殺虫剤	0.11	0.01	レタスを栽培予定でレタスに適用のある農薬を使用した圃場でレタスではなくはくさい(適用なし)を栽培した。
ピーマン	フェントエート	殺虫剤	0.79	0.1	特定できず。 散布器具の洗浄不足、隣接する圃場からの飛散、他作物にフェントエートを散布後、手袋を替えずにピーマンを収穫した等の原因が考えられる。
セルリー	アラクロール	除草剤	0.12	0.01	適用は無く、使用していない。散布器具の洗浄不足が原因と考えられる。

にんじん	アセフェート	殺虫剤	0.2	0.01	適用は無く、使用していない。散布器具の洗浄不足が原因と考えられる。
なす	EPN	殺虫剤	0.02	0.01	ラベルを確認せずに適用の無いなすに使用した。
ゆず	EPN	殺虫剤	0.09	0.01	ラベルを確認せずに適用の無いゆずに使用した。
ほうれんそう	アセフェート	殺虫剤	15	6	特定できず。 農業使用回数のカウント方法を誤認し、適用の無い時期に適用の無い方法で農業を使用したことが原因の一つとして疑わしい。
ピーマン	EPN	殺虫剤	0.72	0.01	終有効年月を過ぎた農業を使用したため、購入当時は適用があったが、購入から使用するまでの間に適用が削除され、残留農業基準が一律基準に変更されていた。
かぶ(葉)	クロチアニジン	殺虫剤	0.04	0.02	だいこんに適用があり、使用者はかぶにも適用があると思ひ込み、ラベルを確認せずに適用の無いかぶに使用した。
かぶ(葉)	クロロタロニル(TPN)	殺菌剤	0.46	0.05	だいこんに適用があり、使用者はかぶにも適用があると思ひ込み、ラベルを確認せずに適用の無いかぶに使用した。
ブロッコリー	アゾキシストロピンマンゼブメタラキシル	殺菌剤	-	-	ラベルを確認せずに適用の無いブロッコリーに使用した。
カリフラワー	アゾキシストロピンマンゼブメタラキシル	殺菌剤	-	-	ラベルを確認せずに適用の無いカリフラワーに使用した。
チンゲンサイ	メタアルデヒド	殺虫剤	0.28	0.01	はくさい、キャベツに適用があり、使用者はチンゲンサイにも適用があると思ひ込み、ラベルを確認せずにチンゲンサイに使用した。
ぶどう	エトフェンプロックス	殺虫剤	0.02	0.01	特定できず。 自家用の採果場内で使用した衛生害虫用殺虫剤(有効成分エトフェンプロックス)が出荷用ダンボールにかかり、そこに詰めたぶどうに付着したことが原因の一つとして疑わしい。
しゅんぎく	ベンチオカーブ	除草剤	0.023	0.01	隣接する圃場で使用した農業が飛散した疑い。
さといも	フルトラニル	殺菌剤	0.06	0.01	前作に使用した農業が土壌中に残留していた疑い。
にら	ダイアジノン	殺虫剤	0.96	0.1	粒剤でにらに適用があるため、水和剤にも適用があると思ひ込み、ラベルを確認せずに適用の無いにらに使用した。
ほうれんそう	ジクロロボス	殺虫剤	0.21	0.1	隣接する圃場で使用した農業が飛散した疑い。
ほうれんそう	メタミドホス	殺虫剤	0.97	0.5	隣接する圃場で使用した農業が飛散した疑い。
にら	ペンディメタリン	除草剤	0.12	0.05	使用基準を超える濃度の希釈液を、作物への飛散対策を講じずに散布した。
しゅんぎく	トルフェンピラド	殺虫剤	32	0.01	特定できず。 器具の洗浄不足が原因の一つとして疑われるが、散布器具の詳細な情報がなく、それだけが原因であると特定することはできなかった。
めいけな	クロロタロニル(TPN)	殺菌剤	8.4	2	ラベルを確認せずに適用のない使用時期に使用した。
めいけな	オキシ銅	殺菌剤	4.1	1	ラベルを確認せずに適用の無い女池菜に使用した。

別紙1-1参考3

残留農業基準超過事例(平成24年4月～平成25年3月末日)

品目	農業名	区分	検出値(ppm)	基準値(ppm)	原因(公表用)
かぶ(葉)	ルフェヌロン	殺虫剤	0.05	0.01	隣接する作物に使用した農業がかぶ(葉)に飛散した疑い。

エンダイブ	クロルフェナピル	殺虫剤	0.04	0.01	防除器具の洗浄不足。
きゅうり	クレソキシムメチル	殺菌剤	0.8	0.5	特定できず。
さやいんげん	トルフェンピラド	殺虫剤	0.78	0.01	県は隣接する作物に使用した農薬が飛散したことが原因と判断したが、国は栽培状況から適用外使用に順ずると判断
にら	シラフルオフェン	殺虫剤	0.04	0.01	隣接する水稻に使用した農薬がニラに飛散した疑い
えだまめ	EPN	殺虫剤	0.06	0.01	特定できず。 適用外使用の可能性は低いが、防除器具の洗浄不足、隣接すつ作物からの飛散が原因の一つとして疑わしい。
だいこん	メプロニル	殺菌剤	0.04	0.02	特定できず。 だいこんに適用があり、適正に使用している。
えだまめ	チアトキサム	殺虫剤	1	0.3	特定できず。 適用の通りに使用されていた。は種前の使用であり、直接の原因は不明。
はくさい	フルトラニル	殺菌剤	0.02	0.01	特定できず。 はくさいに適用はなく、使用はしていない。防除器具の洗浄不足、前作のしょうがに使用したものが土壌を介して残った可能性、隣接するブロッコリーに使用した際、器具に残っていた当該剤が飛散した可能性などがある。
かぶ(根)	DEP(トリクロルホン)	殺虫剤	0.12	0.1	特定できず。 適用がある剤を適正に使用していた。
しゅんぎく	ジノテフラン	殺虫剤	23	20	特定できず。 適用がある剤を適正に使用していた。防除器具の洗浄不足が原因の一つとして疑わしいが、検出された濃度から、器具の洗浄不足だけが原因とは判断できない。
しゅんぎく	ボスカリド	殺菌剤	0.18	0.01	特定できず。 適用はなく、使用していない。前作のキュウリに使用しており、しゅんぎく定植の一ヶ月前に使用しているため、土壌を介してしゅんぎくに残留した可能性などがある。
いちご	DDVP(ジクロロポス)	殺虫剤	0.8	0.3	特定できず。 DDVPIは失効しており、市場に出荷されたDDVPIは有効期限が切れている。DDVPを代謝物とするDEPIに適用があるが、DDVP、DEPともに使用の記録はない。残留濃度から不適正使用が原因の一つとして疑われる。
しゅんぎく	クロチアニジン	殺虫剤	0.44	0.2	特定できず。 適用はなく、クロチアニジン及びクロチアニジンを代謝物とするチアトキサム剤の使用はなかった。前作に使用しているため、土壌を介してしゅんぎくに残留した可能性などがある。
こまつな	ホスチアゼート	殺虫剤	0.23	0.1	特定できず。 適用はなく、使用していない。前作のキュウリに使用しているため、土壌を介してしゅんぎくに残留した可能性などがある。

平成 27 年 6 月
消費・安全局

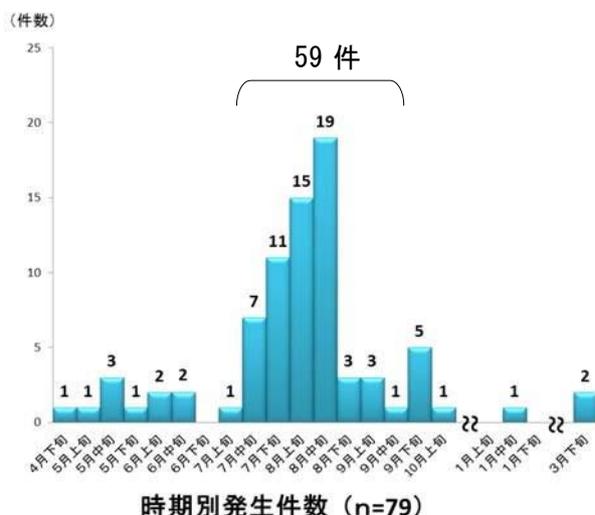
平成 26 年度蜜蜂被害事例調査の結果と今後の対策について

1. 蜜蜂被害事例調査の結果

- ・農林水産省は、平成 25 年度から 3 年間の予定で、都道府県の畜産部局及び農薬部局による蜜蜂の被害事例に関する調査を実施。
- ・本調査結果は、平成 26 年度 (H26. 4. 1~H27. 3. 31) に報告のあった被害事例について取りまとめたもの。

被害の状況

- ・被害報告のあった 79 件の蜂場に置かれていた巣箱数 (約 3,300 箱) は 8~9 月の全国の巣箱数 (42 万箱) の約 0.8% にあたる。うち 59 件 (75%) が 7 月中旬~9 月中旬に発生。
- ・巣門前に 1,000 匹/箱以上の死虫が観察された 65 件のうち、2,000 匹/箱以下のものが半数以上を占めていた。1 万匹/箱を超える被害は 3 件みられた。



被害の発生規模別件数 (n=65)

※1巣箱当たりの死虫数1,000匹以上のもの

- ・今回報告された被害においては、死虫数が多い事例、死虫が確認できない事例においても、働き蜂のほとんどが女王蜂や幼虫などを残したまま突然いなくなり、蜜蜂の群れが維持できなくなってしまう「蜂群崩壊症候群 (CCD)」の懸念を生じさせる事例は確認されなかった。

(参考情報)

○一般的に一つの巣箱には数万匹の蜜蜂がおり、巣の蜜蜂の数に多少の減少が生じてても養蜂家の飼養管理により、蜂群は維持・回復されている。

○平成 26 年の蜜蜂の飼育戸数は約 9,300 戸

<25 年度の状況>

調査期間中 (H25. 5/30~H26. 3/31) に 69 件の被害事例が報告。うち 90% が 7 月中旬から 9 月中旬に発生。巣門前に 1,000 匹/箱以上の死虫が観察された 65 件のうち、2,000 匹/箱以下のものが 60% 以上。1 万匹/箱を超える被害は 3 件。CCD の懸念を生じさせる事例は確認されず。

蜜蜂被害と農薬との関係

- 被害が発生した 79 件のうち、37 件で死虫が採取され、分析したところ、26 件の死虫から LD₅₀ 値（半数致死量）の 1/10 程度～LD₅₀ 値を超える高い値で、ネオニコチノイド系殺虫剤、ピレスロイド系殺虫剤、フェニルピラゾール系殺虫剤、マクロライド系殺虫剤が検出された。これらは、当該殺虫剤に暴露したことが被害の原因の可能性があると考えられた。
- 死虫が採取された 37 件のうち、22 件が水稲のカメムシ防除時期のもので、15 件が水稲の栽培がない地域や水稲のカメムシ防除時期以外のものであった。

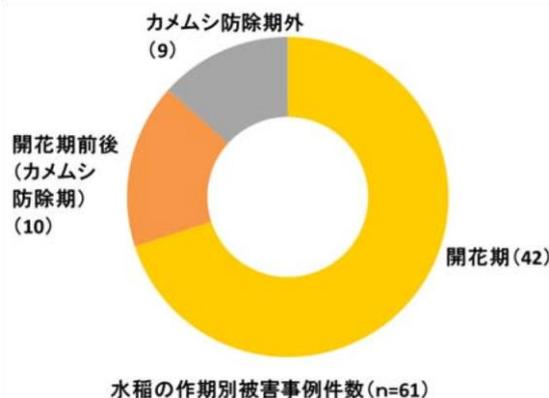
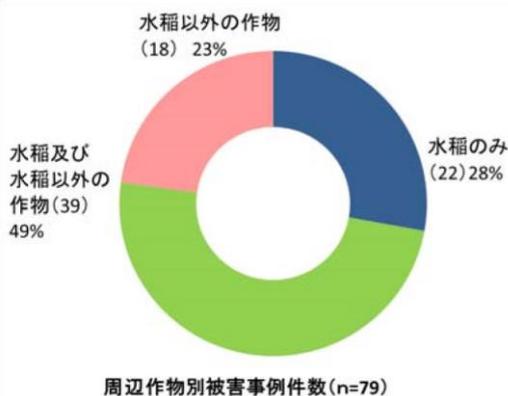
26 年度蜜蜂被害事例調査で高い値が検出された殺虫剤成分

系統	農薬名	主な使用可能な作物	検出件数*
ネオニコチノイド系 (4 成分) 延べ 18 件	クロチアニジン	水稲、果樹、野菜等	13
	チアメトキサム	水稲、果樹、野菜等	1
	ジノテフラン	水稲、果樹、野菜等	3
	イミダクロプリド	水稲、果樹、野菜等	1
ピレスロイド系 (1 成分) 2 件	エトフェンプロックス	水稲、果樹、野菜等	2
フェニルピラゾール系 (2 成分) 7 件	エチプロール	水稲、だいず、果樹等	5
	フィプロニル	野菜、花き等	2
マクロライド系 (1 成分) 1 件	スピノサド	野菜、果樹等	1
			28

* 重複あり

水稲のカメムシ防除時期の被害事例

- 被害が発生した 79 件の蜂場のうち、61 件の蜂場の周辺で水稲が栽培されていた。うち 42 件は開花期で、10 件は開花期前後のカメムシ防除の行われる時期（開花期直前及び開花期後 2 週間程度）だった。



<25 年度の状況>

被害発生蜂場 69 件のうち 61 件で周辺に水稲が栽培。そのうち 46 件が開花期。

- これら 52 件のうち、60%以上で被害が発生する直前に周辺で水稲のカメムシ防除の殺虫剤散布が行われていたとの報告があった。

- ・ 水稲のカメムシ防除時期に死虫が採取され、22 件中 15 件で 5 種類の殺虫剤成分（クロチアニジン、チアメトキサム、ジノテフラン、エトフェンプロックス、エチプロール）が検出された。このうち 4 件は、都道府県から散布が報告された殺虫剤と一致した。また 11 件で検出された殺虫剤成分については、都道府県から使用されたとの報告はなかったが、周辺で栽培されていた水稲への使用が想定されるものであった。
これら 15 件は、水稲のカメムシ防除に使用された殺虫剤成分の可能性。
- ・ 水稲開花期及びその前後の被害は、カメムシ防除に使用した殺虫剤への直接暴露が原因の可能性があると考えられる。これらはいずれもカメムシ防除に用いられる主要な殺虫剤であり、どの殺虫剤が蜜蜂の被害を生じやすいかの推定はできなかった。

周辺で水稲の栽培がない地域や水稲のカメムシ防除時期外の被害事例

- ・ 周辺で水稲の栽培がない地域及びカメムシ防除時期外の被害事例が 27 件あった。15 件で死虫が採取され、11 件から殺虫剤成分が検出された。
- ・ そのうち 10 件で LD50 値の 1/10 程度～LD50 値を超える高い値が検出されたが、周辺の農作物との因果関係を解析するためには、使用された殺虫剤の情報が不十分であった。

情報提供

- ・ 被害報告のあった 79 件のうち、16 件 (20%) で農薬使用者から養蜂家への農薬使用時期等の情報提供が行われていなかった。水稲のカメムシ防除時期に限定してみると 52 件のうち 4 件 (8%) であった。
- ・ 農薬使用者が情報提供を行ったと回答した事例であっても、16 件 (25%) の養蜂家が情報を受けていないと回答していた。水稲のカメムシ防除時期においては 9 件 (19%) であった。
- ・ 26 年度に通知により呼びかけを行った結果、水稲のカメムシ防除時期においては、農薬使用者からの情報提供の改善が認められたが、個々の養蜂家まで十分に情報が伝わっていない場合もあるという課題が明らかになった。

<25 年度の状況>

農薬使用者から情報提供が行われていない：20%

農薬使用者が情報提供を行っているが、養蜂家が情報を受けていない：30%

対策の実施状況

- ・ 農薬使用者から情報を受けたが、被害軽減対策が実施された事例は少なかった。
- ・ 対策を実施できなかった理由として 採蜜が可能な巣箱の退避先がない、「 」との回答が最も多く、他に「退避には労力が必要」「暑さで蜜蜂が死ぬために巢門の閉鎖ができない」「リスクが少ないと考えていたため、対策を取らなかった」という回答もあった。
- ・ 25 年度に比べて 26 年度に被害が軽減された地域に、対策の実施状況を聞き取ったところ、巣箱の設置場所を変えた事例、使用農薬を粉剤から飛散しにくい粒剤に変更した事例、蜜蜂の活動が盛んな時間を避けて農薬散布を行った事例があった。
また、農薬使用者が蜜蜂の活動が盛んでない時間に農薬散布を行い、養蜂家とその間巣門の一時閉鎖を行った事例があった。

～調査のまとめ～

【被害の実態】

- 26年度の被害報告件数は79件。このうち37件で死虫を採取。
- 報告された被害事例において、死虫数が蜂群の10%未満である2,000匹以下のものが半数以上（夏季には蜂群当たりの蜂の数が数万匹存在）。
- 被害の報告された蜂場に置かれていた巣箱の数は約3,300箱で、夏季における全国の蜂群数(42万箱)の1%未満と推定（夏季には冬季の2倍以上に蜂群が増加）。
- 報告では、蜜蜂の大量失踪（いわゆる「蜂群崩壊症候群」(CCD)）は確認されず。

【被害原因】

- 被害の発生時期と周辺の栽培作物における農薬の使用状況の解析、死虫の分析結果等から、
 - ① 被害の多くは殺虫剤を直接浴びたことが原因の可能性があると考えられた。
 - ② 蜜蜂被害は、昨年度の調査結果と同様、水稻開花期及びその前後に多く、その原因は、水稻のカメムシ防除で使用された殺虫剤への直接暴露の可能性があると考えられた。
 - ③ これらはいずれもカメムシ防除に用いられる主要な殺虫剤であり、どの殺虫剤が蜜蜂の被害を生じやすいかの推定はできなかった。
 - ④ 周辺で水稻の栽培がない地域や水稻のカメムシ防除時期外でも殺虫剤が検出されたが、周辺の農作物との因果関係を解析するためには、使用された殺虫剤の情報が不十分であった。

【情報の共有】

- 26年度に周知を徹底した水稻開花期を含むカメムシ防除の時期においては、情報提供の改善が認められたが、個々の養蜂家までは情報が伝わっていない場合もあった。

【対策の実施状況】

- 被害を回避するために巣箱の退避等の対策を取った事例は少なかったが、その理由として、「巣箱の退避先がない」「退避には労力が必、要」等の回答があった。
- 25年度と比べて被害が軽減された地域で、以下の対策が実施されていた。
 - ・被害を受けた養蜂家が、巣箱の設置場所を変えた
 - ・農家が、使用農薬を飛散しにくい剤型に変更した 等

2. 今後の対策

- (1) 25年度及び26年度の調査の結果を踏まえ、以下の取組みを推進。
 - ① 水稻のカメムシ防除に伴う被害を軽減するため、引き続き養蜂家と農家の情報交換を徹底。周辺で水稻が栽培されていない地域等においても殺虫剤が検出された事例があったことから、水稻以外の作物についても情報交換を推進するよう通知を发出。

- ② 被害が多かった都道府県と意見交換し、以下の優良事例を参考に、地域の実態に合わせた取組みを推進。その際、国も消費・安全対策交付金の活用等によりこれを支援。
 - ア) 周辺を水田に囲まれた場所には、できるだけ巣箱を設置しないイ) 農薬を粉剤から飛散しにくい粒剤へ切り替えるウ) 蜜蜂の活動が盛んな時間帯の農薬散布を避けるエ) 巣箱の移動手段や退避場所の確保
 - ③ 農薬メーカーに対して通知を発出し、農薬ラベルを見た農業者が、養蜂家との情報交換を徹底できるよう、農薬の使用上の注意事項について見直しを要請。
- (2) 27年度の被害事例調査の実施に当たり、以下の徹底を要請
- ① 水稻に加え、一定の面積でまとまって栽培されている、あるいは共同防除を実施している作物についても、被害時期に散布された農薬のより詳細な情報（使用時期、作物等）の把握を実施
 - ② 死虫試料の採取への協力
- (3) 試験研究機関において、これまでの研究成果を生かし、以下の調査研究を引き続き実施
- ① 代用花粉の給与により蜜蜂の水田への飛来を低減し、被害を低減する技術の確立
 - ② 稲花粉への農薬の移行量、水田水からの農薬暴露の可能性の解明による蜜蜂の暴露状況の把握 等

27 消安第 1990 号
27 生畜第 463 号
平成 27 年 6 月 23 日

北海道農政事務所消費・安全部長
農政推進部長
各地方農政局消費・安全部長
生産部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
生産局畜産部畜産振興課長

平成 27 年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について

農薬による蜜蜂被害の全国的な発生状況をより正確に把握し、事故の発生要因を踏まえた被害防止対策の検討に資するため、農林水産省では、「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」（平成 25 年 5 月 30 日付け 25 消安第 785 号消費・安全局農産安全管理課長通知）を発出し、蜜蜂の被害事例のうち農薬の関与が疑われるものについて、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間の蜜蜂被害と周辺作物の作付状況及び農薬の使用状況との関連性等の情報を収集している。

平成 25 年度の調査結果に基づき、平成 26 年 6 月に「平成 26 年度の水稲の開花期に向けた蜜蜂被害軽減対策の推進について」（平成 26 年 6 月 20 日付け 26 消安第 1685 号消費・安全局農産安全管理課長、26 生畜第 411 号生産局畜産部畜産振興課長通知）を発出し、蜜蜂被害軽減対策の推進をお願いしたところである。

今般、平成 26 年度の調査結果について取りまとめ公表を行ったところであるが、解析の結果、

- ① 蜜蜂被害は、25 年度と同様、水稲の開花期及びその前後に多く、水稲のカメムシ防除に使用した殺虫剤を直接浴びたことが原因の可能性があると考えられたこと
- ② 周辺に水稲が栽培されていない地域等でも被害事例が報告されたが、周辺の農作物との関係を解析するためには、使用された殺虫剤の情報が不十分であったこと
- ③ 26 年度に呼びかけを行った結果、水稲のカメムシ防除時期においては、農薬使用者からの情報提供の改善が認められたが、個々の養蜂家まで十分に情報が伝わっていない場合もあったこと
- ④ 25 年度に比べ被害が減少した地域では、水田の近くに巣箱を設置しない、農薬を粉剤から粒剤に切り替える、蜜蜂の活動が盛んな時間帯の農薬散布を避ける等の取組みが行われていたことが明らかになった。

これらのことを踏まえ、蜜蜂被害を軽減するため、下記の事項を貴管下の各都道府県に対し、周知・指導願いたい。

なお、下記の事項を推進するに当たり、必要に応じて消費・安全対策交付金を活用されるよう合わせて周知願いたい。

記

(1) 蜜蜂の被害に関する認識の共有

都道府県の畜産部局及び農薬指導部局等においては、県の普及指導員や病害虫防除所の職員、農薬使用者、養蜂家、農業団体、養蜂組合等関係者に、以下の事項を広く周知すること。

- ・ 水稲の開花期のみならずその直前及び開花期後 2 週間程度の時期においても、水田周辺の蜂場の蜜蜂が水田に飛来することがあること。
- ・ カメムシ防除のために水田に散布する殺虫剤の暴露により蜜蜂の被害が生じる可能性があること。

(2) 情報交換の更なる徹底

25 年度の調査結果と比べ、水稲の開花期においては、関係者間の情報共有の改善がみられたが、個々の養蜂家まで情報が伝わらないなど、情報共有が必ずしも徹底していない事例も見受けられるため、以下を実施すること。

- ① 都道府県の畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、蜂場の設置される可能性のある場所の情報を都道府県農薬指導部局、農業団体等に伝えること。
- ② 都道府県の農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、蜂場の設置される可能性のある場所の周辺（蜜蜂の飛翔範囲を考慮すると通常蜂場から半径約 2 km の範囲）の水稲のカメムシ防除の時期*、農薬の散布計画等の情報を都道府県畜産部局、養蜂組合等に伝えること。その際、無人ヘリコプター以外による農薬散布についても、地域の農業協同組合等が作成する防除暦等から情報を整理し伝えること。
- ③ 都道府県の農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、蜂場の情報（蜂場の場所、巣箱の設置期間）を周辺の水稲農家等に伝えること。
- ④ 都道府県の畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、水稲のカメムシ防除の時期*、農薬の散布計画等の情報をあらかじめ個々の養蜂家まで伝えること。
- ⑤ 周辺に水稲が栽培されていない地域等でも被害事例が報告されたことから、都道府県の農薬指導部局は、農業協同組合等の作物部会、防除組合等の協力を得て、水稲に加え、一定の面積でまとまって栽培されている、あるいは共同防除を実施している作物に農薬を使用する場合は、農薬の散布計画を畜産部局を通じて養蜂組合等に伝えること。

* 開花期直前～開花期後 2 週間程度。地域ごとの防除実態、その年のカメムシの発生状況等により異なる。

(3) 被害軽減のための対策の推進

都道府県の農薬指導部局及び畜産部局は、農業団体や養蜂組合等と相談しつつ、地域において協議会を設けるなど、地域の実態に合わせて、以下の対策を行う。

- ① 養蜂組合等の協力を得て、「蜜蜂がカメムシ防除の殺虫剤に暴露する確率が高い場所」（水田で囲まれた場所、周辺に水稲以外の花粉源が少ない場所）ではできるだけ巣箱の設置を避けるか、水稲のカメムシ防除実施時期*に巣箱を退避させるよう、養蜂家への指導を行うこと。
- ② 農業団体等の協力を得て、
 - ・ 蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯（午前 8 時～12 時まで）の農薬の散布を避け、できるだけ早朝又は夕刻に散布する
 - ・ 蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤の田面散布）の殺虫剤を使用する
 などの対策を実施するよう、引き続き水稲農家への指導を行うこと。
- ③ 退避等の対策の実施に当たっては、巣箱の移動手段の提供、共同の退避場所の設置等、地域の実態を考慮した取組みを検討すること。

* 開花期直前～開花期後 2 週間程度。地域ごとの防除実態、その年のカメムシの発生状況等により異なる。

(4) 農薬の使用上の注意事項の遵守

今般、農薬メーカーに対して、農薬ラベルを見た農業者が、養蜂家との情報交換を徹底できるよう、農薬の使用上の注意事項について見直しを要請したところである（別

紙)。都道府県の農薬指導部局は、これまでも農薬適正使用の推進に努めて頂いているところであるが、使用上の注意事項が見直された後も、引き続き、農薬使用者が使用上の注意事項を遵守するよう指導を徹底すること。

.....

27消安第1991号
平成27年6月23日

農薬工業会会長 殿
農薬工業会以外の農薬製造者、農薬輸入者又は国内管理人若しくはその代表者 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

蜜蜂の被害防止に向けた農薬の使用上の注意事項の見直しについて（要請）

農林水産省では、農薬による蜜蜂の被害の全国的な発生状況を把握し、被害防止対策の基礎資料とするため、平成25年度から平成27年度までの3年間で、被害事例に関する調査を実施しているところである。

今般、平成26年度の調査結果をとりまとめた結果、蜜蜂被害は、昨年と同様、水稻の開花期及びその前後に多く、水稻のカメムシ防除に使用した殺虫剤を直接浴びたことが原因の可能性があると考えられた。また、周辺に水稻が栽培されていない地域等でも被害事例が報告され、蜜蜂から殺虫剤成分が検出された。

昨年の水稻の開花期に向け、農家と養蜂家の情報共有の徹底等を呼びかけた結果、カメムシ防除については、農家から農薬の使用時期等の情報が提供される等改善がみられた。一方、個々の養蜂家まで情報が伝わっていない事例もあった。

平成25年度に比べ被害が減少した地域では、水田の近くに巣箱を設置しない、農薬を粉剤から粒剤に切り替える、蜜蜂の活動が盛んな時間帯の農薬散布を避ける等の取組みが行われていた。

これらを踏まえ、農林水産省としては、引き続き、養蜂家と農家の情報交換を徹底するとともに、地域の実態に合った被害軽減のための対策を推進するよう、本日付で「平成27年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について（平成27年6月23日付け27消安第1990号・27生畜第463号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）」（別紙）を発出したところである。

今後、農薬のラベルを見た農薬使用者が養蜂家との情報交換を徹底できるようにするため、できるだけ速やかに、ラベルに記載されている農薬の使用上の注意事項について、周辺で養蜂が行われている場合には、農薬使用に係る情報を関係機関（都道府県の畜産部局や病害虫防除所等）と共有する等、蜜蜂被害の軽減に資する内容に見直すよう要請する。

北海道農政事務所消費・安全部長
各地方農政局消費・安全部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

蜜蜂被害軽減対策の推進に向けた情報の活用について

農薬による蜜蜂被害の全国的な発生状況をより正確に把握し、事故の発生要因を踏まえた被害防止対策の検討に資するため、農林水産省では、「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」（平成 25 年 5 月 30 日付け 25 消安第 785 号消費・安全局農産安全管理課長通知）を発出し、蜜蜂の被害事例のうち農薬の関与が疑われるものについて、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間の蜜蜂被害と周辺作物の作付状況及び農薬の使用状況との関連性等の情報を収集している。

平成 26 年度の調査結果に基づき、平成 27 年 6 月に「平成 27 年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」（平成 27 年 6 月 23 日付け 27 消安第 1990 号・27 生畜第 463 号消費・安全局農産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長通知。以下「対策通知」という。）を発出し、蜜蜂被害軽減対策の推進をお願いしたところである。

対策通知の記の(2)の②においては、「都道府県の農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、蜂場の設置される可能性のある場所の周辺（蜜蜂の飛翔範囲を考慮すると通常蜂場から半径約 2 km の範囲）の水稻のカメムシ防除の時期、農薬の散布計画等の情報を都道府県畜産部局、養蜂組合等に伝えること。」とされている。

近年、水稻のカメムシ防除は無人ヘリコプターを用いた防除が大半を占めているところである。無人ヘリコプターの使用に当たっては、「無人ヘリコプターによる空中散布等の報告要領の制定について（平成 26 年 9 月 18 日付け 26 消安第 2959 号消費・安全局植物防疫課長通知。以下「報告要領通知」という。）」の第 3 の 1 により、無人ヘリコプターによる空中散布等の実施主体は、報告先機関に対して、実施計画を提出することとされている。

これらのことを踏まえ、蜜蜂被害を軽減するため、下記の事項を貴管下の各都道府県に対し、周知・指導願いたい。

記

報告要領通知における実施計画等報告先機関と都道府県の農薬指導部局が、空中散布等の実施主体が提出する実施計画を共有し、都道府県の畜産部局や養蜂組合等へ情報提供することを通じて、対策通知の記の(2)情報交換の更なる徹底を図ることにより、蜜蜂被害の発生防止に努められたい。

2 疑義資材の対応について

(1) これまでの取組

- 1) 農薬登録を受けていないにもかかわらず、病虫害の防除効果を謳った資材や、農薬成分を含む資材（＝「疑義資材」）は、農薬取締法上は無登録農薬に当たることから、「無登録農薬と疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」（平成19年11月22日付け19消安第10394号消費・安全局長通知）に基づき、製造者に対する指導・取締りを実施。また、農林水産省のHP上の「疑義資材コーナー」に「農薬目安箱」を設置して、疑義資材に関する情報提供を広く受け付け。
- 2) 都道府県による農薬販売店の立入調査や農政局・地域センター等による除草剤販売業者に対する点検調査等の機会を捉え、疑義資材は無登録農薬に当たり、取り扱うべきでないことを販売店に対して指導。
- 3) 農薬の適正な利用の観点から、「疑わしい資材を購入しない、利用しない」という考え方を生産現場へ周知徹底するため、リーフレットを都道府県等を通じて農薬使用者へ配布。

(2) 疑義資材への対応の現状と今後の進め方

1) 収集された疑義資材情報への対応

農薬目安箱、都道府県等から提供された情報は、疑義資材情報に当たるかどうかの確認を行った上で、可能な限り当該資材の製造者又は輸入者を特定し、「疑義表示資材」（農薬としての効能効果を標榜している資材）については、地方農政局、地域センター等から、農薬取締法、疑義資材通知等の周知及び表示の是正指導を実施。

一方、「疑義成分資材」（成分からみて農薬に該当し得る資材）については、地方農政局、地域センター等が資材を購入し、農林水産省の委託事業の中で有効成分及び含有量の分析等を行い、薬効が確認される含有量が確認された場合は立入検査等を実施。

2) 疑義資材の指導・収集について

① 販売者・生産者に対する指導

引き続き、販売者に対しては登録された農薬以外の農薬を販売しないよう、また、生産者に対しては農薬の適正使用の指導の一環として、リーフレット等を活用し、病虫害の防除等を行う場合は登録された農薬を使用するよう指導の徹底をお願いします。

② 疑義資材に関する情報収集

販売店に対する巡回指導、生産者や一般の方からの情報提供により得られた資材に関する情報は、寄りの地方農政局、地域センター等を通じてご提供いただくようお願いする。

農林水産省において、疑義資材であるかは製品の表示や販促用チラシ等の内容を確認して総合的に判断している。製品の表示の写真を提供いただく場合は、製造者や販売者の表示も含め、製品全体の表示がわかるようお願いする。

判断のための情報が不足しているなど場合には、情報をご提供いただいた機関、団体等に対してさらなる情報提供を依頼する場合がありますので、ご協力をお願いする。

③ 病虫害防除に係る試験研究の成果等の普及に当たっての注意点

都道府県の試験場等における防除技術の開発に当たっては、農薬的効果を有する資材は、特定農薬に当たるものでない限り農薬登録がされなければ販売（譲渡を含む）も使用もしてはならないなどの農薬取締法に基づく規制を念頭に、技術の普及も含めて計画段階から慎重にご検討いただきたい。また、いわゆる耕種的防除に当たる技術であっても、成果の普及に当たって技術の背景について十分な説明がなされないと、耕種的防除に用いられる資材が「農薬」であるとの誤解を招きかねないので、十分にご注意願いたい。

(3) 最近の対応事例

- 1) スクリーニング事業において分析した資材に農薬成分が含まれていることが判明したことから、無登録農薬の製造・販売として対応した事例（別紙2-1）
- 2) 疑義表示資材に対する表示の是正指導時に、指導対象者が農薬成分を混入したことが判明したことから、無登録農薬の製造・販売として対応した事例（別紙2-2）
- 3) 都道府県の指導者が生産現場で農薬登録されていない資材が農作物等を害する病虫害の防除に使用されていることを発見、当方に情報提供し、販売者に対し当方が対応した事例（別紙2-3）
 - ・ 当該事例については、その資材を輸入・販売する者に対して農薬取締法に基づく立入検査を実施したが、その資材を農薬として販売している事実は確認できなかった。
 - ・ そのため、本事例においては、無登録農薬の輸入・販売として指導していない。
 - ・ 生産現場で農薬登録されていない資材が農薬として使用されていることを確認した場合は、その使用者が何に基づいて使用していたのか確認し、チラシ等があれば入手した上で情報提供をお願いする。
- 4) 疑義表示資材に対する表示の是正指導時に、農業者が硫黄を有効成分とする登録農薬を原料にしてショウガの根茎腐敗病を防除することを目的とした製品を製造・販売した事実を確認した事例。
 - ・ 農業者が法に違反する行為をしないよう、機会を捉えて、農薬取締法の規制について注意喚起を実施するようお願いする。
 - ・ 本事例は、当該製品はごく少数の個人に直接販売され、使用による人畜や農作物への被害等のおそれがないことから、農林水産省ホームページで公表をしていない。

農林水産省

プレスリリース

平成25年2月13日
農林水産省

株式会社 セリエが製造、販売した製品「漢方の力DE収量・食味安定」等の自主回収について

農林水産省は、株式会社セリエ（神奈川県横浜市）が製造・販売した製品「漢方の力^{DE}収量・食味安定」及び「天然の力^{DE}野菜・果樹元気」に農薬の有効成分であるピレトリン類が殺虫効果を有する程度含まれることを確認し、同社に立入検査を実施しました。

その結果、同社の関連製品である「黒酢の力^{DE}殺菌効果」、「天然の力^{DE}薔薇元気」及び「天然の力^{DE}草花元気」が、ピレトリン類を含有する除虫菊抽出物を配合して製造されていたことが判明しました。

上記の5製品は、農薬取締法第9条第1項に違反する無登録農薬に該当することから、農林水産省は、同社に対しこれ製品の製造・販売を中止し、すでに販売した製品の自主回収を行うよう指導しました。

なお、ピレトリン類の性質等からみて、当該製品の使用が国民の健康及び生活環境に大きな影響を与えることはないものと考えています。

概要

- 農林水産省は、株式会社 セリエ（神奈川県横浜市）が製造・販売した製品「漢方の力 DE 収量・食味安定」及び「天然の力 DE 野菜・果樹元気」を分析した結果、農薬の有効成分であるピレトリン類が殺虫効果を有する程度含まれることを確認しました。
- 当該製品は無登録農薬に該当することから、農林水産省は、2月5日及び2月8日に株式会社 セリエへの立入検査を行いました。
その結果、
 - 当該製品は、原料を中国から輸入し、国内の業者に製造を委託していること
 - 同社が製造する当該製品及び関連製品の原料の一つとしてピレトリン類を含有する除虫菊抽出物が使用されていること
 - 当該製品について、同社は除虫菊抽出物の配合を指示していなかったが、製造の過程において何らかの原因でピレトリン類が混入したと考えられること
- 同社の関連製品である「黒酢の力 DE 殺菌効果」、「天然の力 DE 薔薇元気」及び「草花元気」が、ピレトリン類を含有する除虫菊抽出物を配合して製造されていたことからこれらの製品も無登録農薬に該当すること
 - これら5製品の出荷量はごくわずかであること
等が明らかになりました。
- 農林水産省は、2月8日に、同社に対しこれら5製品の製造・販売を中止し、すでに販売した製品の自主回収を行うよう指導するとともに、自主回収の状況等について報告することを命じました。
- 農林水産省の指導に基づき、同社は、これら5製品の製造・販売を中止し、当該商品を卸した先に連絡し在庫品の回収を行うとともに、商品を購入した方からの返品にも応じるとしています。
また、農林水産省は、本日、都道府県等に対し以下の内容を含む通知を发出し、農薬の販売や使用の規制について改めて注意喚起を行いました。
 - 農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、農薬の販売者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第7条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならないこと。
 - 法第11条の規定により、農薬の使用者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第7条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を使用してはならないこと。
 - 保有している農薬に、法第7条に基づく表示がされていないものを発見した場合には、当該農薬の製造者、輸入者又は販売者に返品するか、産業廃棄物として適切に処理することとし、決して販売（譲渡を含む）又は使用しないこと。
- なお、ピレトリン類の性質等からみて、これら5製品の使用が国民の健康及び生活環境に大きな影響を与えることはないものと考えています。

<添付資料>（添付ファイルは別ウィンドウで開きます。）

- 別紙1 農薬取締法抜粋(PDF:108KB)
- 別紙2 農薬及び農薬類似化合物の情報(ピレトリン類)(PDF:102KB)
- 別紙3 指導通知(都道府県等宛て)(PDF:133KB)
- 別紙4 ピレトリン類分析試験結果(PDF:98KB)

— お問い合わせ先 —

消費・安全局農産安全管理課農薬対策室
担当者：楠川、金武
代表：03-3502-8111（内線4500）ダイヤルイン：03-3501-3965
FAX：03-3501-3774

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話：03-3502-8111（代表）

農林水産省

北海道農政事務所消費・安全部長
東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州農政局消費・安全部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 殿

※1 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
株式会社セリエが製造、販売した製品「漢方の力 DE 収量・食味安定」等
から殺虫成分であるピレトリン類の含有が確認された事案について

今般、株式会社セリエ（神奈川県横浜市）が製造・販売する製品「漢方の力 DE 収量・食味安定」及び「天然の力 DE 野菜・果樹元気」から農薬としての効果を有する程度の濃度のピレトリンの含有が確認されたため、平成 25 年 2 月 5 日に農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づく立入検査を実施した。

同社は、当方の指導に基づき、今後、当該製品並びにピレトリンを含有する除虫菊抽出物を配合した「黒酢の力 DE 殺菌効果」、「天然の力 DE 薔薇元気」及び「天然の力 DE 草花元気」の販売を中止するとともに在庫が残っている可能性がある販売店に対して同社から連絡して回収するほか、商品を購入した方や商品を卸した先からの返品に応じることとしている。また、同社に対して、製品の回収状況等について法第 13 条第 1 項の規定に基づく報告を命じたところである。

ついては、当該事実を農林水産省ホームページで公表したので、※2 貴局管下都道府県に対し周知するとともに、別記の事項について農薬販売店及び農薬使用者に改めて注意喚起を実施するよう指導願いたい。また、農薬成分の混入の疑いのある製品の情報を得た場合は、速やかに当課農薬対策室宛て連絡願いたい。

なお、同様の趣旨の通知を全国農業協同組合連合会肥料農薬部長、全国農薬協同組合理事長、社団法人日本ドウ・イット・ユアセルフ協会会長及び家庭園芸肥料・用土協議会会長宛て発出していることを申し添える。

（施行注意） [略]

別記

1. 法第 9 条第 1 項の規定により、農薬の販売者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第 7 条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならないこと。
2. 法第 11 条の規定により、農薬の使用人は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第 7 条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を使用してはならないこと。
3. 保有している農薬に、法第 7 条に基づく表示がされていないものを発見した場合には、当該農薬の製造者、輸入者又は販売者に返品するか、産業廃棄物として適切に処理することとし、決して販売（譲渡を含む）又は使用しないこと。

農林水産省

プレスリリース

平成25年12月3日
農林水産省

緑水産業が製造・販売した無登録農薬に対する措置について

農林水産省は、農薬取締法に基づき、農薬の登録制度を設け、農薬の製造、販売、使用等の規制を行っています。
緑水産業（宮崎県西諸県郡高原町）が、ピレトリン類を含む登録農薬を特殊肥料に混合し、新たな製品「ころしやくん」として農薬登録を受けずに製造・販売していたことが判明しました。
このため、農林水産省は、平成25年9月25日に、緑水産業に対し立入検査を実施し、農薬取締法第1項に違反する無登録農薬に該当する製品の製造・販売を中止するよう指導しました。
なお、ピレトリン類の光分解性が高い、作物に残留しにくいなどの性質等からみて、当該製品の使用に伴う国民の健康及び生活環境への問題はないものと考えています。

概要

- 農林水産省は、農薬取締法に基づき、農薬の登録制度を設け、農薬の製造、販売、使用等の規制を行っています。
- 農林水産省は、緑水産業（宮崎県西諸県郡高原町）がピレトリン類を含む登録農薬を特殊肥料に混合し、新たな製品「ころしやくん」として農薬登録を受けずに製造・販売していたことが判明したため、平成25年9月25日に緑水産業に対し農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第13条第1項に基づく立入検査を実施しました。
- その結果、
 - 当該製品は、緑水産業が、ピレトリン類を有効成分とする登録農薬と特殊肥料を2対8の割合で混合し、製造したものであること
 - 登録農薬を混合した割合及び当該製品の表示から、使用時のピレトリン濃度は、混合した登録農薬の使用時の濃度と同等であり、農薬の有効成分であるピレトリン類が殺虫効果を有する濃度であること
 - 当該製品は法第2条第1項に違反する無登録農薬に該当すること
 - 当該製品の出荷量はごくわずかであることが明らかになりました。
- 農林水産省は、平成25年9月30日に、緑水産業に対し当該製品の製造・販売を中止し、販売数量等について報告することを命じました。
- 農林水産省の指導に基づき、緑水産業は、当該製品の製造・販売を中止し、把握している当該製品の販売先に対し、当該製品を廃棄するよう依頼しました。
- また、農林水産省は、本日、都道府県等に対し以下の内容を含む通知を发出し、農薬の販売や使用の規制について改めて注意喚起を行いました。
 - 法第9条第1項の規定により、農薬の販売者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第7条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならないこと。
 - 法第11条の規定により、農薬の使用者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第7条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を使用してはならないこと。
 - 保有している農薬に、法第7条に基づく表示がされていないものを発見した場合には、当該農薬の製造者、輸入者又は販売者に返品するか、産業廃棄物として適切に処理することとし、決して販売（譲渡を含む）又は使用しないこと。
- なお、ピレトリン類の光分解性が高い、作物に残留しにくいなどの性質等からみて、当該製品の使用に伴う国民の健康及び生活環境への問題はないものと考えています。

<添付資料>（添付ファイルは別ウィンドウで開きます。）

- [別紙1 農薬取締法抜粋\(PDF:108KB\)](#)
- [別紙2 農薬及び農薬類似化合物の情報\(ピレトリン類\)\(PDF:102KB\)](#)
- [別紙3 指導通知\(PDF:114KB\)](#)

— お問い合わせ先 —

消費・安全局農産安全管理課農薬対策室
担当者：伊澤、金武
代表：03-3502-8111（内線 4500）ダイヤルイン：03-3501-3965
FAX：03-3501-3774

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



[ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1 電話：03-3502-8111（代表）

農林水産省

北海道農政事務所消費・安全部長
東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州農政局消費・安全部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

殿

※ 1 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

緑水産業が製造・販売した無登録農薬に関する注意喚起について

今般、緑水産業（宮崎県西諸県郡高原町）が登録農薬を特殊肥料に混合し、新たな製品「ころしやくん」として販売していたことを確認したため、平成 25 年 9 月 25 日に農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づく立入検査を実施するとともに、同項の規定に基づく報告を命じました。

その結果、当該製品は、ピレトリンを有効成分とする登録農薬と特殊肥料を 2 対 8 の割合で混合し製造したものであります。また、登録農薬を混合した割合及び当該製品の表示から、使用時のピレトリン濃度は混合した登録農薬の使用時の濃度と同等であり、農薬の有効成分であるピレトリン類が殺虫効果を有する濃度であることが判明しました。

当該製品は、法第 2 条第 1 項に違反する無登録農薬に該当することから、緑水産業は、当方の指導に基づき、今後、当該製品の製造・販売を中止するとともに、緑水産業が把握できている当該製品の販売先に対し当該製品を廃棄するよう依頼しました。

については、当該事実を農林水産省ホームページで公表したもので、※ 2（貴局管下都道府県）に対し周知するとともに、別記の事項について、※ 3（都道府県）で作成しているチラシ等を用いて周知するなど無登録農薬を販売・使用しないよう農薬販売店及び農薬使用者に改めて注意喚起を実施するよう指導をお願いいたします。また、農薬成分の混入の疑いのある製品の情報を得た場合は、速やかに当課農薬対策室宛て連絡をお願いいたします。

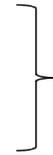
なお、同様の趣旨の通知を全国農業協同組合連合会肥料農薬部長、全国農薬協同組合理事長、一般社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会会長及び家庭園芸肥料・用土協議会会長宛て発出していることを申し添えます。

別記

1. 法第 9 条第 1 項の規定により、農薬の販売者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第 7 条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならないこと。
2. 法第 11 条の規定により、農薬の使用者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第 7 条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を使用してはならないこと。
3. 保有している農薬に、法第 7 条に基づく表示がされていないものを発見した場合には、当該農薬の製造者、輸入者又は販売者に返品するか、産業廃棄物として適切に処理することとし、決して販売（譲渡を含む）又は使用しないこと。

（施行注意） [略]

北海道農政事務所消費・安全部長
東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州農政局消費・安全部長殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長



(※農林水産省) 消費・安全局農産安全管理課長

農薬の使用又は販売に係る農薬取締法の規制に関する注意喚起について

農薬の使用については、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 11 条により、何人も、容器又は包装に登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第 7 条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を使用してはならないこととされています。

今般、ある生産者が農薬登録がされていないナフタリンを含む資材を農作物のコナジラミ防除を目的にハウス内につり下げることにより使用した事実が判明し、当該生産者に対し、法の規制に係る指導を実施した事例の報告が都道府県からありました。

本件については、当該資材を輸入及び販売をした者（以下「当該資材の販売者」という。）に対して、法第 13 条第 1 項の規定に基づく立入検査を実施しました。その結果、当該資材の販売者が法第 2 条第 1 項及び法第 9 条第 1 項に違反していないことは確認しましたが、購入者が当該資材を農薬として誤使用する可能性があるため、当該資材が農薬として使用できない旨の説明を当該資材の購入者に対して行うよう指導したところです。

ついては、貴局管内の都道府県に対し、農薬使用者や販売者が法に違反する行為をしないよう、都道府県で作成しているチラシ等を用いるなどして、改めて下記の周知を行うよう指導をお願いいたします。

また、同様の趣旨の通知を全国農業協同組合連合会肥料農薬部長、全国農薬協同組合理事長、一般社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会会長及び家庭園芸肥料・用土協議会会長宛て発出していることを申し添えます。

記

1. 法第 11 条の規定により、何人も、容器又は包装に登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第 7 条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を使用してはならないこと。
2. 法第 9 条第 1 項の規定により、農薬の販売者は、容器又は包装に登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第 7 条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならないこと。
3. 農薬登録がされていないにもかかわらず、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜している資材を発見された場合には、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室に情報提供すること。
4. 3 の資材を購入した場合については、農薬として販売（譲渡を含む。）又は使用をしないこと。

連絡先
農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室代
表：03-3502-8111（内線 4500）直通：03-3501-3965
FAX：03-3501-3774

3 販売禁止農薬の回収について

(1) 経緯

農薬の販売の禁止を定める省令（平成 15 年農林水産省令第 11 号）において定められている販売禁止農薬は、農薬取締法により、使用も禁止（その人畜又は環境への影響から販売が禁止されているものであるため、無登録農薬の使用と同じく厳しく規制）。しかしながら、平成 22 年 4 月 1 日に販売禁止農薬に指定されたケルセンを含む農薬が誤って使用された事例がこれまでに 2 件報告。

このため、「販売禁止農薬等の回収について」（平成 23 年 12 月 13 日付け 23 消安第 4597 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）により、誤使用の判明したケルセンに加え、平成 24 年 4 月に販売禁止農薬に追加されたベンゾエピンについて、農家等の在庫として保有されている製品の誤使用を未然に防止すべく、農薬販売店及び農協を拠点として農薬メーカーによる回収を強化することとし、都道府県に対しても、農家等に対する周知をお願いしてきたところ。

(2) 今後の進め方

取組により、量は少ないが回収されている状況である（別紙 3 参照）。

都道府県及び関係者の皆様におかれては、今後も機会を捉えて販売禁止農薬の回収を呼びかけていただき、農家在庫の一掃に御協力願いたい。

5 登録状況

平成 26 農薬年度(平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日)末現在の有効登録件数は 4,375 件、有効成分数は 570 種類で、同農薬年度中の新規登録件数は 184 件、新たに登録された有効成分数は 8 種類(殺虫剤 3、殺菌剤 3、除草剤 1、その他 1)であった。

区分 \ 農薬年度	21	22	23	24	25	26	27
有効登録件数	4,361	4,516	4,450	4,358	4,342	4,339	4,375
新規登録件数	217	315	182	156	230	171	184
新規登録有効成分数	12	12	12	5	16	12	8

6 生産・流通

平成 26 農薬年度(平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日)における農薬の出荷は、前年度

平成26農薬年度農薬出荷状況 (単位：t・kl, 百万円, %)

用途		平成 25 農薬年度 出荷	平成 26 農薬年度	
			出荷	対前年比
殺虫剤	数量	84,356	83,162	99
	金額	118,880	121,389	102
殺菌剤	数量	43,245	43,238	100
	金額	74,703	75,592	101
殺虫殺菌剤	数量	20,266	19,844	98
	金額	36,948	37,354	101
除草剤	数量	75,511	77,406	103
	金額	128,077	134,625	105
その他	数量	12,967	12,895	99
	金額	13,042	13,156	101
合計	数量	236,345	236,545	100
	金額	371,650	382,116	103

(注) 出荷には輸出分は含まない。

に比べ数量では、0.1%増の 237 千 t 又は kl, 金額では 2.8%増の 3,821 億円となった。

7 残留農薬基準について

(1) 魚介類の残留農薬基準の設定

平成 18 年に実施された残留農薬の検査において、シジミ中から水田用農薬が基準値（一律基準値）を超えて検出され、出荷停止の事態を招いた。

このため、農林水産省では、止水期間の遵守、畦畔整備による漏水防止等の水管理の徹底を周知させるとともに、魚介類への基準値を設定するよう、89 農薬について厚生労働省あてに設定依頼を行い、これまでに 74 農薬の基準値が告示されている（平成 27 年 10 月 1 日現在）。

【告示された農薬】

- | | | |
|--------------------|--------------------|---------------------|
| ・アゾキシストロビン | ・ジメタメトリン | ・プレチラクロール |
| ・アラクロール | ・シラフルオフエン | ・プロスルホカルブ |
| ・イソプロチオラン | ・スピロメシフェン | ・プロピリスルフロン |
| ・イプフェンカルバゾン | ・ダイムロン | ・ブromoブチド |
| ・インダノファン | ・チアジニル | ・ペンシクロン |
| ・エスプロカルブ | ・チフルザミド | ・ベンチオカーブ |
| ・エチプロール | ・テブフェノジド | ・ペンディメタリン |
| ・エトフェンプロックス | ・テブフロキン | ・ペントキサゾン |
| ・ <u>エトベンザニド</u> | ・ <u>トリフルミゾール</u> | ・ペンフルフェン |
| ・オキサジアゾン | ・トリフルラリン | ・ベンフレセート |
| ・オキサジアアルギル | ・トリフロキシストロビン | ・メタアルデヒド |
| ・オキサジクロメホン | ・ <u>トルプロカルブ</u> | ・メタフルミゾン |
| ・オリサストロビン | ・パクロブトラゾール | ・モリネート |
| ・カフェンストロール | ・ピリダリル | ・メタラキシル及び |
| ・カルプロパミド | ・ピリブチカルブ | メタラキシルM |
| ・ <u>キザロホップエチル</u> | ・ <u>ファモキサドン</u> | ・メトミノストロビン |
| ・クミルロン | ・ <u>フェノキサスルホン</u> | ・メフェナセット |
| ・クレソキシムメチル | ・フェノキサニル | ・メプロニル |
| ・クロマフェノジド | ・フェリムゾン | ・レピメクチン |
| ・クロメプロップ | ・フェントラザミド | ・ <u>ACN</u> |
| ・クロラントラニリプロール | ・ブタミホス | ・ <u>BPPS</u> |
| ・ジクロシメット | ・ブプロフェジン | ・ <u>DBN</u> ・ジチオピル |
| トピル | ・EPN | ・フラメ |
| ・シプロジニル | ・フルトラニル | ・IBP |
| ・シメコナゾール | ・フルフェノクスロン | ・MPP |

* 下線を引いた農薬…平成 26 年 10 月 1 日以降に基準値が告示されたもの

(2) 暫定基準値の一括削除

厚生労働省は、国内の登録・承認がない又は失効している、海外においても基準値の設定がなされていない、Codex 基準が設定されていないこと等から、現在国内外において食用農作物等に使用するための農薬等として製造等されていないと考えられる農薬成分の暫定基準値を削除する手続きを進めており、平成 26 年 11 月 17 日に農薬等 29 品目（別紙 7-1）の基準値削除について告示（平成 27 年 5 月 17 日から適用）された。

8 短期暴露評価の導入に伴う生産現場の混乱を防ぐための取組

1. 既登録農薬への対応

- (1) 短期暴露評価の導入により、食品を介して農薬を一度に多量に摂取したことによる健康への急性影響が生じないかどうかについても評価が可能となる。
残留農薬によるリスクを低減し、消費者の健康を守るため、既登録農薬については国による評価を待たずに、農薬製造者自ら積極的に農薬の評価を行い、使用方法を見直していくことが必要。
- (2) 一方で、使用方法の変更に伴い、将来、残留基準値が改定された時に、変更前の使用方法が表示された農薬が流通している場合には、農薬のラベルの通りに使用した場合であっても、残留基準値が超過して、食品衛生法に基づく規制を受けるなどの可能性があり、消費者の健康を守りつつ、生産現場に混乱が生じないように対応をしていくことが必要。

2. 生産現場の混乱を防ぐための対応 [別添 1、2]

(1) 農薬製造者への要請事項

将来、残留基準値が下がり残留基準値超過が発生しないようにするため、事前の対応として、農薬製造者に次の取組を要請。

- ① 自ら ARfD を想定して短期暴露評価を試算し、登録を受けている農薬の使用方法を変更する必要があるかを確認した上で、必要がある場合には、ARfD の設定や残留基準値の改定を待たずに、十分な時間的猶予をもって変更登録の申請を行う。
- ② 十分な時間的猶予をもって変更登録の申請をすることが出来なかった場合
 - ・ 農薬販売者に対し、変更後の使用方法での使用することを確認し販売することを依頼。
 - ・ 農薬販売店や生産団体等を通じ、変更後の使用方法を記載したチラシ等を用いて、使用者等に対して変更後の使用方法に基づいて農薬を使用するように注意喚起を行う。
- ③ 十分な時間的猶予をもって変更登録の申請をした場合でも、防除指針や防除暦からの削除を依頼する必要がある場合には、積極的に生産者団体や販売店等に対して、情報提供を行う。
- ④ なお、より早期に取組をすることが出来るよう、以下の対応を認めているところ。
 - ・ ②の対応を行う場合には、申請の時点から変更の内容を農業者まで周知できることとする。
 - ・ 適用作物の削除のみを行う農薬について、②あるいは③の対応を行う場合には、登録変更申請時から変更後の使用方法のラベルを貼付し販売が出来ることとする。

(2) 都道府県への依頼事項

将来、残留基準値が下がり残留基準値超過が発生しないようにするため、事前の対応として、都道府県に次の通り協力を依頼。

- ① 農薬製造者が十分な時間的猶予をもって、変更登録の申請をすることが出来なかった場合の対応について

農林水産省より農薬製造者が2.(1)②により行う取組の情報を知らせるので、次の対応をお願いします。

- ・ 都道府県の農薬使用に係る指導的立場にいる者への周知を行い、変更の登録を受ける前であっても、容器に表示された使用方法ではなく、変更後の使用方法に基づいて農薬を使用するよう農薬使用者を指導すること。
- ・ 変更の登録を受ける前であっても、変更後の使用方法を都道府県の防除指針等に反映するように努め、かつ、生産者団体等が作成する防除暦の変更の指導等に努めること。

②十分な時間的猶予をもって変更登録の申請をした場合でも、農薬製造者が積極的に生産者団体や販売店等に対して、情報提供を行い、防除指針や防除暦からの削除を依頼する場合の対応について

農林水産省より農薬製造者が2.(1)③により行う取組の情報を知らせるので、次の対応をお願いします。

- ・ 変更の登録を受ける前であっても、変更後の使用方法を都道府県の防除指針等に反映するように努め、かつ、生産者団体等が作成する防除暦の変更の指導等に努めること。

(3) その他

① 短期暴露評価により変更される農薬の使用法の周知等の実施に係る留意事項について

「通知の記の2のみを依頼している農薬」は、防除指針等への反映や防除暦の変更を検討の時間が必要であり、できるだけ事前に情報提供してほしいとの都道府県からの要望に基づいて申請段階で情報提供を行っているものであり、農薬使用者に対する指導を依頼しているものではない。

「通知の記の2のみを依頼している農薬」の変更登録の申請の内容について、農薬使用者への提供やホームページへの掲載はしないようお願いする。

ただし、変更登録の申請中であっても、変更登録の約1ヶ月前に行っている使用制限に係る情報提供後又は申請内容を反映した次年度の防除指針や防除暦の作成後であれば、農薬使用者への提供やホームページへの掲載をしていただいても差し支えない。[別添3]

防除指針等への反映や防除暦の変更の依頼は、対応を依頼する年度を明確にして行うこととしているところ。[別添4]

② 販売実績がない農薬等について

短期暴露評価により変更登録の申請がされた農薬について、その全てで販売実績がない又は最終有効年月が過ぎている場合は、ケース2-2とし、申請段階の情報提供はせず、変更登録の1ヶ月前に行っている使用制限の情報提供時にその旨の情報を提供することとしたのでご了承いただきたい。

③ 残留基準変更に係る情報提供について

2.(1)②の対応(別添2のケース1又はケース2-1-①)の対応として使用者等への指導を依頼した農薬(現時点では、アセフェート、ベンフラカルブ、カルボスルファンを有効成分とする農薬が該当)について、当該変更に伴う残留基準の変更が行われた際には、残留基準の設定・改定に係る情報提供を行う際に、使用者等への指導を依頼した農薬である旨を併せて情報提供することとする。



26 消安第 3687 号
平成 26 年 11 月 5 日

北海道農政事務所消費・安全部長
東北、関東、北陸、東海、近畿、
中国四国、九州農政局消費・安全部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 殿

※1（農林水産省）消費・安全局農産安全管理課長
※1（農林水産省）消費・安全局植物防疫課長

「短期暴露評価により変更される農薬の使用法の周知等について」の一部改正
について

短期暴露評価により変更される農薬の使用法の周知等については、農薬製造者が十分な時間的猶予をもって、変更登録の申請をすることができなかつた場合には、農薬製造者は、農薬販売者、使用者等に対して、変更後の使用法を記載したチラシ等を用いて、情報を提供するとともに、変更の登録を受ける前であっても、変更後の使用法に基づいて農薬を使用するよう注意喚起することとしています。

当該注意喚起が実施された場合には「短期暴露評価により変更される農薬の使用法の周知等について」（平成 26 年 9 月 10 日付け 26 消安第 2882 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長通知）（以下「通知」という。）により、※2（貴職管下の県）に対しその情報を提供し、農薬使用者を指導すること等をお願いしているところです。

一方、十分な時間的猶予をもって、変更登録の申請をした場合であっても、農薬によっては、残留基準値の改定時に農薬使用者が変更前の使用法が表示された農薬を保有し、当該使用法で農薬を使用することを避けるため、生産者団体等が作成する防除暦を変更するよう積極的に働きかける必要があるものもあります。このような場合には、積極的に生産者団体等に対して、情報提供することを要請しています。当該情報提供があった場合には、貴部担当者にお知らせし、※2（貴職管下の県）に対し、周知指導いただく必要があります。

このため、通知を別紙のとおり一部を改正して定めることとしましたので、※2（貴職管下の県）に対し、周知指導いただくよう併せてお願いします。

施行注意

※1 内閣府沖縄総合事務局農林水産部長宛てには（）内を付すこと。

※2（）内については、北海道農政事務所消費・安全部長宛ては「北海道」、関東農政局消費・安全部長宛ては「貴職管下の都県」、近畿農政局消費・安全部長宛ては「貴職管下の府県」、内閣府沖縄総合事務局農林水産部長宛ては「沖縄県」とすること。

26 消安第 2882 号
平成 26 年 9 月 10 日
(改正：平成 26 年 11 月 5 日)

北海道農政事務所消費・安全部長
東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、
九州農政局 消費・安全部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 殿

※1（農林水産省）消費・安全局農産安全管理課長
※1（農林水産省）消費・安全局植物防疫課長

短期暴露評価により変更される農薬の使用法の周知等について

日頃より農薬行政・植物防疫行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

農薬の登録に当たっては、これまで、残留農薬の摂取量について、一日摂取許容量（以下「ADI^{※1}」という。）を超えなければ食品安全上問題ないものと判断されてきましたが、今般、急性参照用量（以下「ARFD^{※2}」という。）を超えないかという点についても評価（以下「短期暴露評価」という。）されることとなりました。

実際に、食品安全委員会において、本年2月に了承された ARFD 設定の基本的考え方にに基づき、すでに ARFD の設定が開始されているところであり、今後は、登録されている農薬についても評価対象としての優先度に応じて、順次 ARFD が設定されることとなります。また、厚生労働省においては、ARFD の設定を受け短期暴露評価が実施されていくこととなります。その際、一度に多量に食べた場合の残留農薬の推定摂取量が ARFD を超える農作物があれば、当該農薬については使用方法が変更されるとともに、残留基準値が見直されることとなります。

この点、ARFD の設定や残留基準値の改定を待つて使用方法の変更をした場合は、残留基準値の改訂後も変更前の使用方法が表示された農薬が流通し、変更前の使用方法で当該農薬を使用したために残留基準値が超過する事案が発生するなど、生産現場に混乱を来す可能性があります。

このため農林水産省は、農薬製造者に対して、自ら短期暴露評価を実施し、登録を受けている農薬の使用方法を変更する必要があるかを確認した上で、使用方法を変更する必要がある場合は、ARFD の設定や残留基準値の改定を待たずに、十分な時間的猶予をもって、変更の登録の申請をすることを要請しているところです。

しかしながら、十分な時間的猶予をもって、変更登録の申請をすることができない場合も想定されるところであり、このような場合には、農薬販売者、使用者等に対して、変更後の使用方法を記載したチラシ等を用いて、情報を提供するとともに、変更

の登録を受ける前であっても、変更後の使用方法に基づいて農薬を使用するよう注意喚起することを要請しているところです。

については、当該注意喚起が実施された場合には、貴部担当者にお知らせしますので、下記の1及び2について、※2（貴職管下の県）に対し、周知指導いただくようお願いいたします。

また、十分な時間的猶予をもって、変更登録の申請をした場合であっても、農薬によっては、残留基準値の改定時に農薬使用者が変更前の使用方法が表示された農薬を保有し、当該使用方法で農薬を使用することを避けるため、生産者団体等が作成する防除暦を変更するよう積極的に働きかける必要があるものもあります。このような場合には、積極的に生産者団体等に対して、情報提供することを要請しているところです。

については、当該情報提供があった場合には、貴部担当者にお知らせしますので、下記の2について、※2（貴職管下の県）に対し、周知指導いただくよう併せてお願いいたします。

記

1. 変更の登録を受ける前であっても、容器に表示された使用方法ではなく、変更後の使用方法に基づいて農薬を使用するよう農薬使用者を指導すること。
2. 変更の登録を受ける前であっても、変更後の使用方法に基づいて、※3（県）の防除指針等に反映するよう努め、かつ、生産者団体等が作成する防除暦の変更の指導等に努めること。

注1：一日摂取許容量（ADI：acceptable daily intake）

ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量。

注2：急性参照用量（ARfD：acute reference dose）

ヒトがある物質を24時間又はそれより短い時間経口摂取した場合に健康に悪影響を示さないと推定される一日当たりの摂取量。

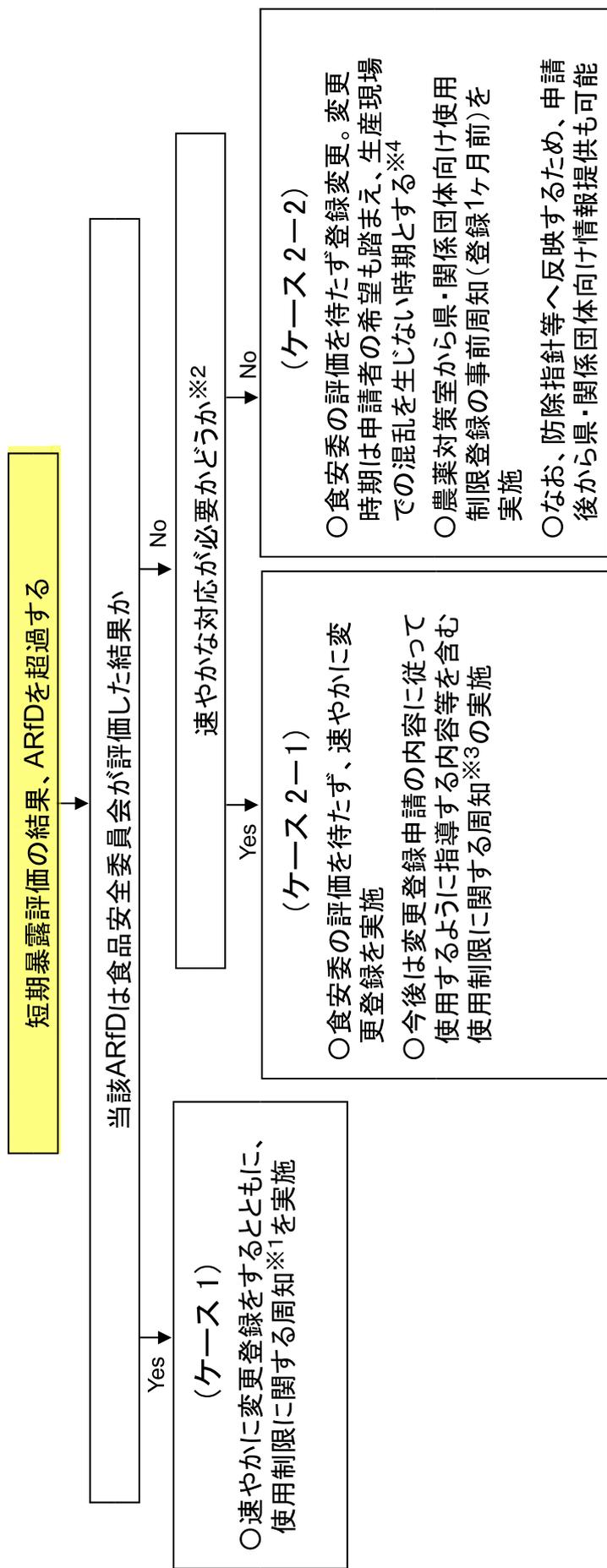
施行注意

※1 内閣府沖縄総合事務局農林水産部長宛てには（）内を付すこと。

※2（）内については、北海道農政事務所消費・安全部長宛ては「北海道」、関東農政局消費・安全部長宛ては「貴職管下の都県」、近畿農政局消費・安全部長宛ては「貴職管下の府県」、内閣府沖縄総合事務局農林水産部長宛ては「沖縄県」とすること。

※3（）内については、北海道農政事務所消費・安全部長宛ては「北海道」、関東農政局消費・安全部長宛ては「都県」、近畿農政局消費・安全部長宛ては「府県」、内閣府沖縄総合事務局農林水産部長宛ては「沖縄県」とすること。

○ ARfDを超過する農薬の対応の枠組み(イメージ図)



※1 評価結果に応じて使用制限の周知の程度を農林水産省と申請者で協議。
例えば、現行の登録内容での使用を速やかに停止させる必要がある場合と超過がわずかな場合とでは程度を変える。

※2 速やかに対応が必要かどうかは農林水産省と申請者で協議の上、判断。
厚労省において優先的に基準見直しの作業を進める農薬は原則ケース2-1。
判断に当たっては、当該農薬をよく使用する作物での超過かどうか、最近の製剤出荷量や最終有効年月等を考慮。

※3 周知の対象及びタイミングについては超過の程度等に応じて農林水産省において決定。
その具体的な内容については農林水産省と申請者で協議。

※4 近い時期に食品安全委員会で審議される場合は速やかに変更登録を実施する場合もある。

■各ケースにおける農林水産省及び農薬メーカーの対応の必要性について

○ケース2-1に該当する農薬について

その超過の程度等から以下の2つの区分に分けて、使用者への周知や防除指針等への反映依頼。

- ①: 超過の程度が著しいため実際にARFDを超える残留がある可能性がある場合、又は、残留基準値の設定までに十分な時間的猶予がない場合
- ②: 超過の程度が著しくなくいため実際にARFDを超える残留がある可能性がほとんどなく、かつ、残留基準値の設定までに十分な時間的猶予がある場合

○ケース2-2に該当する農薬について

農薬対策室から県・関係団体向け使用制限登録変更の事前周知(登録1ヶ月前)を実施

なお、変更登録された後は防除指針等の改正時にその内容が反映されるが、防除指針等へ反映するため、申請後から県・関係団体向け情報提供も可能

ケース2-2に該当する農薬は、超過の程度が著しくなくいため、実際にARFDを超える残留がある可能性がほとんどなく、かつ、残留基準値の設定までに十分な時間的猶予があると想定。

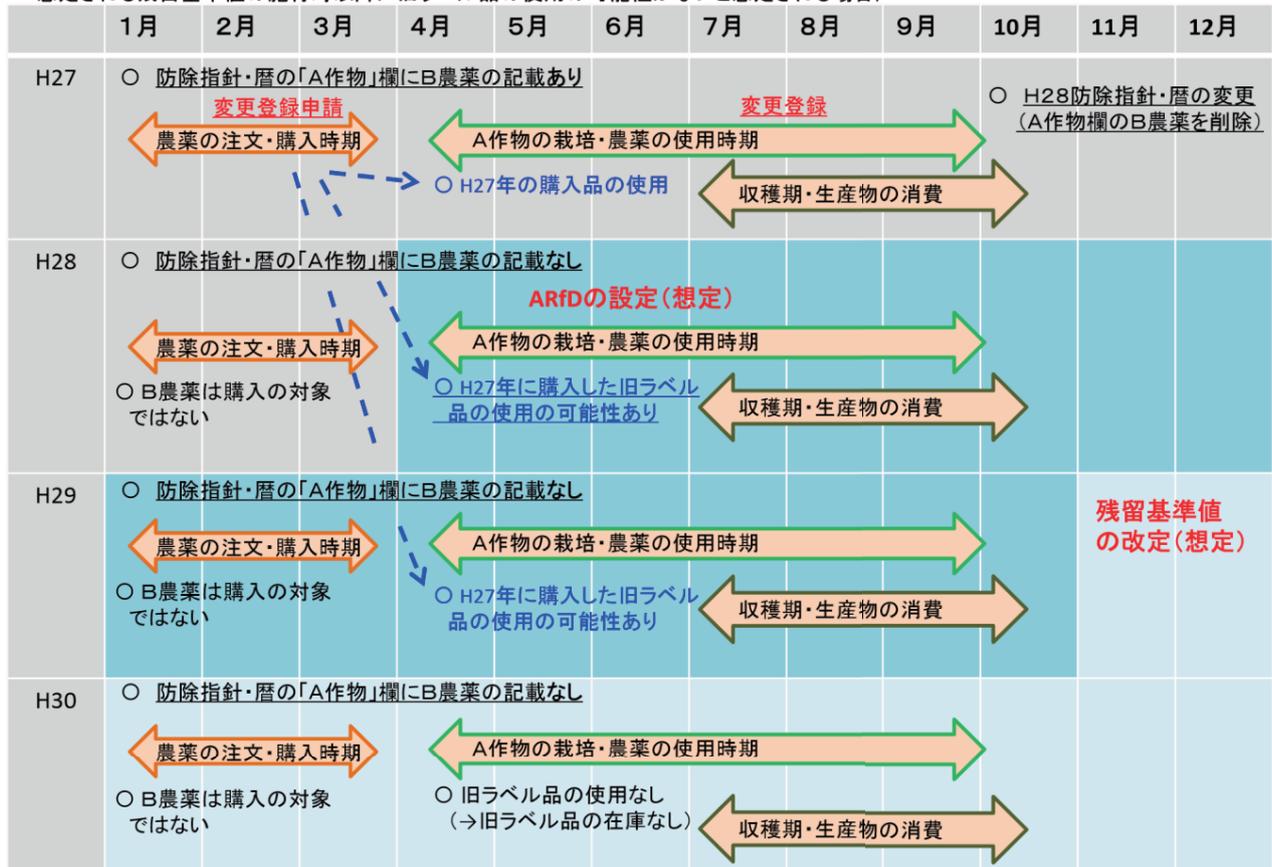
	ケース1	ケース2-1		ケース2-2(※1)
		①②		
農薬メーカーがチラシ等を用いて、使用者へ変更前の使用方法で使用しないよう周知	実施実施実施しない	実施実施実施しない		
農薬メーカーからJA全農、販売店への情報提供・依頼	使用者への周知・指導実施	実施実施実施しない		
	防除指針等の対応実施	実施実施実施しない		
農林水産省から都道府県への情報提供・依頼	使用者への周知・指導実施	実施実施実施しない		
	防除指針等の対応実施	実施実施実施しない(※2)		

※1 防除指針等へ反映するため、申請後から県・関係団体向け情報提供する場合は、ケース2-1-②と同様の対応を実施。

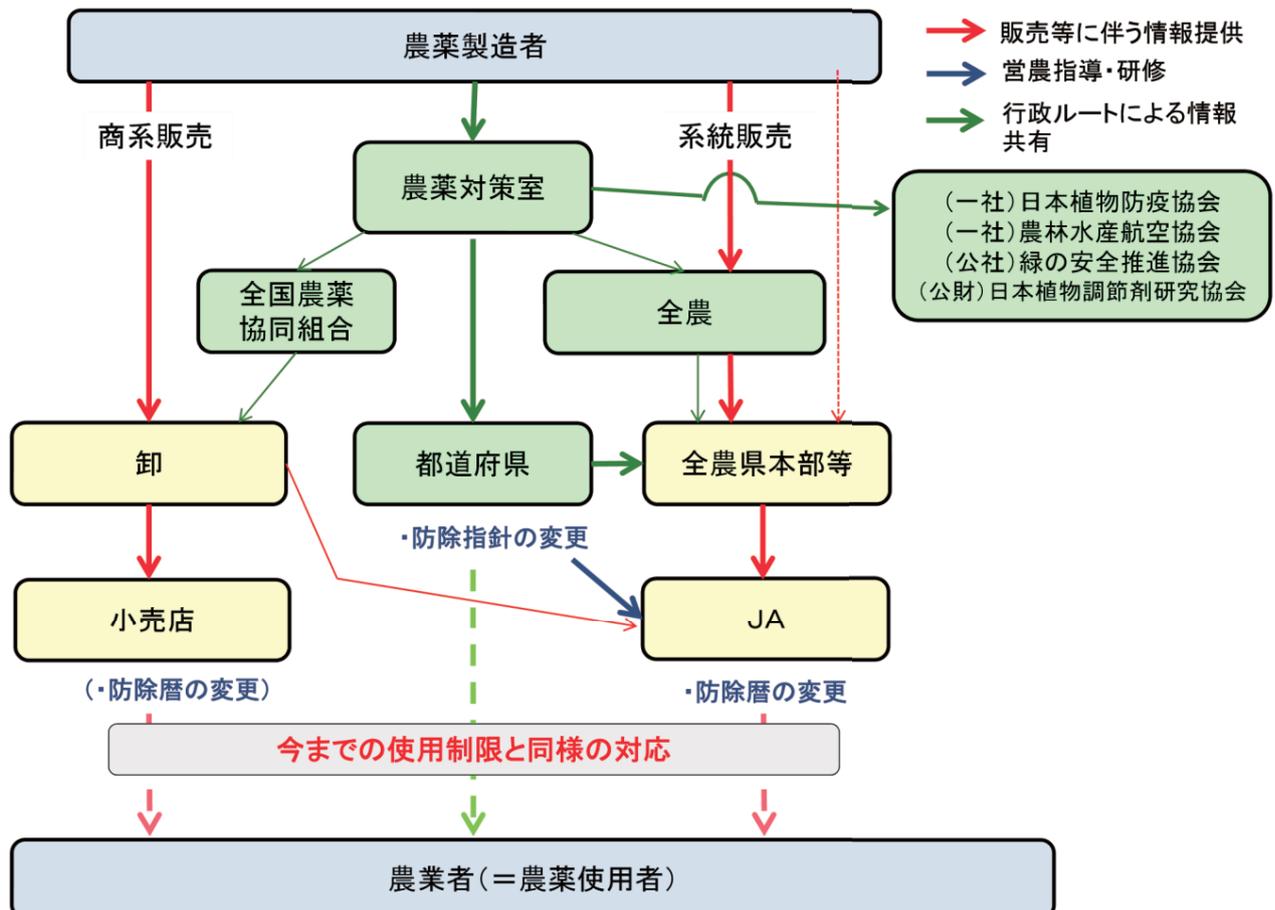
※2 農薬対策室から県・関係団体向け使用制限登録の事前周知(登録1ヶ月前)のみを実施

ケース 2-1② 十分な時間的猶予がある場合(例示)

(H27の夏より前に変更登録され、H28に使用分は新ラベル品が出荷され、さらに、H28の防除指針・暦の「A作物」欄にB農薬の記載がなく、想定される残留基準値の施行時以降に旧ラベル品の使用の可能性がないと想定される場合)



○ 防除指針・暦の変更に係る情報提供の流れ



北海道農政事務所消費・安全部安全管理課長
東北、関東、北陸、東海、近畿、
中国四国、九州 農政局消費・安全部安全管理課長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課長 } 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐（農薬指導班担当）

短期暴露評価により変更される農薬の使用法の周知等の実施に係る留意事項
について

昨年より、「短期暴露評価により変更される農薬の使用法の周知等について」（平成26年9月10日付け農産安全管理課長、植物防疫課長通知）（以下「通知」という。）に基づき、十分な時間的猶予をもって、変更登録の申請をすることができない等の場合に都道府県に対し提供するとともに、農薬使用者への指導や防除指針等への反映、生産者団体等が作成する防除暦の変更の指導を依頼しているところです。

このうち、「通知の記の2のみを依頼している農薬」については、防除指針等への反映や防除暦の変更に検討の時間が必要であり、できるだけ事前に情報提供してほしいとの都道府県からの要望に基づいて申請段階で情報提供を行っているものであり、農薬使用者に対する指導を依頼しているものではありません。

しかしながら、「通知の記の2のみを依頼している農薬」の変更登録の申請の内容をホームページに掲載又は研修会等で農薬使用者に情報提供している不適切な事例も見られます。

つきましては、貴管下都道府県に対し、「通知の記の2のみを依頼している農薬」の使用法等の変更内容について農薬使用者へ周知等を実施する際は下記に留意するよう、指導をお願いします。

記

1. 「通知の記の2のみを依頼している農薬」の変更登録の申請の内容について、農薬使用者への提供やホームページへの掲載はしないこと。

ただし、変更登録の申請中であっても、変更登録の約1ヶ月前に行っている使用制限に係る情報提供後又は申請内容を反映した次年度の防除指針や防除暦の作成後であれば、農薬使用者への提供やホームページへの掲載をしていただいても差し支えない。

2. 「通知の記の2のみを依頼している農薬」について、変更登録の約1ヶ月前に行っている使用制限に係る情報提供後又は申請内容を反映した次年度の防除指針や防除暦の作成後に農薬使用者へ提供又はホームページに掲載する場合は、「通知の記の1及び2を依頼している農薬」と明確に区別すること。

事務連絡
平成 27 年 3 月 23 日

担当者 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対
策室 課長補佐(農薬指導班担当)

短期暴露評価により変更される農薬の防除指針への反映等について
(有効成分：シハロトリン)

農薬の短期暴露評価の結果に基づき必要となった使用方法の変更に係る、都道府県の防除指針等への反映、農薬使用者への情報の周知等については、「短期暴露評価により変更される農薬の使用方法の周知等について」の一部改正について(平成 26 年 11 月 5 日付け農産安全管理課長、植物防疫課長通知)(以下「通知」という。)でお知らせしているところです。

下記のシハロトリンを有効成分とする農薬について、農薬製造者が自ら実施した短期暴露評価の結果に基づき、別紙の内容の使用制限となる登録の変更申請がされました。農薬製造者において、生産者団体等が作成する防除暦の変更を積極的に働きかけることとしておりますので、情報提供いたします。

つきましては、通知の記の 2 に基づき、都道府県が作成する平成 28 年度の防除指針等への反映や生産者団体等が作成する平成 28 年度の防除暦の変更の指導等に努めるようお願いいたします。

なお、本件は十分な時間的猶予をもって変更登録の申請をした場合にあたり、通知の記の 1 にある農薬使用者の指導を求めるものではありません。

別紙

1. 有効成分：シハロトリン

2. 農薬名：

- (1) シハロトリン水和剤サイハロン水和剤（農薬登録第 17009 号、シンジェンタジャパン（株））日農サイハロン水和剤（農薬登録第 17010 号、日本農薬（株））
- (2) シハロトリン乳剤
サイハロン乳剤（農薬登録第 17013 号、シンジェンタジャパン（株））
- (3) シハロトリン・ジフルベンズロン水和剤
ビリーブ水和剤（農薬登録第 17902 号、アグロカネショウ（株））
ICI ビリーブ水和剤（農薬登録第 17903 号、シンジェンタジャパン（株））

3. 変更内容：

- (1) シハロトリン水和剤（サイハロン水和剤（農薬登録第 17009 号）、日農サイハロン水和剤（農薬登録第 17010 号））
作物名「かき」、「ぶどう」、「非結球レタス」を削除。
- (2) シハロトリン乳剤（サイハロン乳剤（農薬登録第 17013 号））作物名「トマト」、「ミニトマト」を削除。
- (3) シハロトリン・ジフルベンズロン水和剤（ビリーブ水和剤（農薬登録第 17902 号）、ICI ビリーブ水和剤（農薬登録第 17903 号））作物名「かき」を削除。

平成 27 年度 植物防疫地区協議会資料

目 次

[植物防疫課 資料編・抜粋]

資料1 平成 27 年病虫害発生予察情報発表状況一覧	55
資料 17 航空法の一部を改正する法律案の概要	59
資料 33 平成 27 年度のウメ輪紋ウイルスに関する調査の概要	60
資料 34 平成 27 年度全国発生状況調査の結果(都道府県別)	64
資料 35 平成 27 年度ウメ輪紋ウイルスに関する対策検討会(第1回)議事概要	65

[農産安全管理課 資料編・抜粋]

資料 1 蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について	68
[25 消安第 785 号成 25 年 5 月 30 日消費・安全局農産安全管理課長]	
・・・被害報告様式は省略・・・	
(参考) 蜜蜂被害報告例調査フロー	72
資料2 農薬の適正使用に関して発出された指導通知一覧	73
[平成 15 年 3 月 10 日付け「病虫害等の防除における農薬の適正使用の徹底について」 平成 27 年 5 月 14 日付け「小学校等における稲作体験学習に係る注意喚起について」 まで17本]	

平成27年病虫害発生予察情報発表状況一覧

* この一覧表は、農林水産省が発表する病虫害発生予報に掲載しているものを取りまとめたもので、都道府県が発表している発生予察情報と作物名・病虫害名の表記が一部異なる場合があります。

【警報】

平成27年1月1日～10月15日

・ 発表はありません

【注意報】

	発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病虫害名
1	H27.1.28	岐阜県	いちご	ハダニ類
2	H27.2.2	長崎県	いちご	ハダニ類(ナミハダニ、カンザワハダニ)
3	H27.2.24	香川県	にんにく	ニンニク春腐病
4	H27.2.26	佐賀県	たまねぎ	タマネギべと病
5	H27.2.26	佐賀県	いちご	イチゴうどんこ病
6	H27.3.9	佐賀県	いちご	ハダニ類
7	H27.3.13	神奈川県	水稻	イネ縞葉枯病(ヒメビウンカ)
8	H27.3.19	大分県	白ネギ	ネギべと病
9	H27.3.23	徳島県	冬春ホウレンソウ	ホウレンソウべと病
10	H27.3.25	香川県	レタス、非結球レタス	レタスべと病
11	H27.3.25	茨城県	水稻	イネ縞葉枯病(ヒメビウンカ)
12	H27.3.30	埼玉県	水稻	イネ縞葉枯病(ヒメビウンカ)
13	H27.3.30	長崎県	たまねぎ	タマネギべと病
14	H27.4.2	島根県	たまねぎ	タマネギべと病
15	H27.4.2	佐賀県	たまねぎ(中生、晩生品種)	タマネギべと病
16	H27.4.13	群馬県	水稻	イネ縞葉枯病(ヒメビウンカ)
17	H27.4.13	兵庫県	たまねぎ	タマネギ細菌性病害(腐敗病)
18	H27.4.13	愛媛県	麦類	麦類赤かび病
19	H27.4.14	山口県	たまねぎ	タマネギべと病
20	H27.4.15	兵庫県	キャベツ	キャベツ菌核病
21	H27.4.16	岐阜県	冬春施設野菜(トマト、きゅうり、いちご等)	灰色かび病
22	H27.4.23	三重県	小麦	コムギ赤かび病
23	H27.4.24	福島県	もも	モモせん孔細菌病
24	H27.4.24	愛媛県	うめ、もも、びわ、キウイフルーツ、なし、すもも、かんきつ、かき等	果樹カメムシ類(チャバネアオカメムシ、ツヤアオカメムシ、クサギカメムシ)
25	H27.4.30	静岡県	ばれいしょ	ジャガイモ疫病
26	H27.4.30	静岡県	麦類全般(特に小麦)	コムギ赤かび病
27	H27.4.30	沖縄県	さとうきび	メイチュウ類(イネヨトウ及びカンシャシクイハマキ)
28	H27.5.1	長野県	果樹等作物	マイマイガ
29	H27.5.8	福島県	なし	ナシ黒星病
30	H27.5.13	徳島県	果樹全般(特に、なし、もも、うめ、かき、かんきつ類等)	果樹カメムシ類(主に、チャバネアオカメムシ、ツヤアオカメムシ)
31	H27.5.21	秋田県	水稻	イネヒメハモグリバエ(イネミギワバエ)
32	H27.5.25	三重県	なし、かき等	果樹カメムシ類(チャバネアオカメムシ、ツヤアオカメムシ、クサギカメムシ)
33	H27.5.25	京都府	ねぎ	ネギアザミウマ、ネギえそ条斑病
34	H27.5.26	福島県	もも	モモせん孔細菌病
35	H27.5.28	茨城県	なし	ナシ黒星病
36	H27.5.28	宮崎県	茶	チャ炭そ病
37	H27.6.3	栃木県	水稻	イネ縞葉枯病(ヒメビウンカ)

【注意報】

	発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
38	H27.6.5	高知県	果樹全般(うめ、もも、すもも、なし、かき、かんきつ類)	果樹カメムシ類(チャバネアオカメムシ、ツヤアオカメムシ)
39	H27.6.8	岩手県	りんご	ハダニ類(ナミハダニ、リンゴハダニ)
40	H27.6.11	熊本県	いちご	ハダニ類
41	H27.6.18	宮崎県	早期水稲	イネいもち病(穂いもち)
42	H27.6.23	宮城県	なし	ナシ黒星病
43	H27.6.23	京都府	水稲(早生)	斑点米カメムシ類
44	H27.6.23	大分県	早期水稲	イネいもち病(葉いもち)
45	H27.6.24	富山県	水稲	斑点米カメムシ類
46	H27.6.29	奈良県	かんきつ類	ミカンハダニ
47	H27.6.30	岩手県	ねぎ	ネギアザミウマ、ネギハモグリバエ
48	H27.6.30	福島県	水稲	斑点米カメムシ類
49	H27.6.30	福井県	水稲	斑点米カメムシ類
50	H27.6.30	香川県	いちご	イチゴうどんこ病
51	H27.7.1	新潟県	水稲	斑点米カメムシ類(アカヒゲホソミドリカスミカメ、アカスジカスミカメ、オオトゲシラホシカメムシ)
52	H27.7.1	高知県	水稲	イネいもち病(葉いもち、穂いもち)
53	H27.7.3	宮城県	水稲	斑点米カメムシ類(アカスジカスミカメ)
54	H27.7.3	愛知県	なし	ナシ黒星病
55	H27.7.8	石川県	水稲	斑点米カメムシ類(アカスジカスミカメ、アカヒゲホソミドリカスミカメ、トゲシラホシカメムシ、オオトゲシラホシカメムシ)
56	H27.7.8	大分県	普通期水稲	イネいもち病(葉いもち)
57	H27.7.9	山形県	水稲	斑点米カメムシ類(アカスジカスミカメ、アカヒゲホソミドリカスミカメ、オオトゲシラホシ)
58	H27.7.9	埼玉県	水稲	イネいもち病(葉いもち、穂いもち)
59	H27.7.9	佐賀県	なし	ナシ黒星病
60	H27.7.9	佐賀県	ぶどう	ブドウベと病
61	H27.7.9	佐賀県	ぶどう	ブドウ黒とう病
62	H27.7.13	北海道	ばれいしょ	ジャガイモ疫病
63	H27.7.15	大阪府	ぶどう	ブドウベと病
64	H27.7.17	島根県	水稲	斑点米カメムシ類
65	H27.7.22	岐阜県	水稲	斑点米カメムシ類
66	H27.7.23	山形県	水稲	斑点米カメムシ類(アカヒゲホソミドリカスミカメ、アカスジカスミカメ、オオトゲシラホシ)
67	H27.7.23	岐阜県	かき	カキノヘタムシガ(第2世代幼虫)
68	H27.7.23	佐賀県	水稲	イネいもち病(葉いもち、穂いもち)
69	H27.7.24	福岡県	水稲	イネいもち病(葉いもち)
70	H27.7.27	山口県	水稲	イネいもち病(葉いもち、穂いもち)
71	H27.7.29	宮城県	水稲	斑点米カメムシ類(アカスジカスミカメ)
72	H27.7.29	岐阜県	果樹(もも、りんご、なし等)	果樹カメムシ類(主にクサギカメムシ)
73	H27.7.29	広島県	水稲(早生種、中生種)	イネいもち病(穂いもち)
74	H27.7.30	岩手県	りんどう	ハダニ類
75	H27.7.30	岩手県	水稲	イネいもち病(穂いもち)
76	H27.7.30	岩手県	水稲	斑点米カメムシ類
77	H27.7.30	熊本県	水稲(早植え)	イネいもち病(穂いもち)
78	H27.8.3	三重県	果樹全般(特になし、かき、かんきつ類)	果樹カメムシ類(チャバネアオカメムシ、ツヤアオカメムシ、クサギカメムシ)
79	H27.8.3	鳥取県	水稲	斑点米カメムシ類
80	H27.8.3	宮崎県	水稲(普通期)	イネいもち病(葉いもち、穂いもち)
81	H27.8.5	北海道	水稲	斑点米カメムシ類(アカヒゲホソミドリカスミカメ)
82	H27.8.5	熊本県	果樹(かんきつ類、なし、かき、もも等)	果樹カメムシ類(チャバネアオカメムシ、ツヤアオカメムシ)
83	H27.8.5	熊本県	トマト	トマト葉かび病

【注意報】

	発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
84	H27.8.7	秋田県	水稲	斑点米カメムシ類(アカスジカスミカメ、アカヒゲホソミドリカスミカメ)
85	H27.8.10	福岡県	水稲	イネいもち病(葉いもち)
86	H27.8.11	茨城県	水稲	斑点米カメムシ類(クモヘリカメムシ)
87	H27.8.18	長崎県	いちご	ハダニ類(ナミハダニ、カンザワハダニ)
88	H27.8.20	愛媛県	普通期水稲	イネいもち病(穂いもち)
89	H27.8.27	秋田県	ねぎ(秋冬どり)	ネギアザミウマ
90	H27.8.31	岩手県	きゅうり	キュウリベと病
91	H27.9.2	福岡県	水稲	イネいもち病(穂いもち)
92	H27.9.3	熊本県	水稲(普通期、晩期)	イネいもち病(穂いもち)
93	H27.9.4	佐賀県	普通期水稲	イネいもち病(穂いもち)
94	H27.9.4	大分県	普通期水稲	イネいもち病(穂いもち)
95	H27.9.8	和歌山県	もも	モモせん孔細菌病
96	H27.9.9	岐阜県	トマト(夏秋型栽培)	トマト灰色かび病
97	H27.9.15	愛知県	キャベツ	コナガ
98	H27.9.25	香川県	かき	カキ炭そ病
99	H27.10.2	愛知県	キャベツ	キャベツ黒腐病
100	H27.10.2	愛知県	いちご	ハダニ類
101	H27.10.14	長崎県	いちご	ハダニ類(ナミハダニ、カンザワハダニ)

【特殊報】

平成27年1月1日～10月15日

	発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
1	H27.1.16	北海道	てんさい	てんさい褐斑病(QoI剤耐性)
2	H27.1.27	茨城県	しそ	シソモザイク病(仮称)
3	H27.2.2	愛知県	食用トレニア、食用金魚草	クロテンコナカイガラムシ
4	H27.2.10	岡山県	きゅうり(かぼちゃ台木)	キュウリ黒点根腐病
5	H27.2.19	神奈川県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3系統)
6	H27.3.1	大分県	トルコギキョウ	トルコギキョウ茎えそ病
7	H27.3.2	愛知県	きゅうり	キュウリ退緑黄化病(CCYV)
8	H27.3.2	愛知県	しそ	シソモザイク病(仮称)(PMoV)
9	H27.3.13	沖縄県	秋うこん、春うこん、紫うこん	秋ウコン青枯病、春ウコン青枯病、紫ウコン青枯病
10	H27.3.23	熊本県	トマト	トマト茎えそ病(仮称)(CSNV)
11	H27.3.26	新潟県	かき	カキサビダニ
12	H27.3.26	東京都	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3系統)
13	H27.4.27	香川県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3系統)
14	H27.5.11	静岡県	オリーブ	オリーブがんしゅ病
15	H27.5.18	佐賀県	トマト、ピーマン	ピーマンえそ輪点病、トマト茎えそ病(仮称)(CSNV)
16	H27.5.28	茨城県	にら	ニラ褐色葉枯病
17	H27.5.28	山口県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3系統)
18	H27.5.28	高知県	パプリカ、トマト	ピーマンえそ輪点病、トマト茎えそ病(仮称)(CSNV)
19	H27.6.3	大分県	さといも	ナンヨウネコブセンチュウ
20	H27.6.3	大分県	ピーマン	ピーマンえそ輪点病
21	H27.6.5	京都府	トマト	トマト茎えそ病(仮称)(CSNV)
22	H27.6.9	高知県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3系統)
23	H27.6.12	千葉県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3系統)
24	H27.6.23	宮城県	レンゲ	アルファルファタコゾウムシ
25	H27.6.26	京都府	とうがらし	トウガラシえそ輪点病
26	H27.7.3	岐阜県	うめ	ウメ輪紋病
27	H27.7.9	栃木県	いちご	ミカンコナカイガラムシ
28	H27.7.13	和歌山県	にんじん	ニンジン斑点細菌病
29	H27.7.17	大阪府	きく	キク茎えそ病(CSNV)

【注意報】

	発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
30	H27.7.31	徳島県	もも、うめ、すもも	<i>Aromia bungii</i>
31	H27.8.19	北海道	ばれいしょ	ジャガイモシロシストセンチュウ
32	H27.8.21	大分県	きく	キク茎えそ病(CSNV)
33	H27.8.21	大分県	トマト	トマト茎えそ病(仮称)(CSNV)
34	H27.8.24	神奈川県	トマト	トマト茎えそ病(仮称)(CSNV)
35	H27.9.14	高知県	トマト	トマト葉かび病菌(レース4.9)
36	H27.9.15	熊本県	トルコギキョウ	トルコギキョウえそ輪紋病(IYSV)
37	H27.10.1	鳥取県	トルコギキョウ	トルコギキョウえそ輪紋病(IYSV)
38	H27.10.8	埼玉県	茶	ヒサカキワタフキコナジラミ
39	H27.10.15	静岡県	トマト、なす	タバコノミハムシ

航空法の一部を改正する法律案の概要

<非予算法案>

最近における無人航空機をめぐる状況に鑑み、無人航空機の飛行に関し、航空機の航行や地上の人・物の安全を確保するため、無人航空機の飛行の禁止空域及び無人航空機の飛行の方法を定める等の措置を講ずる。

背景

- 昨今、無人航空機が急速に普及しており、撮影や農薬散布、インフラ点検などの分野で利用が広がっている。
- 今後、様々な分野で活用されることで、新たな産業・サービスの創出や国民生活の利便や質の向上に資することが期待される。
- 一方、落下事案が発生するなど、安全面における課題に直面。



国際的な状況も踏まえ、まずは緊急的な措置として、無人航空機を飛行させる空域及び飛行の方法等について、基本的なルールを定めることが必要

概要

(1) 無人航空機*の飛行にあたり許可を必要とする空域

※飛行機、回転翼航空機等であって人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの(超軽量のものを除く)

以下の空域においては、国土交通大臣の許可*を受けなければ、無人航空機を飛行させてはならないこととする。

※安全確保の体制をとった事業者等に対し、飛行を許可

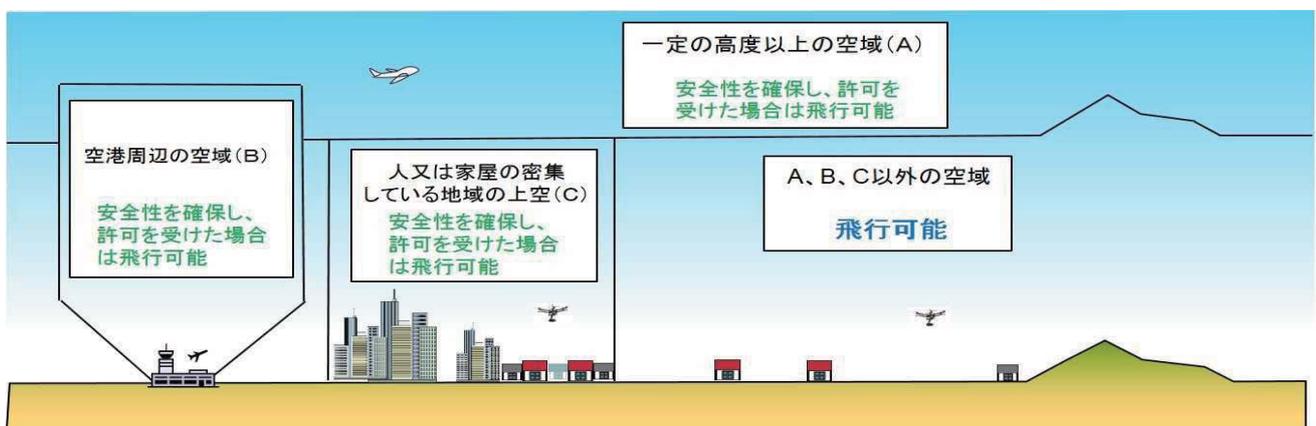
- 空港周辺など、航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域【下図A、B】
- 人又は家屋の密集している地域の上空【下図C】

(2) 無人航空機の飛行の方法

無人航空機を飛行させる際は、国土交通大臣の承認を受けた場合*を除いて、以下の方法により飛行させなければならないこととする。

※安全確保の体制をとる等の場合、より柔軟な飛行を承認

- 日中において飛行させること
 - 周囲の状況を目視により常時監視すること
 - 人又は物件との間に距離を保って飛行させること
- 物件(農薬、肥料、種子などを含む。)を投下しないこと。 等



(3) その他

- 事故や災害時の公共機関等による捜索・救助等の場合は、(1)(2)を適用除外とする。
- (1)(2)に違反した場合には、罰金を科す。

技術の進歩や利用の多様化の状況等を踏まえ、関係者との十分な調整の上で、無人航空機の機体の機能や操縦者の技量の確保、無人航空機を使用する事業の健全な発展等を図るために必要な措置を講じる。

平成27年度のウメ輪紋ウイルスに関する調査の概要

1. 調査方針

〔防除区域等調査〕

ウメ輪紋ウイルスによる病気の撲滅のため、植物防疫法(昭和25年法律第151号)に基づく緊急防除の防除区域(※1)とその周辺の果樹園、公園、民家などにある植物を調査し、病気にかかった植物を特定する。

- ※1 東京都あきる野市・青梅市・日の出町の全域、昭島市・八王子市・羽村市・福生市・奥多摩町の一部
愛知県犬山市の一部
大阪府富田林市の一部
兵庫県尼崎市・伊丹市・川西市・宝塚市の一部

〔広域調査〕

緊急防除の防除区域以外の地域における感染植物の有無を確認するため、全国の果樹母樹生産園地、苗生産地域、果樹生産地域及び観光園地等のリストを作成した上で、これら果樹母樹生産園地等にある植物を調査し、病気にかかった植物がないかどうかを確認する。

果樹母樹園地、果樹用苗生産地域及び果樹生産地域については、平成28年度までの3年間で一定の清浄性を確認するため、重点化して調査を実施する。特に、果樹母樹園地については悉皆調査を実施する。

2. 調査の概要

(1) 調査対象植物

ウメ、モモ、スモモ、セイヨウスモモ、ネクタリン、アンズ、オウトウなど *Prunus* 属(サクラ属)の植物(ソメイヨシノ等のサクラ節を除く。)

(2) 調査時期

平成27年3月～10月

(3) 調査対象園地

〔防除区域等調査〕

緊急防除の防除区域及びその周辺の果樹園、公園、民家など

〔広域調査〕

ア 全国調査

防除区域等調査の対象地域を除く全国の果樹母樹生産園地や苗生産地域、果樹生産地域や公園などを対象とした調査

イ 発生監視調査

防除区域外において、平成26年度までの調査で感染した植物を確認した園地(※2)及びその周辺の果樹園、公園、民家などを対象とした調査

- ※2 茨城県古河市及び水戸市、埼玉県新座市、東京都足立区、小平市及び東久留米市、三重県津市、滋賀県長浜市、大阪府池田市、泉佐野市、大阪狭山市、柏原市、河内長野市、堺市、吹田市、豊中市、東大阪市、八尾市、河南町及び千早赤坂村、兵庫県三田市及び猪名川町、奈良県桜井市及び奈良市並びに和歌山県和歌山市

ウ 住民通報

住民からの通報に基づき、上記ア及びイの対象とならない民家などを対象とした調査

(4) 調査の実施方法

- ① 農林水産省植物防疫所の植物防疫官及び都道府県の職員等（委託業者を含む。）が、目視により葉の病徴の有無を調査。
- ② 原則として、病徴が見られた植物について、1植物あたり5枚以上の葉を採取。
- ③ 採取した葉は、植物防疫所がイムノクロマト法で検定。イムノクロマト法で陽性反応が見られたものは、LAMP法で確認検定。

3. 調査結果の概要

〔防除区域等調査〕

対象地域に存在する18,980園地61,724本の調査を行った結果、4都府県17市町596園地で982本の感染植物を確認した（表1）。

〔広域調査〕

対象とした47都道府県8,967園地数125,735本の調査を実施した結果、7都府県13市町村48園地で175本の感染植物を確認した（表2）。

今年度の全国調査では、岐阜県池田町及び神戸町並びに愛知県一宮市の2県3市町で新たに感染が確認された。

4. 感染を確認した地域等の対応

- (1) ウメ輪紋ウイルスの感染が確認された園地及びその周辺地域では、次のとおり、まん延防止及び防除対策を実施する。

〔宿主植物の移動制限〕

感染が確認された園地では、当該ウイルスに感染するおそれがある植物（2.(1)調査対象植物に同じ。）の移動を制限

〔アブラムシ防除等〕

感染が確認された園地では、当該ウイルスを伝搬するアブラムシ防除等を実施

〔感染植物の処分〕

感染が確認された植物は、所有者の了解を得た上で速やかに処分

- (2) 当該ウイルスの感染が確認された地域の緊急防除の防除区域への追加指定については、本年10月16日に開催した対策検討会での意見及びパブリックコメントの結果等を踏まえた上で決定することとしている。

5. その他

平成28年度も引き続き調査及び防除を実施

表 1 : 防除区域等調査の結果 (平成27年度)

(平成27年10月23日現在速報値)

都道府県	市町村	調査園地数	調査植物数	感染園地数	感染植物数
埼玉県	入間市	77	258	0	0
	飯能市	509	1,481	0	0
東京都	昭島市	296	771	5	8
	あきる野市	2,364	8,209	76	92
	青梅市	4,581	17,381	244	330
	八王子市	1,230	4,754	4	4
	羽村市	567	1,776	5	7
	福生市	244	816	2	2
	奥多摩町	319	1,295	1	1
	日の出町	208	1,315	5	10
愛知県	犬山市	1,066	3,598	59	108
	大口町	116	244	3	3
	扶桑町	247	653	47	126
大阪府	池田市	175	229	0	0
	大阪狭山市	138	200	0	0
	堺市	18	21	0	0
	富田林市	951	2,093	37	137
兵庫県	尼崎市	644	1,421	7	12
	伊丹市	1,647	4,263	52	76
	川西市	823	3,874	14	18
	宝塚市	2,214	5,544	31	44
	西宮市	546	1,528	4	4
総計		18,980	61,724	596	982

表 2 : 広域調査の調査結果 (平成27年度)

(平成27年10月23日現在速報値)

都道府県	市町村	調査園地数	調査植物数	感染園地数	感染植物数
東京都	東久留米市	728	2,648	3	8
岐阜県	池田町	220	1,484	1	3
	神戸町	445	1,187	1	1
愛知県	一宮市	365	941	11	19
三重県	津市	129	965	1	6
滋賀県	長浜市	161	2,349	1	2
大阪府	大阪狭山市	490	768	5	24
	河内長野市	730	1,215	17	27
	堺市	413	913	2	17
	東大阪市	524	1,038	1	39
	八尾市	23	67	2	25
	千早赤阪村	92	188	2	3
和歌山県	和歌山市	60	1,047	1	1
その他		4,587	110,925	0	0
総計		8,967	125,735	48	175

※ 調査園地数及び植物数には、一部、近隣市町村において実施したものを含む。

平成27年度全国発生状況調査の結果(都道府県別)

平成27年10月23日現在

番号	都道府県	調査地域数	調査区域数	面積(ha)	植栽樹数	調査樹数	検定樹数	イムノクロマト陽性樹数	LAMP陽性樹数	感染が [※] 確認された樹数
1	北海道	14	25	39	11,992	1,270	125	0	0	0
2	青森県	17	29	21	19,834	5,783	140	0	0	0
3	岩手県	8	20	4	1,127	690	97	0	0	0
4	宮城県	16	18	5	1,020	673	87	1	0	0
5	秋田県	19	53	13	3,736	1,373	245	0	0	0
6	山形県	6	40	13	1,875	1,638	200	0	0	0
7	福島県	23	34	6	1,305	1,175	150	0	0	0
8	茨城県	14	44	9	149,216	22,543	190	0	0	0
9	栃木県	10	17	10	3,180	737	85	0	0	0
10	群馬県	15	22	6	1,896	759	106	0	0	0
11	埼玉県	16	31	7	2,460	1,015	160	0	0	0
12	千葉県	17	22	5	2,609	675	100	0	0	0
13	東京都	41	48	2	1,282	1,084	150	0	0	0
14	神奈川県	15	31	14	982	882	155	0	0	0
15	山梨県	20	23	91	25,544	1,035	130	1	0	0
16	長野県	24	26	6	10,524	801	128	0	0	0
17	静岡県	15	30	15	6,377	1,080	143	0	0	0
18	新潟県	15	21	4	981	750	104	2	0	0
19	富山県	14	23	7	1,429	816	115	0	0	0
20	石川県	4	20	3	814	571	100	0	0	0
21	福井県	10	20	88	25,230	1,179	100	0	0	0
22	岐阜県	11	22	8	912	716	110	1	1	1
23	愛知県	13	24	502	2,557	604	138	3	2	2
24	三重県	7	37	33	9,081	1,495	185	0	0	0
25	滋賀県	24	59	6	2,000	2,000	303	0	0	0
26	京都府	9	11	2	620	377	55	0	0	0
27	大阪府	14	14	1	705	55	54	12	12	12
28	兵庫県	35	35	124	27,435	5,514	126	0	0	0
29	奈良県	26	36	8	2,278	1,168	180	0	0	0
30	和歌山県	91	97	127	36,695	5,165	451	0	0	0
31	鳥取県	15	26	2	1,080	691	115	0	0	0
32	島根県	2	20	2	456	456	100	0	0	0
33	岡山県	25	27	9	7,160	6,870	129	0	0	0
34	広島県	8	16	3	516	516	80	0	0	0
35	山口県	8	15	3	584	584	75	0	0	0
36	徳島県	19	21	7	2,205	900	100	0	0	0
37	香川県	16	20	2	496	391	78	0	0	0
38	愛媛県	23	27	12	1,729	934	135	0	0	0
39	高知県	37	40	6	1,937	1,932	151	0	0	0
40	福岡県	20	23	4	17,185	17,002	100	0	0	0
41	佐賀県	7	18	3	906	636	90	0	0	0
42	長崎県	11	17	2	644	514	80	0	0	0
43	熊本県	9	20	4	706	686	100	0	0	0
44	大分県	7	15	3	1,139	445	75	0	0	0
45	宮崎県	10	16	5	1,081	519	80	0	0	0
46	鹿児島県	20	25	6	2,427	2,229	112	0	0	0
47	沖縄県	14	23	5	794	794	76	0	0	0
合計		814	1,301	1,257	396,741	99,722	6,088	20	15	15

注)大阪府については住民からの通報等による調査も含む

※ 調査地域数:ウメ・モモ・スモモ等の主要な果樹母樹園地、果樹用苗生産地域、果樹生産地域、観賞用苗等生産地域、観光園地等
調査区域数:調査地域内に設定した調査の単位(連続した園地)の数。

果樹母樹園地、観賞用苗等生産地域、観光園地は全園地、その他は抽出。

植栽樹数:調査区域内の宿主植物の総数。

調査樹数:目視調査を行った樹数。植栽樹数に応じて統計的に設定。果樹母樹園地は悉皆調査、その他は抽出。

検定樹数:PPV特有の症状又は疑似症状が見られたため、イムノクロマト法(又はELIZA法)及びLAMP法により検定を行った樹数。

平成27年度ウメ輪紋ウイルスに関する対策検討会（第1回）
議事概要

〔平成27年10月16日（金）〕
〔農林水産省共用第10会議室〕

I 報告事項

1 平成27年度の調査結果

農林水産省から、本年度実施したウメ輪紋ウイルス（以下、「PPV」という。）の発生調査（防除区域調査、広域調査）及び東京都青梅市及び兵庫県川西市で取り組んでいる強化対策の結果等を報告した。

専門家から、感染植物の詳細を確認する質問が出された。

II 協議事項

1 緊急防除の防除区域の追加・除外

農林水産省から、本年度の調査の結果を踏まえ、広範囲に自然感染が認められると判断された地域は、植物防疫法(昭和25年法律第151号)に基づく緊急防除の防除区域に指定し、また、連続して3年間、感染植物が確認されなかった地域は、防除区域から除外する方針について説明を行った。

専門家から、調査で確認された感染植物が自然感染（アブラムシによる感染）と考えられるか否かを確認する質問が出され、一部地域については、改めて感染植物の来歴等を調査した上で指定の判断をすべきとの意見があった。

また、兵庫県から、防除区域には指定されているが、近隣の感染植物から500m以上離れている地域及び宿主植物が存在しない地域について、防除区域から除外の提案があり、専門家から、宿主植物の植栽状況等をよく確認した上で判断すべきとの指摘があった。

以上を踏まえ、防除区域の追加及び除外を検討する地域は下記のとおり。

○ 防除区域への追加を検討する地域

愛知県一宮市（一部江南市を含む。）、犬山市、大口市及び扶桑町の一部地域

大阪府河内長野市及び富田林市の一部地域

○ 防除区域からの除外を検討する地域

東京都昭島市、八王子市、福生市、奥多摩町の一部地域

兵庫県伊丹市、宝塚市の一部地域

2 強化対策の効果検証

東京都青梅市及び兵庫県川西市は、PPVの根絶の早期化を図るため、本年度から、①アブラムシ防除、②年3回の感染状況調査、③感染植物の即時伐採を内容とする強化対策に取り組んでいる。農林水産省から、両市における取組み状況、効果検証試験の結果について報告し、検討を

行った結果は以下のとおり。

(1) 取組状況

ア 東京都青梅市

アブラムシ防除を4～5月に、感染状況調査を、5月上旬、6月上旬、8月下旬に実施し、計188園地、249本の感染が確認された。これら感染植物について、感染確認後2週間以内に感染植物の約6割の枝の切除が実施されたが、約1.5割は1ヶ月以上を要する結果となった。

イ 兵庫県川西市

本年度は、感染状況調査と感染植物の即時伐採に取り組んでおり、感染状況調査を4月下旬～5月中旬、6月、7月下旬～8月中旬に実施し、計9園地、12本の感染が確認された。これら感染植物について、感染確認後10日以内におおむね枝の切除が実施された。

(2) 効果検証試験の結果

強化対策の効果を検証するため、農林水産省は、青梅市において、

- ①実生苗を用いた感染調査(4月末～10月、来春にも調査を実施予定)、
- ②ウメにおけるアブラムシの寄生率調査(5月～9月)、③有翅アブラムシの発生状況及びPPV保持状況調査(5月～7月、10～11月にも調査を実施予定)を実施した。

効果検証試験の結果、強化対策によりアブラムシの寄生は低く抑えられており、一定の効果が確認された。しかしながら、5月に、梅郷地区に設置したトラップにPPVを保持したアブラムシが1頭確認された。

(3) 専門家の評価

ア 東京都青梅市

強化対策の効果の発現は見られるものの、感染源の除去を目的とした枝の切除に時間を要したこと(PPVを保持したアブラムシが確認された原因の一つと考えられる。)から、植栽の判断は次年度に延期すべきと評価された。

イ 兵庫県川西市

本年度は感染状況調査及び感染植物の即時伐採のみの取組であり、強化対策全体としての評価はできないことから、植栽の判断は次年度に延期すべきとされた。

3 防除対策の見直し

(1) 調査方法等について

農林水産省から、感染植物が確認された場合に実施する調査及び根絶を確認するための調査について、アブラムシによる感染範囲が500m程度と推計されていることを考慮し、感染植物からの距離に応じ、悉皆調査と抽出調査を実施する新たな調査方法について説明を行った。

専門家からは、考え方については妥当であるが、抽出調査とする部分については、妥当な調査植物率を再検討する必要がある旨の指摘があった。

(2) ハナモモの取扱いについて

現在、切枝(切花)については、栽培の用に供する場合、移動制限

の対象としている。一方、花芽の萌芽した切枝については、栽培の用に供し得ないとの知見がある。このため、花芽が萌芽した状態で出荷されていることを確認できる場合には、移動制限の対象としないこととする方針について説明を行った。

専門家から、方針については妥当であるが、移動制限の対象が変更となることから、混乱が生じないように、周知を徹底する必要があるとの指摘があった。

Ⅲ その他

1 対策検討会で得られた意見の取扱い

農林水産省は、対策検討会で得られた専門家の意見を踏まえ、最終的な対応方針を決定し、「プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成22年農林水産省令第4号）」の改正等を行うこととしている。

（以上）



25消安第785号
平成25年5月30日

各地方農政局消費・安全部長
北海道農政事務所消費・安全部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 殿

消費・安全局農産安全管理課長

蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について

多数の蜜蜂が死亡したり巣箱からいなくなる原因としては、ウイルスや細菌等の病原体、ダニその他の寄生虫、農薬、栄養不良、環境ストレスなどが考えられている。そのいずれが主たる要因であり、これらが複合的に作用して蜜蜂にどのような影響を与えるのかについては明らかにされていないが、近年、浸透移行性の農薬の影響が注目を集めているところである。

わが国における蜜蜂のこのような異常に関しては、平成21年に花粉交配用蜜蜂の不足が生じた際に、(独)農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所が「ミツバチ不足に関する調査研究報告書」において、養蜂家から提供のあった蜜蜂の異常に関する情報を取りまとめている。本報告書では、情報提供者が異常の原因として挙げたものの中には、農薬やダニが含まれていたが、大半は原因が不明であり、かつ、農薬が原因とされた事例についても、具体的な情報の含まれているものはごく一部であったとされている。

一方、農薬の使用に伴って発生した疑いのある蜜蜂の被害事例（死亡数の急激な増加等をいう。）としては、毎年全国で数件程度の報告がある（「農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況」）。これに関して、農林水産省は被害の詳細な実態の把握に努めているが、必要な情報が十分でない場合が多い。

そこで、農薬による蜜蜂被害の全国的な発生状況をより正確に把握し、事故の発生要因を踏まえた被害防止対策の検討に資するため、別添のとおり蜜蜂被害事例調査実施要領（以下「実施要領」という。）を定め、平成25年度から平成27年度までの3年間、蜜蜂の被害事例のうち農薬の関与が疑われるものについて、蜜蜂被害と周辺作物の作付状況、農薬の使用状況との関連性等の情報を収集することとした。本調査により得られる情報は、どのような経路で蜜蜂が農薬に暴露されて被害が発生するのかの推定や、被害を最小限に抑える農薬の使用法や蜜蜂の管理法の検討に活用していくこととなる。

については、実施要領2の（1）及び（2）に基づく被害状況の聴取及び現地調査に関して別紙のとおり都道府県畜産部局の協力を得ることとしているので、貴職より管下の都道府県の農薬担当部局に対し、実施要領2の（3）に基づく周辺農地に関する情報の調査への協力に関して、御指導いただきたい。

なお、本調査は、調査結果全体の解析によって、蜜蜂の被害と農薬散布との間にどのような因果関係があるのかを解明しようとするものであり、個々の被害について農薬散布が原因であることを立証するためのものではない。また、個人情報保護及び調査の円滑な実施のため、個別の被害事例を特定できるような情報は公にしないこととしている。調査の実施に当たっては、このことについて、関係者に誤解のないよう事前に御説明いただきたい。

蜜蜂被害事例調査実施要領

1. 調査の目的

本調査は、農薬による蜜蜂の被害の全国的な発生状況を把握し、被害防止対策の検討の基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査の流れ

本調査は、蜜蜂被害（別紙1に示すような巣門前の死虫の顕著な増加、巣箱の働き蜂の著しい減少等の異常をいう。）を発見した養蜂家からの連絡を受けて開始する。

(1) 被害の概況等の聴取（別紙2の蜜蜂被害報告様式（以下「報告様式」という。）I. 1～3）

連絡を受けた都道府県畜産担当部局の担当者は、被害の発生場所、確認日時等について養蜂家から可能な限り情報を聴取する。

(2) 現地調査（報告様式I. 4～10）

(1)の聴取を行った都道府県畜産担当部局の担当者は、現地調査を実施する。ただし、以下の場合を除く。

- ① 養蜂家がダニ、蜂病など農薬以外の原因を特定している場合
- ② 養蜂家から聞き取った内容に基づき農薬以外の原因が推定され、養蜂家はその説明に納得している場合

現地調査は、可能な限り蜂病に関する知見を有する者が実施又は同行するものとし、(1)で聴取した内容を確認し、被害の状況を検分するとともに、蜂に見られる症状や蜂病の徴候の有無等を視認するとともに、蜂病の病原体の検査が可能な都道府県にあっては、必要に応じ検査用試料を採材する。

さらに、瀕死の蜜蜂又は腐敗の有無等から判断して死後間もないと考えられる蜜蜂が入手できる場合には、100匹程度以上を分析用試料として採材し、採材地点及び日時を送り状に記載の上、清浄な容器に入れて冷凍状態で独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）農薬検査部生態毒性検査課（〒187-0011東京都小平市鈴木町2-772、電話番号050-3797-1874）宛に送付する。

(3) 周辺農地に関する情報の調査（報告様式II）

(1)及び(2)の調査で、異常死の原因として農薬以外のものが特定できない場合には、農薬担当部局の担当者は、周辺地域における農薬の使用が原因である可能性を検討するための調査を実施する。具体的には、以下の情報を収集する。

- ・ 周辺地域における主要な農作物等の作付面積及び蜜蜂被害発生時における生育段階（蜜蜂が強く誘引される可能性のある植物やまとまった面積で作付けが行われる作物を中心とする。）
- ・ これらの主要な農作物等に対する農薬の使用状況（都道府県の防除指針や農協の防除暦に基づき使用される可能性がある殺虫剤を把握。無人ヘリコプター協議会や農協等を通じて、実際に防除が行われた期間についても可能な限り把握。）

3. 調査結果の報告

現地調査を実施した被害事例については、農薬以外の原因が特定されたものを含め、一連の調査が終了した時点で、別紙2の報告様式に調査結果を記入の上、地方農政局等を通じて、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室宛て提出する。その際、後日農林水産省から報告内容について確認が必要となった場合に連絡がとれるよう、畜産担当部局及び農薬担当部局の調査責任者名を必ず記入する。

4. 調査の実施時期

本要領に基づく調査は平成25年度から平成27年度まで実施する。ただし、結果によっては調査期間を延長することがある。また、収集した情報の解析結果等に基づき、報告様式の見直しを行う場合がある。

5. 調査結果の取りまとめ

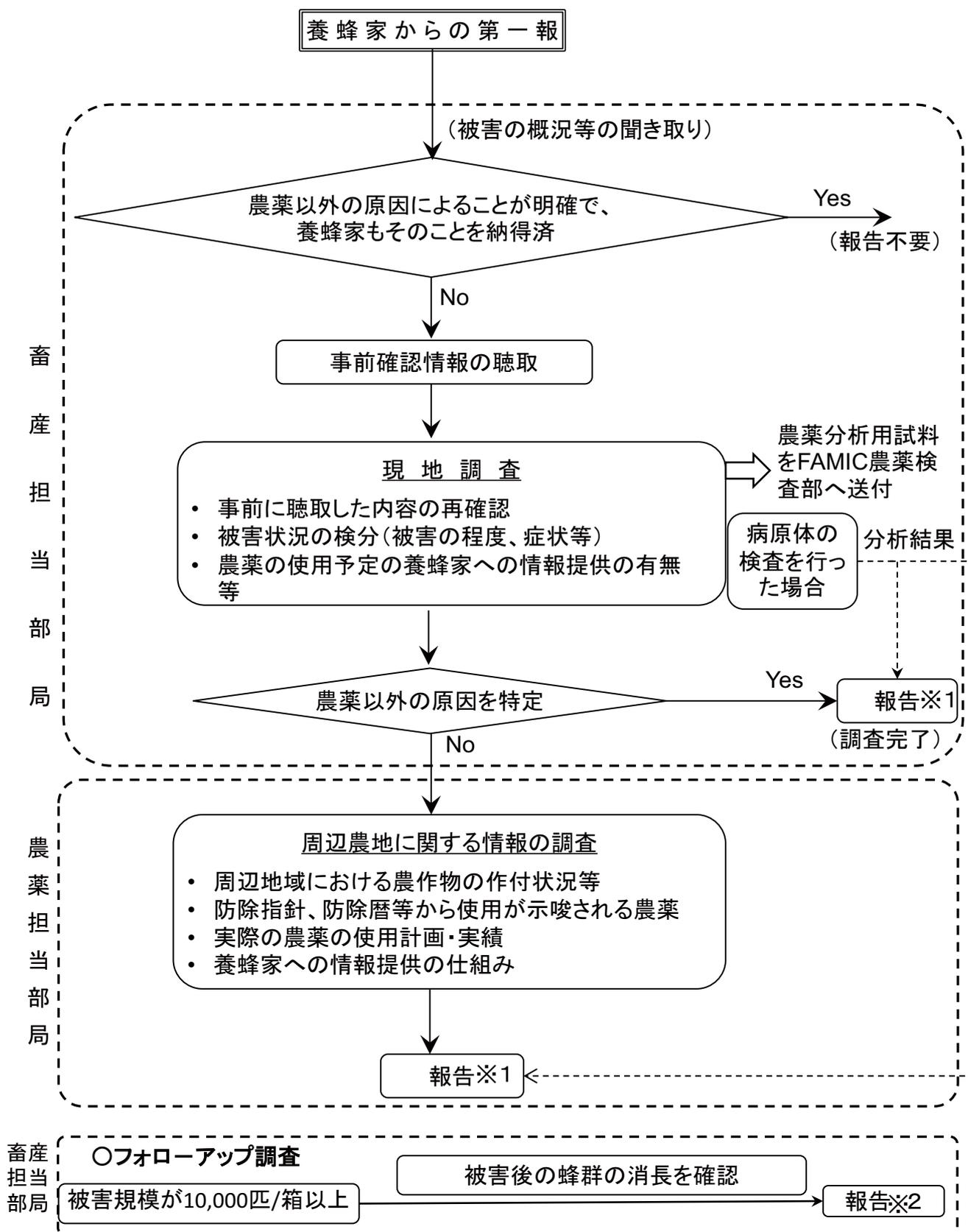
- (1) 当該調査によって把握した被害状況は、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室が年度ごとに取りまとめ、地方農政局等を通じ都道府県の関係部局に提供する。また、農薬が原因であることが確実であると判断された事例については、これまでどおり、「農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況」において、概要を公表する。
- (2) 平成25年度から27年度までの調査結果を一括して、以下の解析を行い、蜜蜂の被害を低減する効果が期待できる対策とともに解析結果を公表する。
 - ① 農薬を原因とする蜜蜂の被害が発生しやすい地域、作物及び季節
 - ② 周辺における農薬使用との関係
 - ③ 農薬の使用に関する情報の養蜂家への事前周知の効果等
- (3) 個別の被害事例を特定できるような情報を公にすると、養蜂家と耕種農家のトラブルを懸念し、情報提供に協力を得られないことも想定されることから、都道府県域以上に詳細な発生場所に関する情報は不開示情報とし、調査の個票を含め、公表しない。また、死虫等の分析用試料を採材した場合におけるFAMIC農薬検査部による分析の結果は、上記の解析に資する目的でのみ使用するものとし、個別の分析結果は同様に不開示情報とする。

本調査の報告の対象とする蜜蜂の被害事例等

1. 死虫（1,000 匹以上）が巣箱の周辺で見られる場合。特に以下の場合。
 - （1）巣門の前に死虫の山ができていているような場合
 - （2）死虫とともに、羽ばたきの異常や震えの見られる生虫が見られる場合
 - （3）舌を突き出して死んでいる蜜蜂が多く見られる場合

2. 1 以外の場合で、蜜蜂の減少が見られる以下に例示するような場合。
 - （1）巣箱のふたを開けたときにふたの裏側に付いている蜜蜂の数が急に減少した。
 - （2）働き蜂の中に占める外勤蜂の比率が著しく減少した。（内勤蜂の方が体色が薄いことから、巣箱内でみられる蜂群全体の色の変化として捉えることができる。）

蜜蜂被害事例調査フロー



※1 報告は、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室宛てに提出。

※2 報告は、生産局畜産部畜産振興課を経て、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室宛てに提出。

薬の適正使用に関して発出された指導通知一覧

1. 「病害虫等の防除における農薬の適正使用の徹底について」（平成 15 年 3 月 10 日付け 14 生産第 9797 号 農林水産省生産局長通知）
2. 「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」（平成 17 年 12 月 20 日付け 17 消安第 8282 号 農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）
3. 「農薬適正使用に係る指導の特別強化について」（平成 18 年 3 月 27 日付け 17 消安第 13309 号 農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）
4. 「非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策について」（平成 18 年 4 月 28 日付け 18 消安第 1212 号 農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）
5. 「農薬適正使用に係る対応の強化について」（平成 18 年 5 月 29 日付け 18 消安第 2354 号 農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）
6. 「クロロピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（平成 18 年 11 月 30 日付け 18 消安第 8846 号 農林水産省消費・安全局長通知）
7. 「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成 19 年 3 月 28 日付け 18 消安第 14701 号 消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）
8. 「誤認の多い農作物への農薬の適正使用の指導について」（平成 19 年 11 月 15 日付け 18 消安第 10047 号 消費・安全局農産安全管理課長、生産局農産振興課長 園芸課長特産振興課長、大臣官房参事官通知）
9. 「農薬適正使用の徹底について」（平成 22 年 12 月 15 日付け 22 消安第 7478 号 消費・安全局農産安全管理課長通知）
10. 「種子等に対する農薬の適正使用の徹底について」（平成 23 年 1 月 7 日付け 消費・安全局農産安全管理課農薬対策室課長補佐（農薬指導班）事務連絡）
11. 「農薬の誤飲を防止するための取組について」（平成 23 年 5 月 16 日付け 23 消安第 1114 号 消費・安全局長通知）
12. 「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」（平成 23 年 9 月 5 日付け 23 消安第 3034 号 消費・安全局農産安全管理課長 植物防疫課長通知）
13. 「残留農薬検査における分析対象成分について」（平成 23 年 9 月 14 日付け 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室長事務連絡）
14. 「水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底等について」（平成 23 年 10 月 12 日付け 23 消安第 3601 号 消費・安全局農産安全管理課長通知）
15. 「住宅地等における農薬使用について」（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）
16. 「農薬の使用基準が変更された場合の注意喚起について」（平成 25 年 11 月 7 日付け 消費・安全局農産安全管理課農薬対策室課長補佐（農薬指導班）事務連絡）
17. 「小学校等における稲作体験学習に係る注意喚起について」（平成 27 年 5 月 14 日付け 消費・安全局農産安全管理課農薬対策室課長補佐（農薬指導班）事務連絡）

みどりのたより

第 64 号

発行日 平成 27 年 12 月 15 日

発 行 緑の安全管理士会 事務局

〒101-0047

東京都千代田区内神田 3-3-4 (全農薬ビル 5 階)

公益社団法人 緑の安全推進協会 内

TEL : 03-5209-2511

FAX : 03-5209-2513

http : //www.midori-kyokai.com

Eメール : midori@midori-kyokai.com

